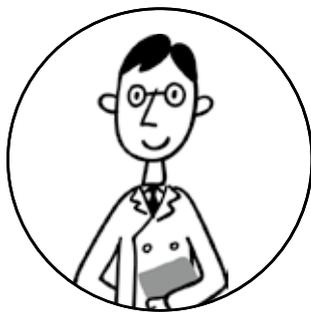
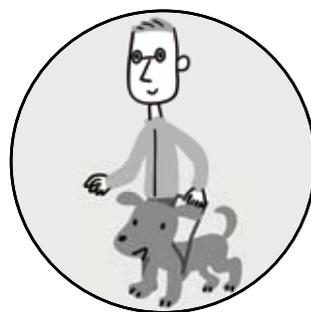


ふみ みやこ
「文の京」ハートフルプラン
文京区地域福祉保健計画

障害者計画

平成 24 年度～平成 26 年度



文京区

もくじ



第1章 計画の改定に当たって.....	1
第1節 計画改定の背景及び趣旨.....	1
第2節 計画の性格・位置づけ.....	2
第3節 計画の期間.....	2
第4節 計画の構成.....	3
第5節 計画改定の検討体制.....	4
第6節 計画の推進に向けて.....	4
第2章 地域福祉保健計画の考え方.....	5
第1節 基本理念.....	5
第2節 基本目標.....	6
第3章 障害者・障害児を取り巻く現状と課題.....	7
第1節 障害者・障害児の人数.....	7
第2節 地域生活の現状と課題.....	10
第3節 障害者・障害児に関する重点課題.....	27
第4章 計画の目標と体系.....	29
第1節 計画の目標.....	29
第2節 計画の体系.....	29
第5章 計画事業.....	34
第1節 自立に向けた地域生活への支援.....	34
第2節 相談支援と権利擁護の充実.....	51
第3節 障害者が当たり前に関われる就労支援.....	57
第4節 子どもの育ちと家庭の安心への支援.....	64
第5節 ひとにやさしいまちづくりの推進.....	76
資料編.....	87
1 当事者・保護者等ヒアリング調査.....	88
2 障害者計画シンポジウム.....	112
3 障害者計画改定に対する「当事者等の意見を聞く場」.....	116
4 計画改定の検討体制.....	118
5 計画改定の検討経過.....	125

ふみ みやこ 「文の京」ハートフルプラン

たくさんのあたたかい心、地域の支え合いが、人々の幸せを育み、真の「地域福祉保健」を推し進めます。

「文の京」が、あたたかい心あふれる地域となるよう、障害者計画等の分野別計画を総称して『「文の京」ハートフルプラン』と名付けています。

第1章 計画の改定に当たって

第1節 計画改定の背景及び趣旨



- わが国では、ノーマライゼーション^{*1}の理念のもと、障害のある人もない人も、地域でともに暮らし、ともに活動できる社会の実現に向け、障害のある人の自立と社会参加を目的に施策が講じられてきました。
- 本区では、障害者基本法に基づく「障害者計画」を策定するとともに、平成18年からは、障害者自立支援法の施行に伴い、日常生活支援をはじめとする様々な障害福祉サービスの充実に取り組んできています。
- しかし、平成22年12月には、障害者自立支援法や児童福祉法等を一括して改正する法律が成立し、発達障害が障害者自立支援法上の障害者とされました。
また、障害者基本法の改正をはじめ、現在国において検討されている障害者福祉制度の見直し、さらに、障害者差別禁止に係る法制の検討等が行われているところです。
- 平成23年6月には、障害のある人に対する虐待を防ぐため、虐待を発見した人に自治体への通報を義務付けることなどを盛り込んだ障害者虐待防止法が成立し、平成24年10月から施行されます。
- 国においては、障害者の権利に関する条約の批准に向け、国内法の整備に取り組んでいます。今後ノーマライゼーション、合理的配慮^{*2}の考えを踏まえ、障害のある人を地域で包み込み、ともに生きる社会づくりを目指していく必要があります。

^{*1} ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、すべての人が地域で普通（ノーマル）の生活を送ることを当然とし、共に認め合って普通の生活ができる社会を創造すること、また、その考え方。

^{*2} 合理的配慮

障害のある人もない人も、互いに生き方や生きがいを尊重し、認め合い、共に暮らしていくために必要な配慮。例えば、障害者が継続して仕事ができるよう人的な支援や職場環境の改善を雇用者が行うことや、障害者が円滑に移動できるように支援すること（過度の負担とならない範囲）が該当する。

第2節 計画の性格・位置づけ



- 本計画は、「文京区基本構想」に基づき、その基本理念、将来像等を踏まえて策定する、本区の福祉保健施策を推進するための基本となる総合計画である、文京区地域福祉保健計画の分野別計画の一つです。
- また、障害者基本法に基づく「障害者計画」と、障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画」を一体的に策定した計画で、区の障害者施策を総合的・計画的に推進するための基本計画となるものです。
- そして、「文京区都市計画マスタープラン」、「文京区地域防災計画」、「文京区アカデミー推進計画」等の他の分野における行政計画とも整合・連携した計画となっています。

	法的な位置づけ	計画の性格	策定の内容
文京区障害者計画	障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」	障害者施策の基本計画	障害者施策の基本的な方向性
	障害者自立支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」	基本計画を具体化する事業計画	障害者自立支援法の各種サービス（施設通所、ホームヘルプ、短期入所等）の需要見込量や達成目標 障害者計画で示した基本的な方向性を具体化するための施策や事業

第3節 計画の期間



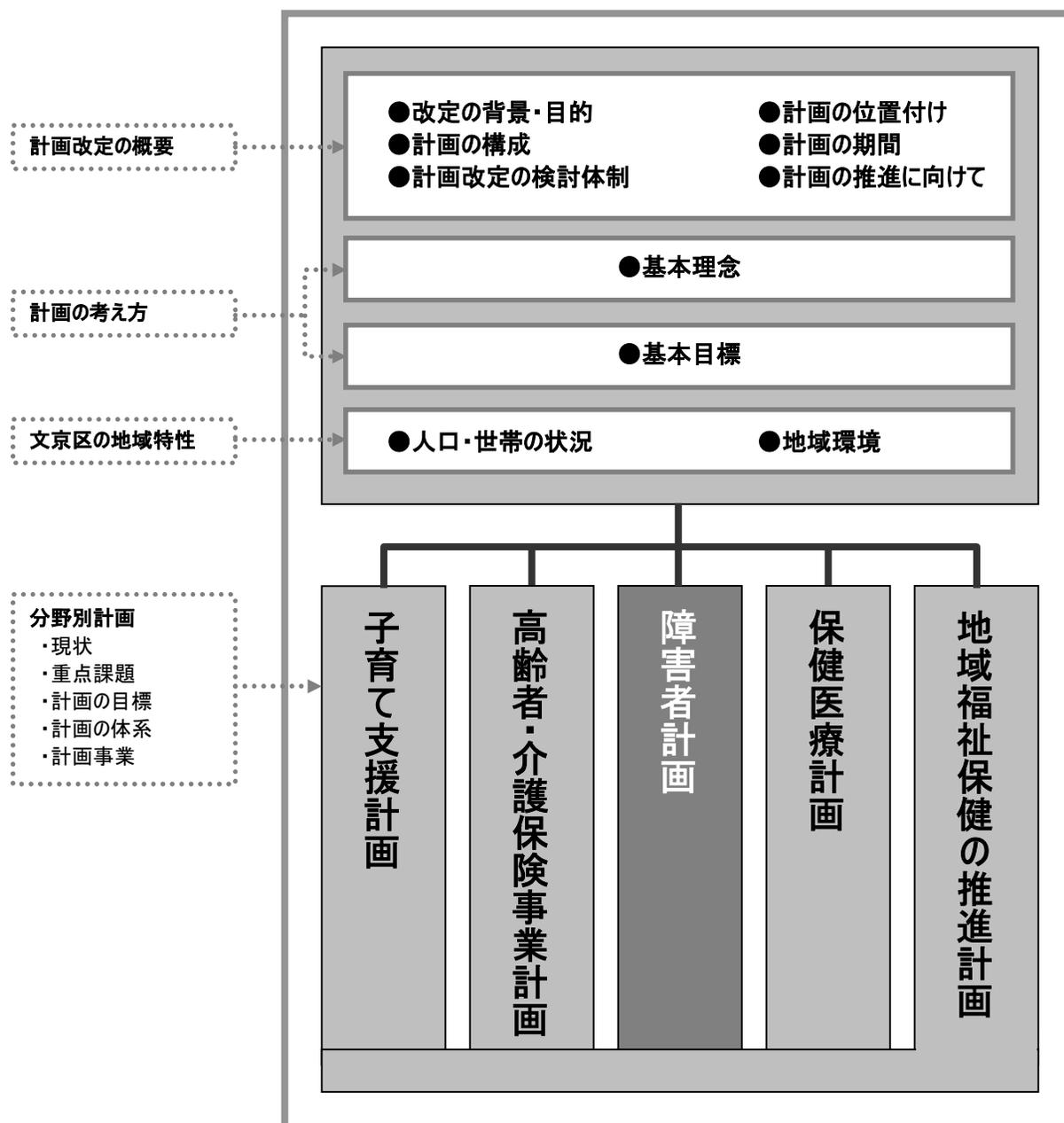
- 本計画は、平成24年度から平成26年度までの3年間を計画期間とします。ただし、国の動向や社会情勢が変化した場合、本計画を見直す等、その変化に柔軟に対応していきます。

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
文京区基本構想				
文京区基本構想実施計画				
前期計画		文京区地域福祉保健計画 障害者計画		



第4節 計画の構成

- 本計画は、文京区地域福祉保健計画全般に係る考え方、基本理念及び基本目標等を取りまとめた総論部分と、障害者を主として対象者ごとに設定した分野別の計画部分で構成されています。



第5節 計画改定の検討体制

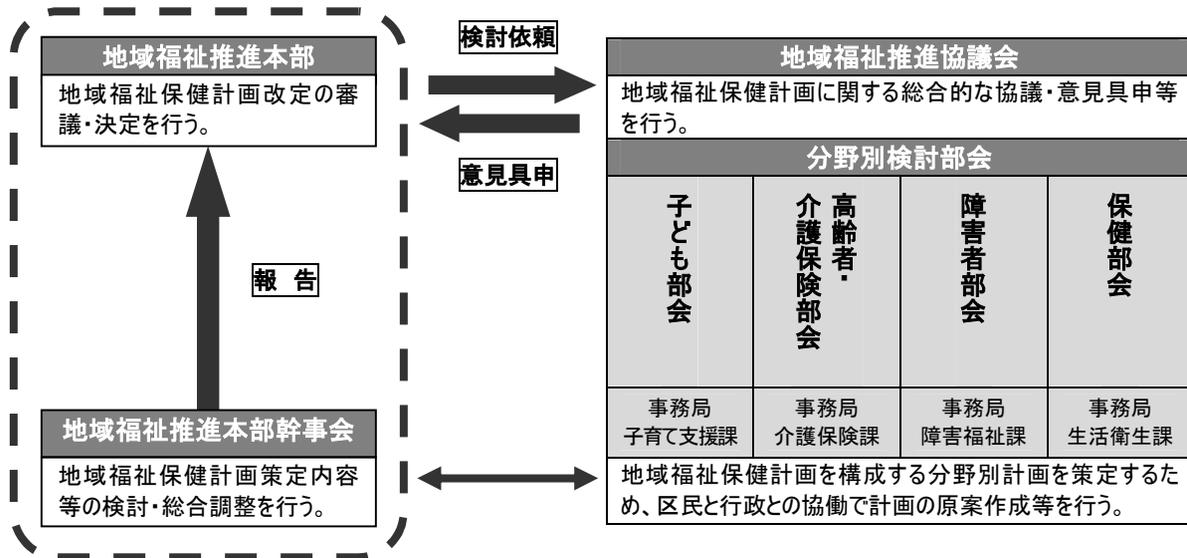


(1) 区民参加の検討体制

- 本計画の改定に当たっては、学識経験者、福祉保健関係団体の代表者、公募区民等で構成する地域福祉推進協議会、及びその下部組織である障害者部会における検討を踏まえて、改定を行いました。
- なお、これらの会議はすべて公開とし、広く区民に開かれた審議を行いました。
- また、計画の検討経過をホームページ等で公表するとともに、「中間のまとめ」について、パブリックコメント（区民意見公募）の実施や区民説明会の開催により、区民の意見・要望を十分に把握し、計画への反映を図りました。

(2) 全庁的な検討体制

- 区の庁内組織である地域福祉推進本部及び地域福祉推進本部幹事会において、福祉保健に関連する部署間の緊密な連絡調整等を図り、計画の組織横断的な検討・総合調整を行いました。



第6節 計画の推進に向けて



(1) 計画の進行管理

- 本計画を着実かつ効果的に実施していくため、継続的な事業の点検・評価を行うとともに、不断の見直しを図り、実効的な事業展開に結び付けていきます。
また、区民、学識経験者等で構成される地域福祉推進協議会において、区民等の意見を検討・反映させながら、進行管理を行っていきます。

(2) 庁内体制

- 地域福祉保健の推進に当たっては、区の庁内組織である地域福祉推進本部において、計画の進捗状況を集約し、福祉、保健、医療、住宅、まちづくり等の広範囲にわたる施策を総合的及び体系的に推進していきます。

第2章 地域福祉保健計画の考え方

文京区基本構想に掲げる「みんなが主役のまち」「文の京」らしさのあふれるまち「だれもがいきいきと暮らせるまち」の実現に向け、次の基本理念及び基本目標に基づいて、地域福祉保健を推進していきます。

第1節 基本理念



○人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が活かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

○自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

○支え合い認め合う地域社会の実現

だれもが、ノーマライゼーションの理念に基づき、主体的に社会参加し、世代を超えて相互に理解・協力し、支え合い認め合う地域社会の実現を目指します。

○健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

○区民参画及び協働の推進

区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者などが、地域の課題を解決するための活動に主体的に参画し、協働することを推進します。

○男女平等参画の推進

男女が互いの人権や個性を尊重し、社会のあらゆる分野に参画して、個性豊かにいきいきと暮らせる地域社会を目指します。

第2節 基本目標



- だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。
- だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。

第3章 障害者・障害児を取り巻く現状と課題

第1節 障害者・障害児の人数

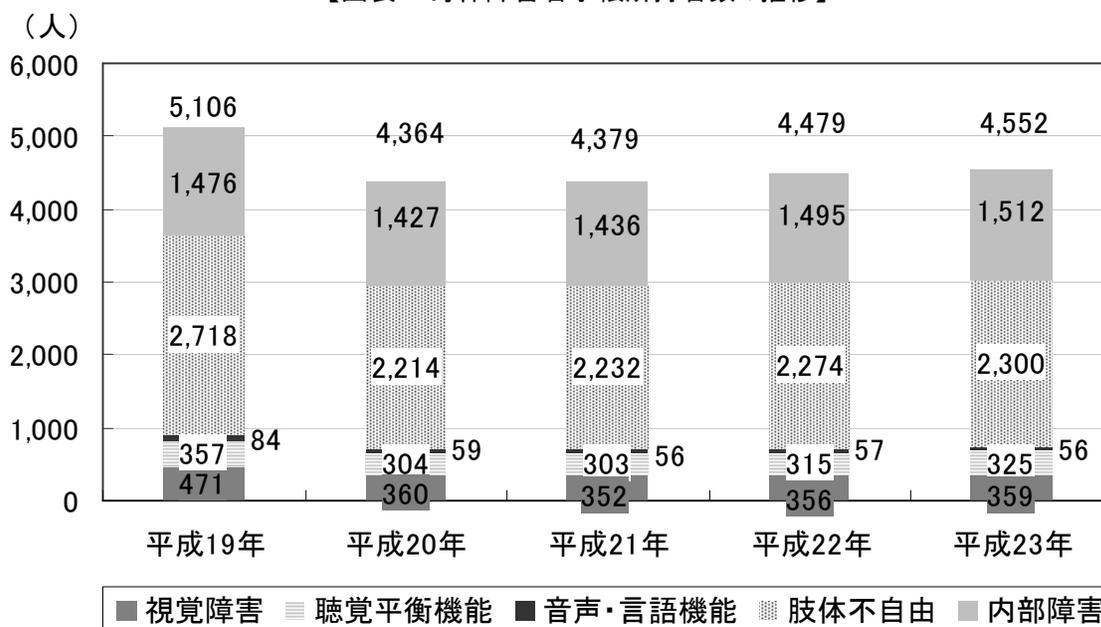


本区の障害者、障害児の数は、平成23年4月1日現在、身体障害者手帳所持者が4,552人、愛の手帳所持者（知的障害者）が761人、精神障害者保健福祉手帳所持者が677人となっています。身体障害者の種別では、肢体不自由と内部障害で全体の83.7%を占め、愛の手帳では、3度（中度）と4度（軽度）で全体の68.2%を占めています。

(1) 身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者は、平成23年4月1日現在、4,552人です。3年前の平成20年と比較すると4.3%の増加となっています。身体障害者の種別では、肢体不自由と内部障害で全体の83.7%を占めています。身体障害者手帳所持者のうち、1級・2級（重度）の手帳所持者の割合は、全体の47.5%で約半数を占めています。身体障害者を年齢でとらえると、65歳以上の高齢者が約3分の2を占めており（63.9%）、人口全体の高齢化率と比べると障害者の高齢化が進んでいます。

【図表1：身体障害者手帳所持者数の推移】

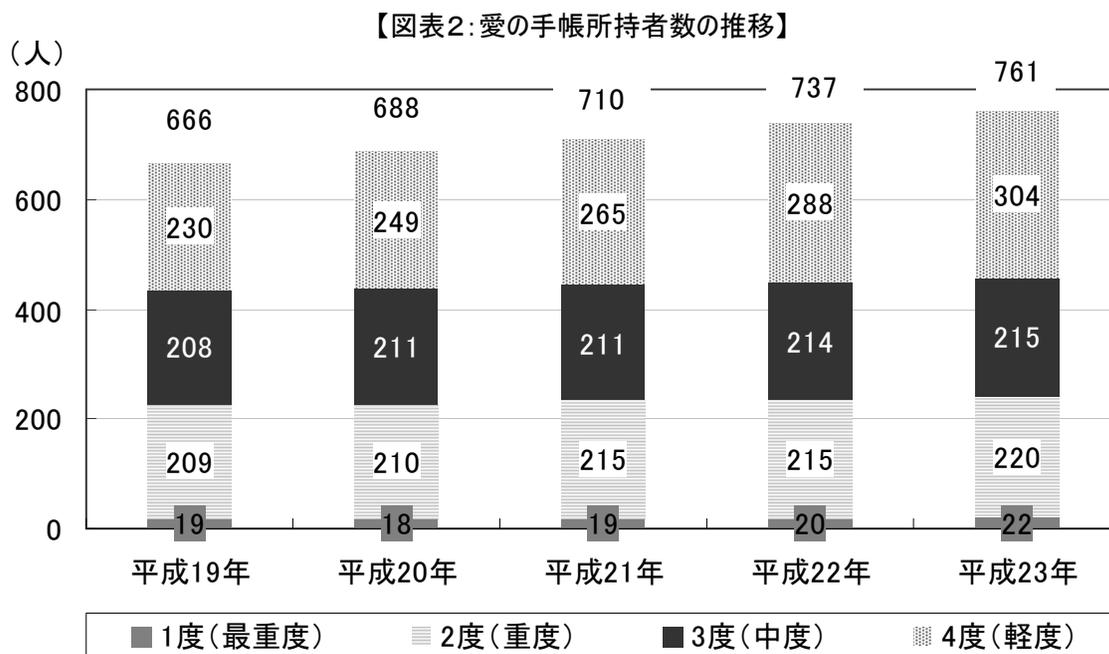


（各年4月1日現在）

※身体障害者手帳所持者数は、平成20年から新電算システム稼動に伴い、住民基本台帳のデータにより算出しました。これまでの手帳所持者数は、手作業により集計していたため、重複障害者の二重計上や転出・死亡等の届出のない者の未削除等があり、実数を上回っていました。

(2) 愛の手帳所持者数

愛の手帳所持者は、平成 23 年 4 月 1 日現在、761 人です。4 年前の平成 19 年と比較すると 14.3%の増加となっています。数、割合とも4度（軽度）の増加が顕著です（74 人、32.2%増）。3度（中度）と4度（軽度）で全体の 68.2%を占めています。

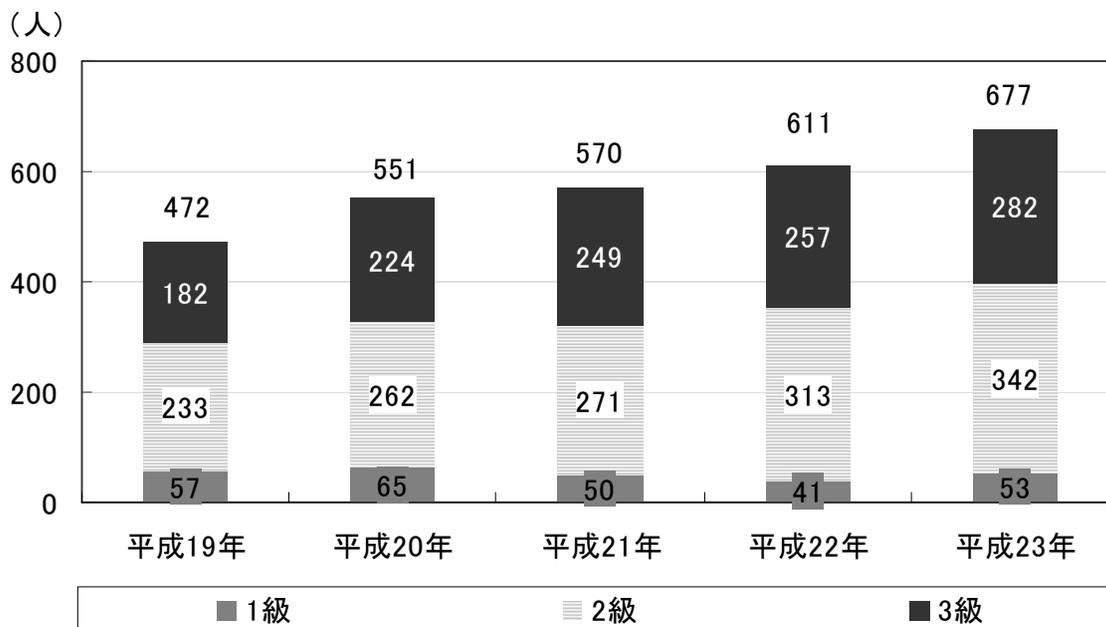


(各年4月1日現在)

(3)精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成 23 年 4 月 1 日現在、677 人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者を平成 19 年と比較すると、43.4%増加しています。障害者自立支援法による自立支援医療（精神通院）の利用者は、平成 23 年 4 月 1 日現在 1,712 人で、平成 19 年の利用者（1,224 人）と比較すると 39.9%の増加となっています。

【図表3:精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

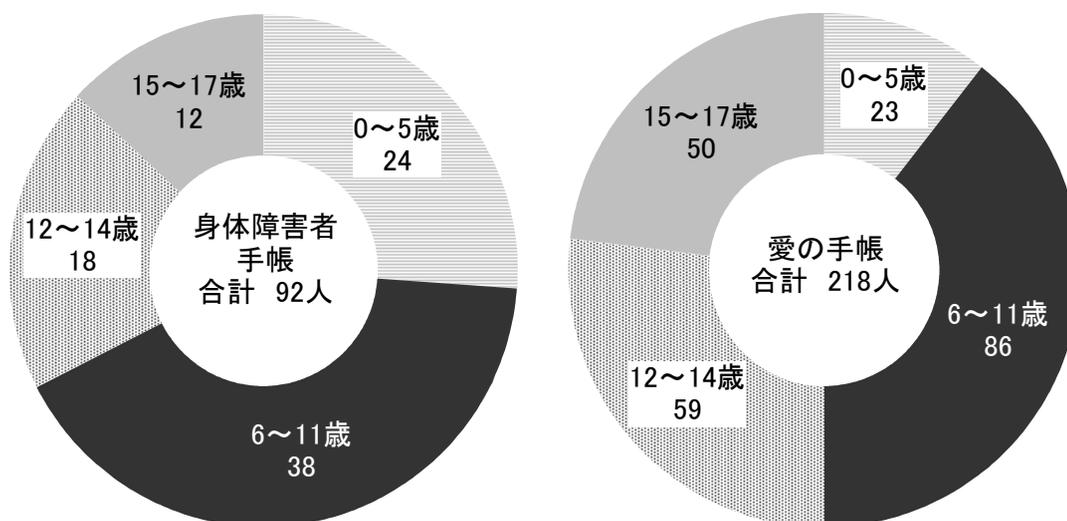


(各年4月1日現在)

(4)障害児の年齢別手帳所持者数

障害児の年齢別手帳所持者は、平成 23 年 4 月 1 日現在、身体障害者手帳と愛の手帳を合わせて 310 人となっています。

【図表4:障害児の年齢別手帳所持者数(平成 23 年4月1日現在)】



第2節 地域生活の現状と課題

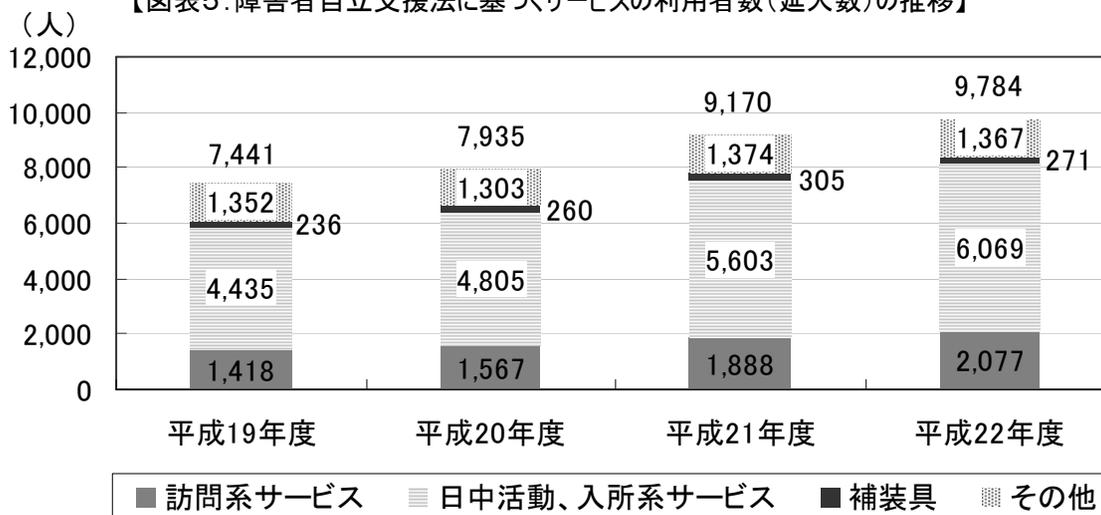


(1) 自立に向けた地域生活への支援

○障害者自立支援法に基づくサービスの利用者数

障害者自立支援法に基づくサービスの利用者数は、事業開始当初より漸増し、平成19年度から平成22年度の4年間で31.5%増加しており、平成23年度はさらに増加する見込みです。

【図表5: 障害者自立支援法に基づくサービスの利用者数(延人数)の推移】



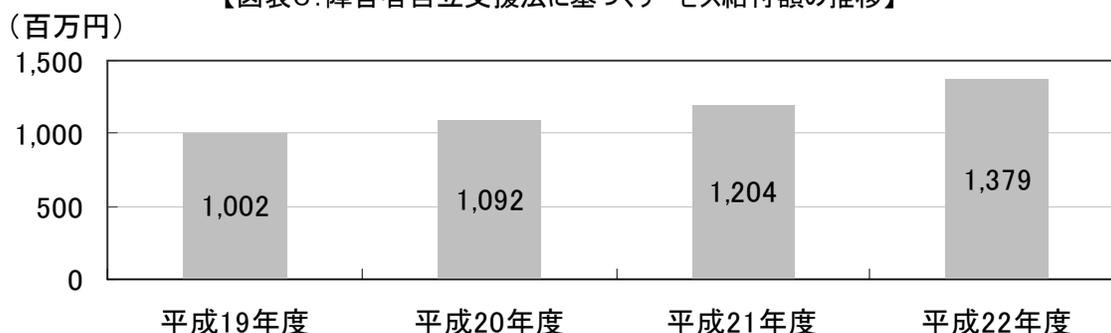
(各年度末現在)

- 訪問系サービス：居宅介護、重度訪問介護、行動援護等
- 日中活動、入所系サービス：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童デイサービス、短期入所、療養介護、ケアホーム、グループホーム、施設入所支援等
- その他：サービス利用計画、高額障害福祉サービス、特定障害者特別給付費等

○障害者自立支援法に基づく給付額

障害者自立支援法に基づくサービスの給付額についても、事業開始当初より漸増し、平成19年度から平成22年度の4年間で37.6%増加しており、平成22年度は13億円を超えています。

【図表6: 障害者自立支援法に基づくサービス給付額の推移】



(各年度末現在)

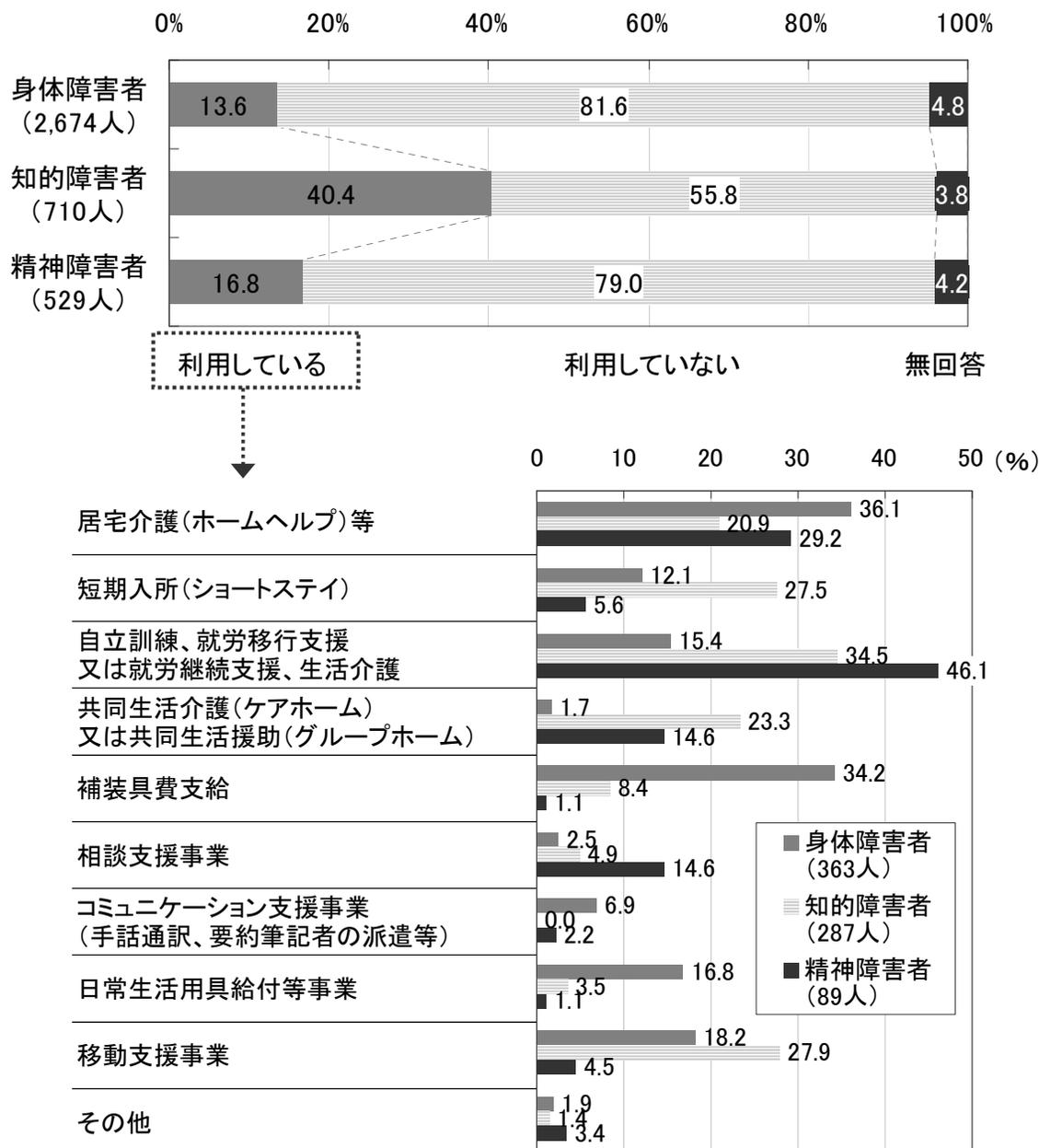
※障害福祉サービス費、高額障害福祉サービス費、自立支援医療費、補装具費、地域生活支援事業費の決算額です。

○都の調査から 東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」

東京都の調査によると、過去一年間で障害者自立支援法による障害福祉サービスを利用した割合は、知的障害者が40.4%、身体障害者と精神障害者はそれぞれ13.6%、16.8%であり、知的障害者のサービス利用の傾向が高くなっています。

また、利用内容で最も割合が高かったのは、身体障害者では居宅介護、知的障害者と精神障害者は、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援、生活介護となっています。

【図表7：障害者自立支援法による障害福祉サービスの利用状況】

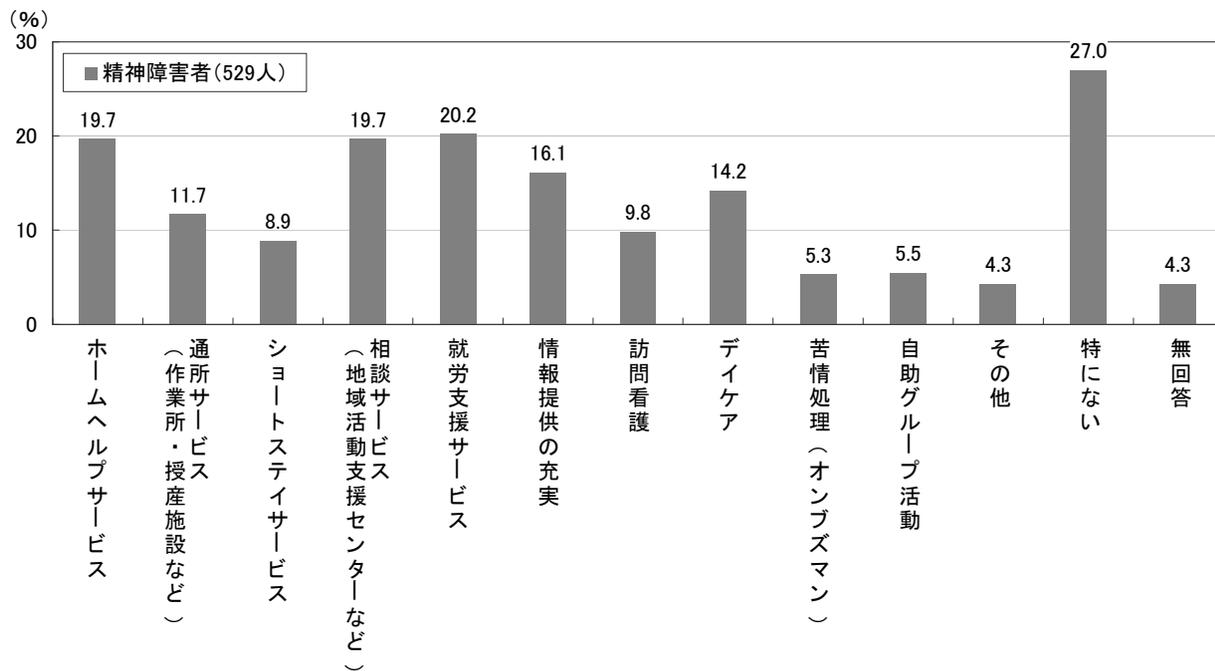
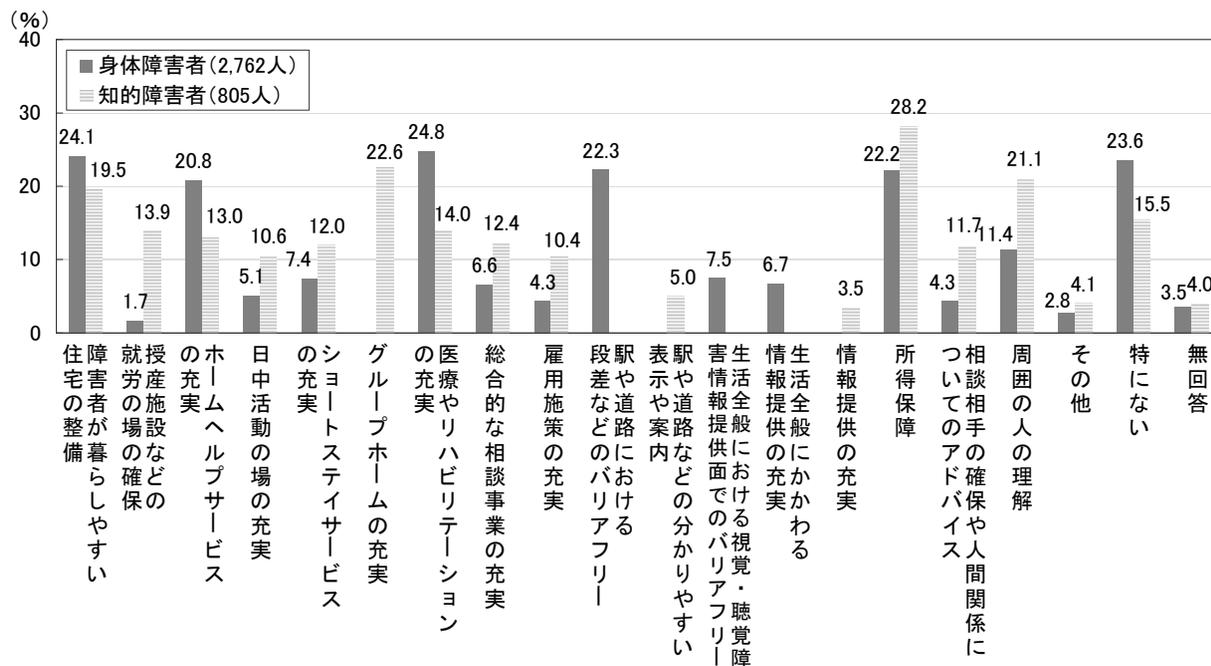


(注)「居宅介護等」には、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援を含む。

資料：平成20年度東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」

生活に必要な福祉サービス等についての意向は、東京都の調査によると、身体障害者では医療やリハビリテーションの充実が高く、知的障害者では所得保障の割合が高いことに加え、グループホームの充実の割合の増加が5年前の調査より2.2ポイント増加しています。精神障害者では就労支援サービスの割合が最も高くなっています。

【図表8: 生活に必要な福祉サービス等】



資料:平成20年度東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」

ヒアリング調査*における日常生活支援サービスの主な意向と課題

【意向】

- ・ホームヘルパーへの満足度は高い。買い物や夜間の病気への対応、重度の知的障害者への支援、精神障害者への支援の充実を求める意見があった。
また、費用の負担軽減への要望もみられる。
- ・介助者の高齢化や親なき後の自立のためにも居宅介護の要望がある。
- ・移動と居宅介護のパッケージによる提供も望んでいる。
- ・短期保護については、施設の充実への期待が強い。
また、制度利用要件の拡大や、より柔軟な運用への希望も出された。
- ・ショートステイは即時に入所できることが望まれている。
- ・本人の生活能力の向上につながるような支援のあり方への要望も見られる。

【課題】

- 障害者が自立した社会生活を送ることが可能となる、個別のニーズとライフステージに応じたサービスの質・量の確保
- 3障害共通して、短期保護・ショートステイの拡充
- 精神障害に係る支援の拡充

* 文京区を行ったヒアリング調査について

文京区障害者計画改定の基礎資料とするため、区内の障害者施設の利用者やその保護者、障害者団体等を対象にヒアリング調査を実施しました。

【調査期間】

実施時期 平成23年5月19日(木) ～ 平成23年6月7日(火)

【ヒアリング方法】

通所施設は、各施設を訪問し、各団体等はシビックセンター内会議室でヒアリングを行った。

【調査対象等】

調査対象	施設・団体：29団体
人数実績	当事者：延192人
	保護者：延170人

この調査結果をもとに、当事者の意向や課題を把握し、計画改定に活かしています。

○生活の場の確保について

身体障害者、知的障害者、精神障害者共通して、ケアホーム・グループホーム整備の要望が高くなっています。その中でも身体障害者、知的障害者の保護者からは、入所施設を含めて整備への強い要望があります。

平成23年4月1日現在の施設等入所者数は、下表のとおりとなっています。

【図表9：施設等入所者数(平成23年4月1日現在)】

		都内	都外	合計
身体障害者	施設入所支援	7	9	16
	旧法入所療護施設	0	3	3
	計	7	12	19
知的障害者	施設入所支援	35	42	77
	ケアホーム	17	14	31
	グループホーム	9	4	13
	旧法入所更生施設	2	6	8
	旧法入所授産施設	0	6	6
	計	63	72	135
精神障害者	グループホーム	17	2	19
	宿泊型自立訓練	1	0	1
	計	18	2	20
合計		88	86	174

※旧体系施設（障害者自立支援法による体系以前の施設）については、平成24年4月1日から新体系（施設入所支援、グループホーム、ケアホーム）に移行する予定です。

ヒアリング調査における生活の場についての主な意向と課題

【意向】

- ・身体障害者、知的障害者等ケアホーム・グループホームへの要望が高く、親なき後の住家として施設整備を強く望んでいる。
- ・医療的ケアのできるホームへの要望もみられる。
- ・地域で一人暮らしをしたいという障害者の希望は多いが、地域で住居を探す際に、文京区は家賃が高いことと、適当な物件がないとの意見が述べられた。

【課題】

- グループホーム・ケアホームや入所施設の整備による、安心した地域生活が可能となる生活基盤施設の充実

○情報提供について

ITの利活用が、多くの人にとって生活の質の向上に役立つようになり、情報収集やコミュニケーションに不可欠なものとなってきています。その中で、視覚や聴覚など障害特性に応じた情報提供について、手話通訳や「文字を読む」等の従来から求められているサービスの充実のほか、様々に開発されるITの利用など多様な意見が出されています。

ヒアリング調査における情報提供についての主な意向と課題

【意向】

- ・3障害を通じて必要な情報が十分にいき渡っていないとの意見が出された。区報、ホームページ、「障害者福祉のてびき」を知らないケースもある。
- ・特に視覚障害者や聴覚障害者については、情報提供における人的なサポートなどを充実していくことが要望されている。
- ・精神障害者の場合、施設に関わっていない在宅の障害者については、情報が限られており、病院など様々な機関を通じた福祉サービス情報の提供などを検討していくべきとの意見が出された。
- ・区内で障害者手帳が利用できる施設や機関等の総合的な情報提供も望まれている。
- ・重複障害者に対するサービス情報提供の充実が要望された。

【課題】

- 情報提供の充実と障害特性等を踏まえた適切な手段による情報提供

(2) 相談支援と権利擁護の充実

< 相談支援の充実 >

○ 地域自立支援協議会の充実

障害者の地域における自立した生活を支援していくため、地域自立支援協議会が設けられ、その下に相談支援、就労支援、権利擁護の3つの専門部会を設置し、支援の仕組み等地域の課題を検討しています。

平成24年度からは、地域自立支援協議会は障害者自立支援法に位置付けられ、障害者の地域生活を支えていく支援のエンジンとなっていきます。

○ 相談支援事業に対する当事者からの意見

高齢者福祉分野におけるケアマネジャーのようなキーパーソンとなりうる支援者が障害福祉分野では規定されておらず、かかわるスタッフが多様でそれぞれ専門性を発揮しながら、ネットワークで連携して支援するという特徴があります。

また、障害の種類によっても、意見や要望の種類は異なっています。

ヒアリング調査における相談支援事業についての主な意向と課題

【意向】

- ・どこに相談したらいいか分からなかったり、情報が入手しにくかったりした。また、誰に相談すべきか迷ったりする。
- ・ワンストップ化について考える必要がある。
- ・知的障害者の相談は本人をよく知る人の継続した相談を望む声が強い。
- ・精神障害者には夜間相談の要望や保健師への期待も大きい。
- ・高齢者の制度のような地域包括支援センターやケアマネジャーがあるとよい。

【課題】

- 分かりやすい相談窓口とその充実
- 相談機関の緊急時対応やアウトリーチ(潜在的なニーズに手を差し伸べ、利用実現を図る取組)等の機能強化

< 権利擁護の充実 >

○ 権利擁護事業の普及啓発

社会福祉協議会において、権利擁護事業を行っています。福祉サービスの利用に関する苦情の受付やサービスの利用援助などを行うほか、成年後見制度の普及啓発、利用促進を進めています。

また、平成22年度から社会福祉協議会として法人後見を行うなど、権利擁護の充実を図っています。

○ 障害者虐待防止法について

平成24年10月の障害者虐待防止法の施行を視野に、虐待防止のための体制整備を行うとともに、障害者虐待防止センターの設置や、虐待防止のネットワークを構築していきます。あわせて、区民に対する周知や障害者施設の支援員への研修等により、啓発活動にも取り組んでいきます。

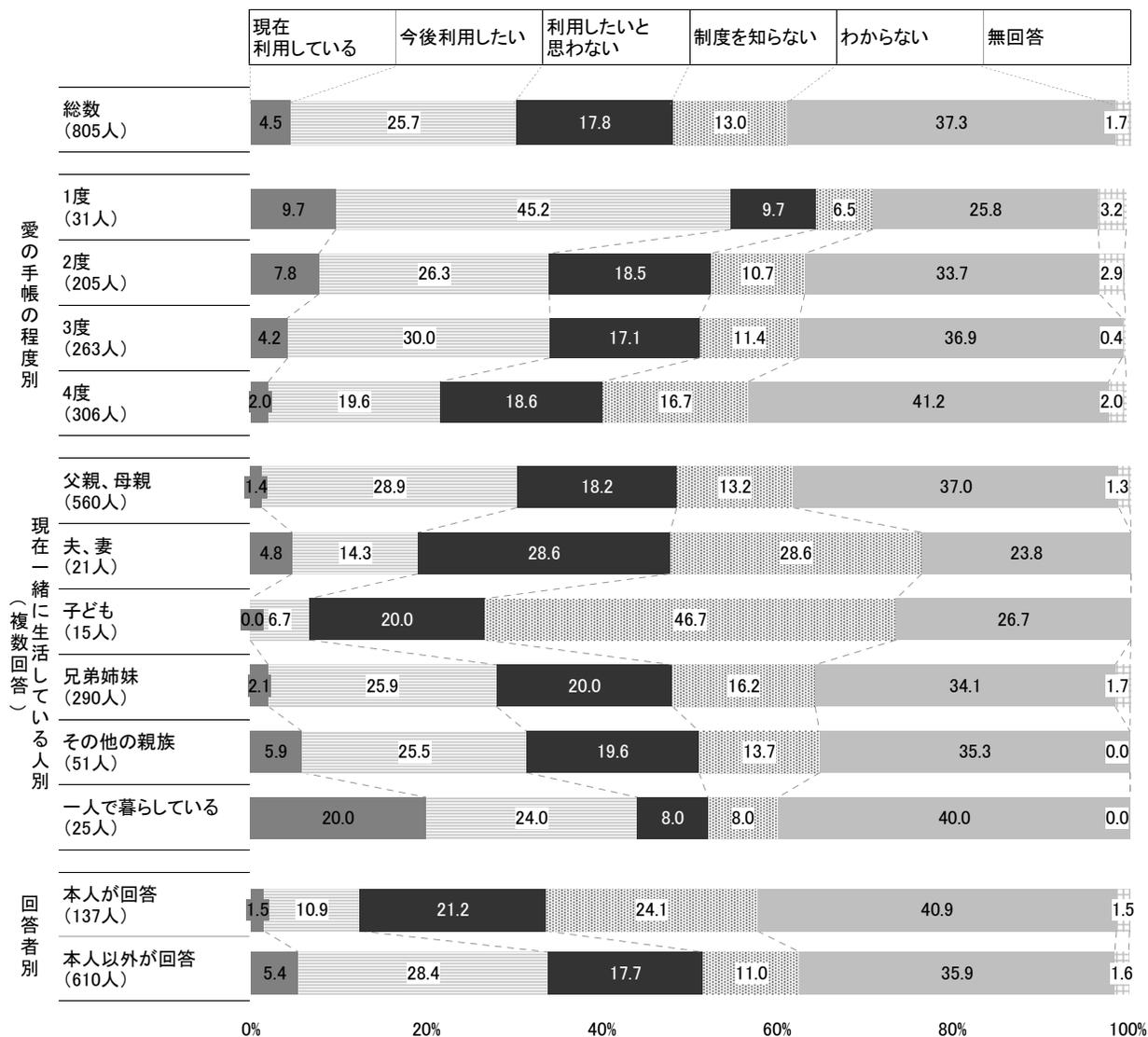
また、本人への虐待防止の啓発に加えて、養護者への周知啓発や支援についても、

施策を進めていく必要があります。

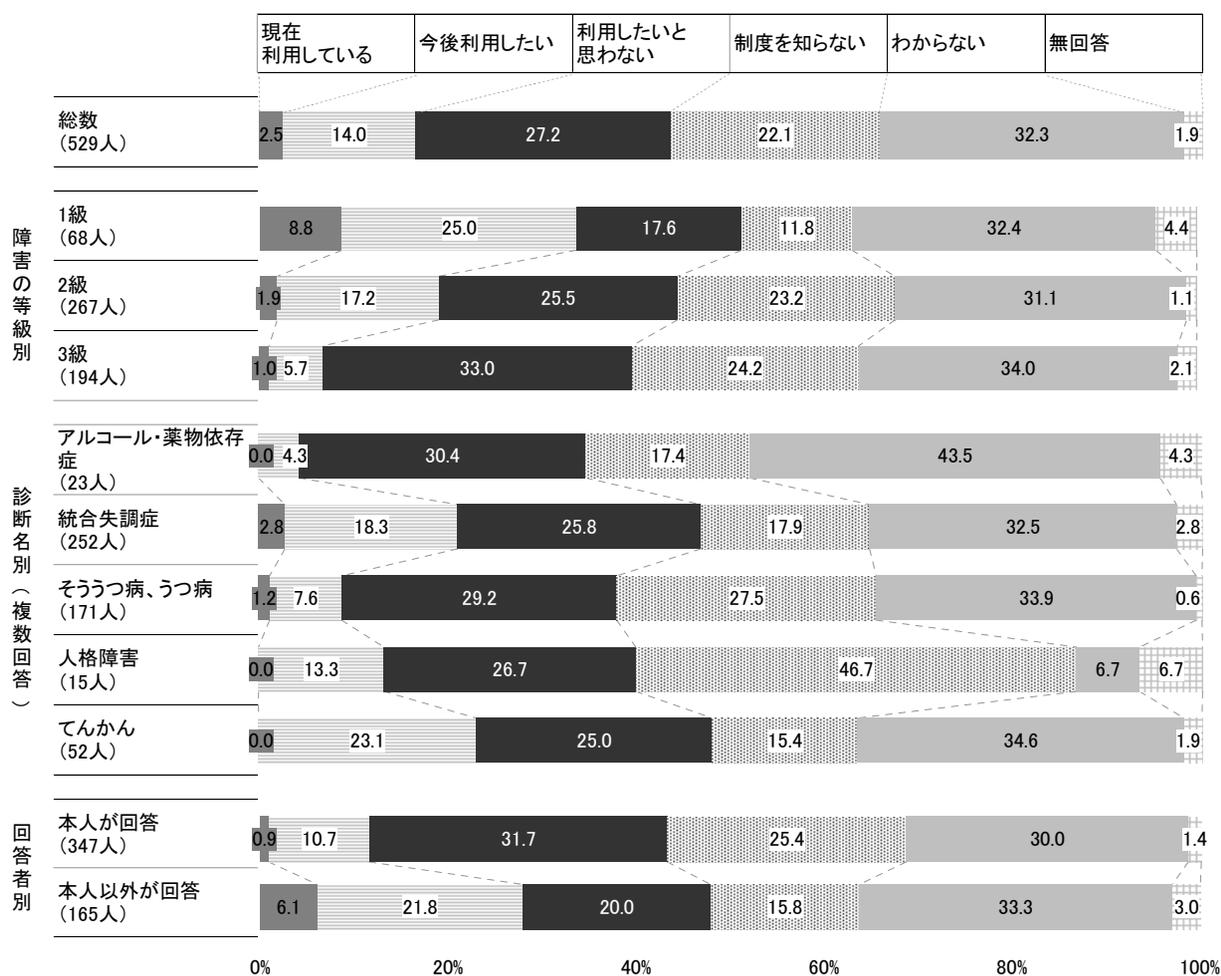
○都の調査から 東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」

成年後見制度の利用意向については、「わからない」が知的障害者、精神障害者それぞれ37.3%、32.3%と割合が高くなっています。知的障害者では、本人が回答した利用意向よりも、本人以外の回答の方の利用意向が高い割合で出ています。

【図表 10: 成年後見制度の利用意向(知的障害者)】



【図表 11: 成年後見制度の利用意向(精神障害者)】



資料:平成 20 年度東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」

ヒアリング調査における権利擁護事業についての主な意向と課題

【意向】

- ・ 成年後見制度についての周知や学習機会の提供が必要との意見がある。
- ・ 親なき後の第三者による成年後見も必要との意見が出された。
- ・ 成年後見制度で対応できない場合の支援の充実の要望があった。

【課題】

- 成年後見制度等の周知、普及啓発、将来の安心に備えた地域生活の支援

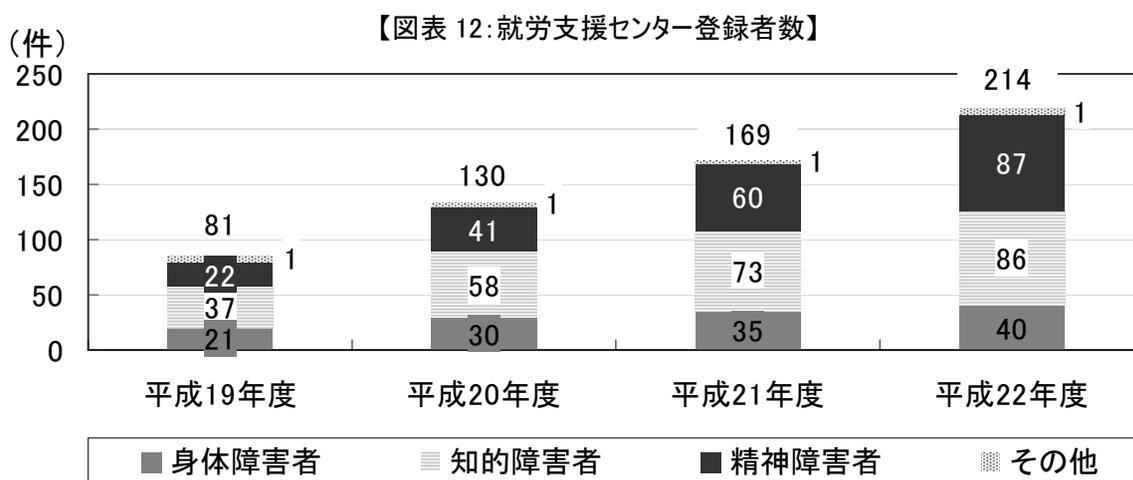
(3) 障害者が当たり前働ける就労支援

○就労支援センターの活動

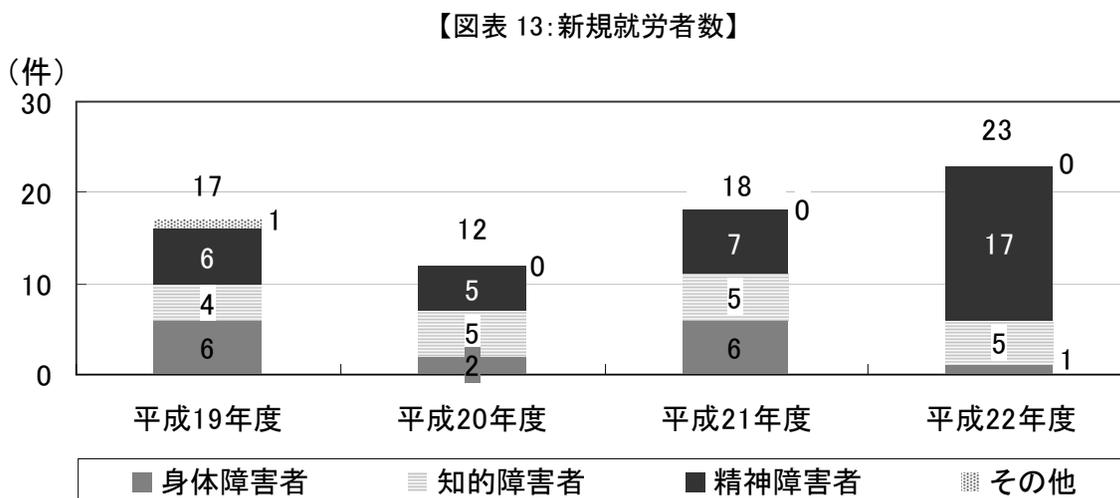
平成19年に設置した障害者就労支援センターは、関係機関と連携を図り、一般就労の場の開拓をはじめ、総合的な就労支援を推進しています。就労支援センターへの登録者及び新規就労者ともに年々増えており、平成23年3月31日現在の登録者は214人になります。特に、最近では精神障害者の新規の登録や就労が増加しています。

○地域自立支援協議会就労支援専門部会等の動き

就労支援機関の連携については、従来から開催している就労支援連絡会に加え、平成21年度から地域自立支援協議会に就労支援専門部会を設置しています。この専門部会は、平成21年度は2回、平成22年度は4回開催し、現状の分析・課題に対する改善策の検討等取組を進めています。

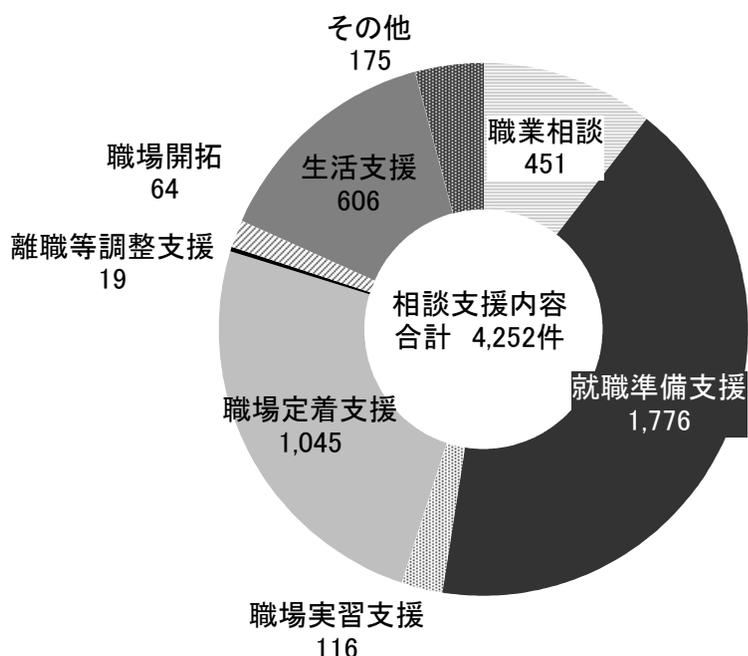


(各年度末現在)



(各年度末現在)

【図表 14: 相談支援内容(平成 22 年度実績)】



ヒアリング調査における就労支援についての主な意向と課題

【意向】

- ・就労の体験の場を増やしてほしい。シビックセンターの仕事を増やしてほしい。
- ・地域の方と直接関われる仕事の間（パン屋、八百屋、レストラン等）がもっとあってほしい。
- ・福祉作業所の工賃を上げてほしい。
- ・在宅でできる就労支援を充実してほしい。

【課題】

- 障害者就労支援センター機能の充実と総合的な支援の強化
- 就労体験の場や多様な雇用の場の創出
- 福祉的就労における作業内容の充実等

(4) 子どもの育ちと家庭の安心への支援

○障害児の数等について

平成23年4月現在、障害児の身体障害者手帳や愛の手帳の所持者は、既述のとおり310人です。(P9を参照)

障害児への支援は、乳幼児から年齢に応じた保健・子育て・教育・福祉等にわたりメニューも徐々に拡充しています。

ヒアリング調査における障害児についての主な意向と課題

【意向】

- ・子どもの発達支援、早期の療育ができるように。
- ・総合的な支援やアドバイスをしてくれるコーディネーターがいるとよい。
- ・特別支援学級が近くにあるといい。地域とのかかわりも持ちやすい
- ・障害のある子どもに対する理解を深める取組をしてほしい。
- ・放課後居場所の対象者の拡大や活動できる場があるとよい。

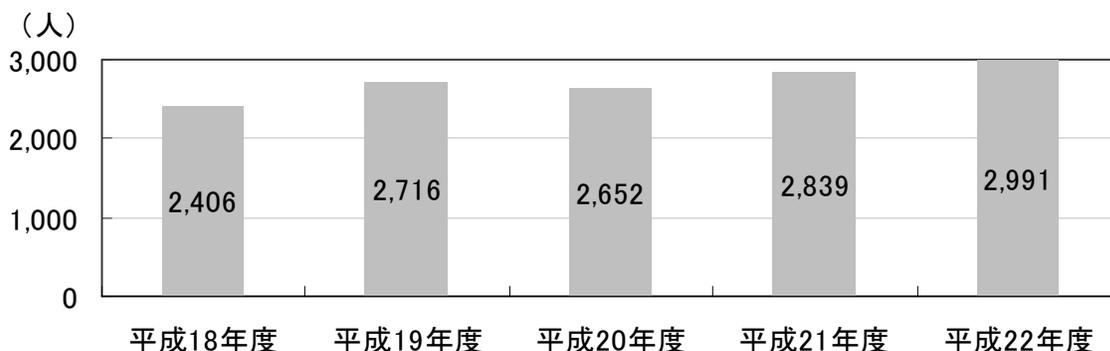
【課題】

- 障害の早期発見、早期療育及び成長段階に応じた切れ目のない一貫した支援と関係機関のネットワーク整備
- 障害の「有る無し」にかかわらず、ともに成長していくことのできる地域社会の推進
- 子育てと仕事の両立を含む、障害のある子を持つ保護者への支援

○文京福祉センターの児童デイサービス事業「ひまわり園」

「ひまわり園」では、機能訓練や集団生活などへの適応能力の向上を図るための社会適応訓練などを行っています。就学前の幼児が対象で、週2回から4回の利用ができます。平成23年4月1日現在の登録者数は39人です。

【図表 15: 文京福祉センター児童デイサービス利用者数(延人数)の推移】

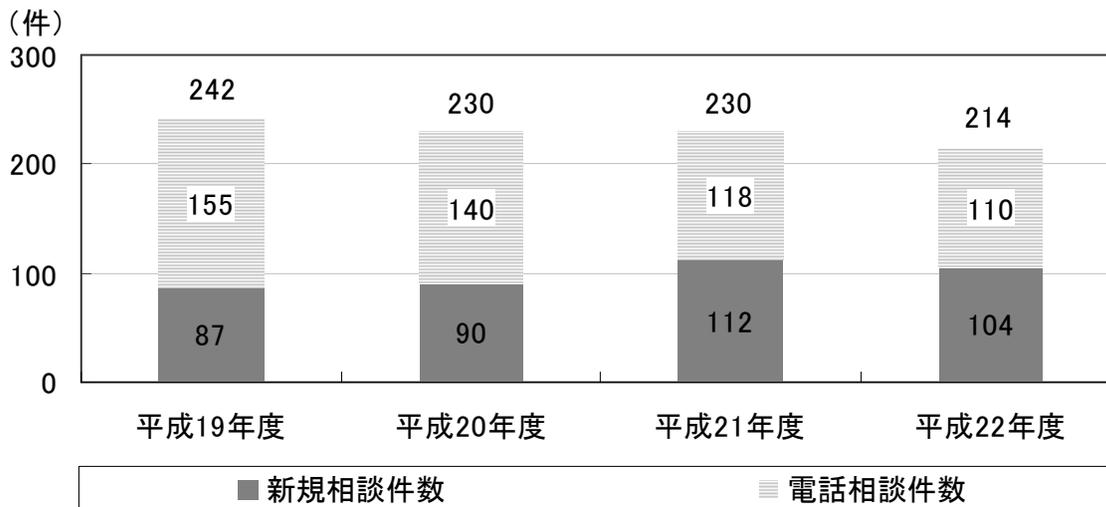


※平成18年10月からは、障害者自立支援法上の事業として実施しています。
 ※平成24年度より、児童福祉法上の事業になります。

○療育相談

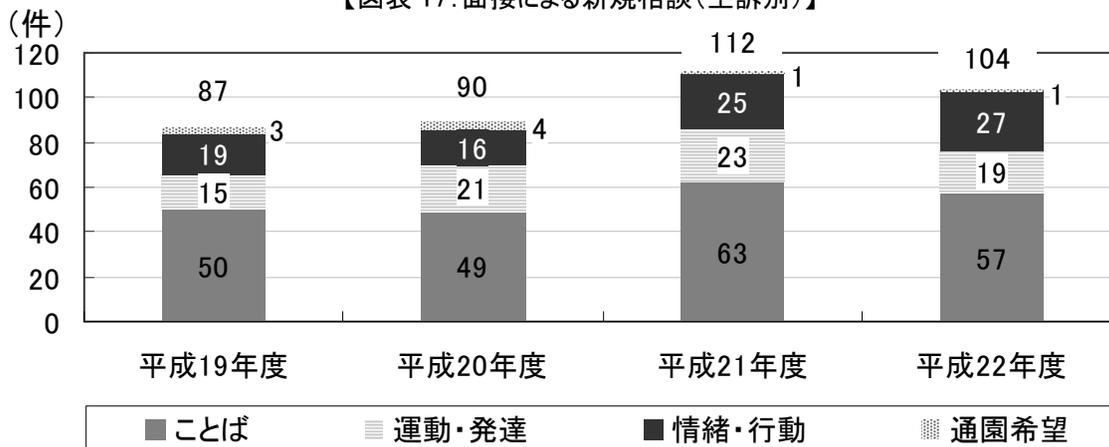
療育相談の件数は、平成22年度、電話相談が110件、新規相談が104件となっています。新規相談を主訴別で見ると、ことばの障害が過半数を占め、情緒・行動、運動・発達がこれに続いています。

【図表 16: 電話相談及び新規相談件数の推移】

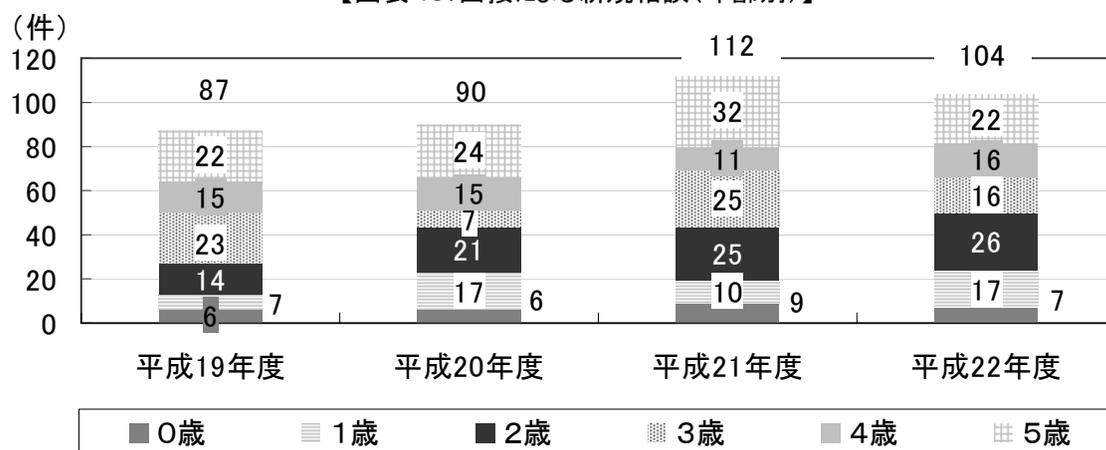


- 電話相談(随時受付): 電話等のみで終了になるもののほか、面接による相談につないだり、他機関を紹介することもあります。
- 新規相談(面接による相談・予約受付): 発達全般についてお子さんや保護者の方と一緒に面接して相談します。専門相談や指導への橋渡しを行います。

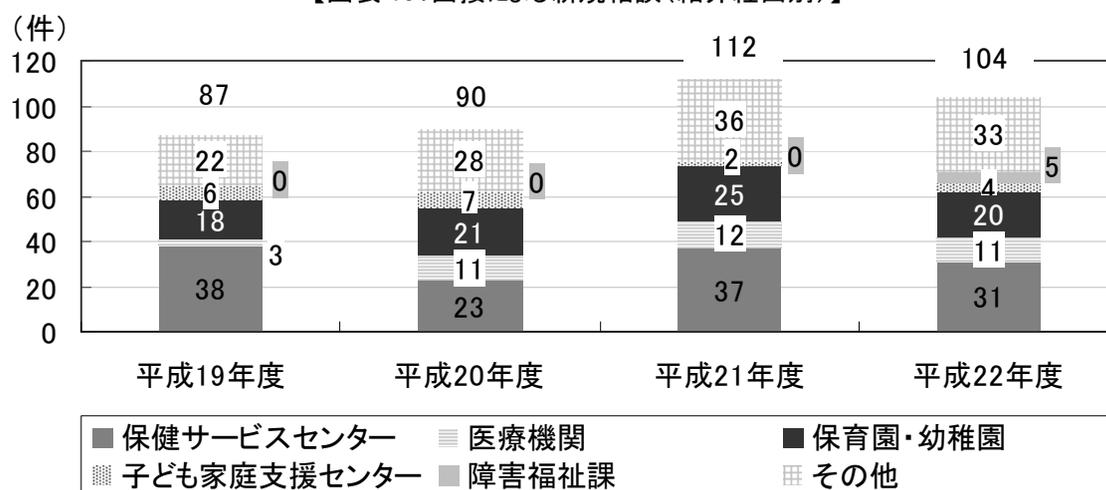
【図表 17: 面接による新規相談(主訴別)】



【図表 18: 面接による新規相談(年齢別)】



【図表 19: 面接による新規相談(紹介経路別)】



(5)ひとにやさしいまちづくりの推進

<福祉のまちづくりについて>

○まちと心のバリアフリーについて

文京区では区内の公共的施設、道路、公園等を中心に、福祉環境整備要綱や東京都福祉のまちづくり条例に基づいてまちのバリアフリー化を推進しています。

また、心のバリアフリーとしては、偏見や誤解を受けることなく社会参加ができるよう、「ふれあいの集い」等による交流を図るとともに、施設行事などを通じて障害者と地域住民等が触れ合う機会を促進しています。

ヒアリング調査における福祉のまちづくりについての主な意向と課題

【意向】

- ・文京区は坂が多いので、歩道が広くないと事故に遇ってしまう。
- ・自転車が放置され道をふさいでいて、通りにくい。
- ・一般の人の障害に対する理解を推進してほしい。
- ・日常生活の中で普通に障害者とかかわっていけるまちづくりを。
- ・社会的に活動する機会がなく、引きこもり気味。障害者が地域で心豊かに過ごせるような取組の充実をお願いしたい。

【課題】

- 公共的施設を中心に、歩道、公園等の一層のバリアフリー化
- 偏見や誤解を受けることのない社会とするための心のバリアフリー
- 障害者が地域や職場でその人らしく当たり前で生活できる環境整備

○都の調査から 東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」

「社会参加をする上で妨げになっていること」では、周りの人の障害者に対する理解不足をあげた方が、知的障害者では 18.5%、精神障害者では 22.9%と他の項目に比べて高い割合になっています。

【図表 20: 社会参加をする上で妨げになっていること(知的障害者)】

	総数	道路や駅などの表示が分からない	電車やバスなどを使った移動が不便	介助者がいない	情報がない	周りの人の理解不足	拒否される	障害等を理由に施設等の利用を拒否される	適切な相談相手がない	仲間が行かない	その他	特にない	無回答
総数	100.0 (805)	10.7	14.2	13.9	5.1	18.5	1.4	6.8	18.3	12.5	38.9	3.6	
愛の手帳の程度別	1度	100.0 (31)	6.5	22.6	25.8	0.0	9.7	3.2	3.2	16.1	38.7	16.1	3.2
	2度	100.0 (205)	15.1	22.4	23.4	2.4	23.9	3.4	11.2	12.2	18.5	25.9	5.4
	3度	100.0 (263)	11.4	13.3	14.8	6.8	20.5	0.0	6.1	22.4	10.3	37.3	3.0
	4度	100.0 (306)	7.5	8.5	5.6	5.9	14.1	1.0	4.9	19.0	7.8	51.3	2.9
過ごしたところ(平日の日中主に)	自分の家	100.0 (154)	5.2	10.4	7.8	7.1	18.2	2.6	9.7	18.8	14.9	42.2	3.9
	職場	100.0 (210)	6.2	5.2	3.3	4.3	13.3	-	3.3	16.2	7.6	56.7	2.4
	通所施設(作業所・デイケア等を含む)	100.0 (340)	14.4	19.7	22.1	5.0	24.1	1.5	8.8	20.9	10.6	29.7	2.6
	入所施設	100.0 (83)	16.9	20.5	16.9	2.4	10.8	1.2	3.6	8.4	28.9	26.5	9.6
平成15年度調査	100.0 (647)	11.4	17.9	22.1	9.1	23.5	2.2	12.7	24.4	12.5	-	26.9	

【図表 21: 社会参加をする上で妨げになっていること(精神障害者)】

	総数	経済的な理由	介助者がいない	情報がない	周りの人の理解不足	拒否される	障害等を理由に施設等の利用を拒否される	適切な相談相手がない	仲間が行かない	その他	特にない	無回答
総数	100.0 (529)	24.6	4.0	11.0	22.9	2.6	10.0	15.7	16.1	33.6	2.8	
年齢階級別	29歳以下	100.0 (34)	20.6	0.0	17.6	38.2	5.9	8.8	26.5	8.8	26.5	0.0
	30～39歳	100.0 (118)	30.5	5.1	16.1	29.7	1.7	8.5	22.9	16.9	24.6	3.4
	40～49歳	100.0 (130)	28.5	3.8	9.2	24.6	3.8	13.1	17.7	18.5	28.5	3.1
	50～59歳	100.0 (111)	27.9	0.9	8.1	22.5	1.8	10.8	10.8	18.0	36.0	0.9
	60～69歳	100.0 (95)	16.8	5.3	12.6	10.5	2.1	11.6	8.4	11.6	42.1	6.3
	70歳以上	100.0 (41)	7.3	7.3	0.0	14.6	2.4	0.0	9.8	17.1	56.1	0.0
	65歳以上(再掲)	100.0 (87)	13.8	8.0	5.7	12.6	1.1	8.0	9.2	11.5	49.4	4.6
診断名別(複数回答)	アルコール・薬物依存症	100.0 (23)	8.7	0.0	8.7	17.4	4.3	4.3	8.7	8.7	52.2	4.3
	統合失調症	100.0 (252)	23.4	4.4	12.7	23.8	2.0	9.5	17.5	14.7	32.5	2.0
	そううつ病、うつ病	100.0 (171)	29.8	3.5	12.3	23.4	1.8	14.6	18.7	18.1	29.8	2.9
	人格障害	100.0 (15)	26.7	0.0	13.3	26.7	6.7	13.3	13.3	26.7	40.0	0.0
	てんかん	100.0 (52)	21.2	1.9	5.8	38.5	3.8	3.8	7.7	19.2	26.9	7.7
	その他	100.0 (65)	28.2	7.1	12.9	15.3	3.5	11.8	15.3	18.8	31.8	3.5
平成15年度調査	100.0 (529)	29.5	9.1	14.2	25.7	2.1	18.3	15.5	11.5	29.9	5.5	

資料:平成 20 年度東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」

<災害時の対応について>

○災害時の不安

東日本大震災後、区民の震災に対する意識が大きく変わり、災害弱者となりかねない障害者やその家族は、一層の危機感を抱いています。このため、地域コミュニティの形成や近隣の支え合い等の重要性が改めて認識されています。

ヒアリング調査における災害対策についての主な意向と課題

【意向】

- ・ 障害者施設等を中心とした福祉避難場所の検討をしてほしい。
- ・ 災害時要援護者名簿の登録内容、仕組み等を充実してほしい。
- ・ 避難所をバリアフリー化し、避難所の設備を整え、ヘルパー派遣等の福祉サービスが受けられるようにしてほしい。
- ・ 区のホームページから防災マップにアクセスするのが困難。
- ・ 人工透析等の医療器具や薬の確保が心配である。
- ・ 病気等による緊急時の対応については、3年前のインタビュー調査でも緊急時支援の強化、情報提供の必要性等の意見があり支援が求められている。

【課題】

- 障害者を地域社会で支え合う関係作りや障害者を包摂したコミュニティ形成と避難誘導する上で必要となる個人情報の把握と関係者での共有
- 震災後の自宅避難者への支援と、避難所避難者双方への障害特性に配慮した支援
- 災害時に障害者を支援する、医療スタッフ、ヘルパー等の人的支援や福祉用具等の対応
- 心身の不調等による緊急時の支援体制



第3節 障害者・障害児に関する重点課題

(1) 自立に向けた地域生活支援の充実

障害者が住み慣れた地域で自立した社会生活を送るためには、個別のニーズとライフステージに応じたサービスが質・量ともに確保され、障害者が自ら望む生活のあり方を選択できるよう、サービス基盤を整備する必要があります。

このためには、グループホーム・ケアホーム、入所施設、ショートステイ等の施設整備を進めるとともに、障害者が安心して地域生活を継続できるよう、福祉サービスの拡充を図っていきます。

また、障害者の社会参加を促進するため、情報提供内容の充実と障害特性を踏まえた適切な提供方法により、情報バリアフリーを推進します。

(2) 相談支援と権利擁護の充実

障害者が自らの生活のあり方を主体的に決定し、地域で自分らしい生活を送ることができるよう、相談支援の一層の充実を図ります。わかりやすい相談窓口、総合的な相談支援、並びにアウトリーチ等の相談機能の強化を進めます。

また、地域自立支援協議会における、相談支援体制やネットワークの検討を踏まえ、相談支援体制等の不断の改善に取り組んでいきます。

併せて、成年後見制度の普及啓発や虐待防止体制の構築等、さらに障害者の人格が尊重され、自ら主体的に選択・自己決定ができるよう自立支援を推進します。

(3) 障害者が当たり前働ける就労支援

障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害者の意欲と能力に応じて働ける多様な雇用の場が必要です。雇用情勢の厳しい時期でも、障害者就労支援センターを中心に、関係機関と連携を図り、総合的な就労支援を推進していきます。

また、就労できる場の開拓や新たな仕組みの構築等によって、障害者の雇用の機会を拡大し、障害者が当たり前働ける社会の実現を目指します。

さらに、福祉施設における就労についても工賃への配慮を含め、作業内容の充実を図り、障害特性や個性に配慮した就労支援を推進していきます。

(4) 子どもの育ちと家庭の安心への支援

子どもの育ちと家族を支援していく上で、障害の早期発見、早期療育、成長段階に応じた切れ目のない一貫した支援が重要です。そのためには、保健・医療・福祉・教育の専門的な対応を含む支援の充実を図るとともに、連携を強化し、障害のある子どもが、自分らしい生活を送れるよう支援していきます。

また、子育てに不安を感じる親の悩みに対し、専門家の活用等、一層の支援の充実を図り、仕事と子育ての両立を含む、障害のある子どもをもつ保護者への支援を図ります。

なお、教育センターの建て替えに併せ、幼児・児童・生徒に対する福祉部門と教育部門の連携強化を図り、障害のある子どもへの一層の支援に取り組んでいきます。

(5) ひとにやさしいまちづくりの推進

だれもが安全で、快適な生活を送り、積極的に社会参加するためには、ハードとソフトが一体となったひとにやさしいまちづくりが必要です。ハード面では、区内の公共的施設を中心に、歩道、公園等について、ユニバーサルデザイン^{*}の考え方を取り入れた整備を推進します。ソフト面では、偏見や誤解を受けることのない社会とするために、障害のある人、ない人の出会いと交流の促進を図る等、心のバリアフリーを推進します。

また、障害者が、その特性に合わせた移動やコミュニケーションにより、地域社会等に参加することができるよう支援を充実します。

(6) 災害対策と緊急事態に対する支援

東日本大震災後、区民の震災に対する意識が大きく変わり、災害弱者となりかねない障害者と家族は、危機意識を強めています。その中で、実効性のある支援をしていくためには、身近なコミュニティの役割が重要であり、互いに支え合う地域社会の形成が必要です。災害時には、障害者を的確に支援するため、災害時要援護者情報の充実や人的支援のネットワークを構築するとともに、震災後の避難については、福祉避難所を整備するほか、自宅避難者への支援と、避難所避難者双方への障害特性に配慮した支援の充実を図ります。

また、一方で、日常における障害特性に基づく心身の不調等による緊急事態に対する支援体制についても充実していきます。

^{*} ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

第4章 計画の目標と体系

第1節 計画の目標



障害者福祉は、障害者基本法の改正をはじめ、現在、国において検討されている障害者福祉制度の見直し、さらに障害者権利条約の批准も視野に入れた、大きな転換期にあり、地域福祉や障害福祉サービスについての的確な対応が求められています。

障害のある人の個性やニーズにあった支援に努め、ライフステージが変わっても、連続した谷間のない支援を展開する必要があります。障害者がサービスを自らの選択により利用し、その人らしい生活を送ることが大切であり、そのための支援が重要となります。

ノーマライゼーションや合理的配慮の考え方を浸透させるとともに、すべての人が障害や障害者に対する理解を深め、障害者一人ひとりが自身の存在の価値を実感し、互いに支え合い喜びを分かち合えるインクルーシブ^{*}な地域社会を実現していくため、重点課題を中心に必要な施策を展開していきます。

第2節 計画の体系



■凡例

中項目	小項目	就学前	就学後	卒業期／ 就職期	高齢期
1 安全で快適な 生活環境の 整備	(1) 文京区福祉環境整備要綱に基づく指導 子 5-2-5 地 2-1-1				
	2 道のバリアフリーの推進 * 地 2-1-2				

- ・ 無印：本計画内で進行管理の対象とする予定の事業です。
- ・ () 付数字：進行管理の対象外の事業です。

・ 他の分野別計画との重複掲載事業については、小項目の後に、計画の頭文字と項目番号（大中小項目の枝番号）を記載しています。

(○-○-○)：本計画(障害者計画)で進行管理します。

*：他の分野別計画で進行管理します。

地：地域福祉保健の推進計画

子：子育て支援計画

保：保健医療計画

☆：障害福祉計画で基本的指針に即すべき事項

その事業の対象となるライフステージの範囲を示しています。

* (ソーシャルインクルージョン)インクルーシブ

すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。

1 自立に向けた地域生活への支援					
中項目	小項目	就学前	就学後	卒業期／ 就職期	高齢期
1 日常生活支援 サービスの充実	1 居宅介護(ホームヘルプ)☆				
	2 重度訪問介護☆				
	3 行動援護☆				
	4 重度障害者等包括支援☆				
	5 短期入所(ショートステイ)☆ (子 4-7-2)				
	6 療養介護☆				
	7 生活介護☆				
	8 施設入所支援☆				
	9 コミュニケーション支援事業☆				
	10 日常生活用具給付☆				
	11 訪問入浴サービス				
	12 日中短期入所事業☆				
	13 補装具の支給				
	14 緊急一時介護委託費助成 (子 4-7-3)				
	15 重度脳性まひ者介護				
	16 短期保護 (子 4-7-1)				
	(17) 福祉タクシー 子 4-7-7				
	(18) リフト付き福祉タクシーの運行				
	(19) 自動車燃料費助成				
	20 移動支援☆				
	(21) 福祉有償運送事業への支援 地 2-1-7				
	22 同行援護☆				
2 生活の場の 確保	(1) 障害者住宅の運営 子 4-7-9				
	2 障害者住み替え家賃助成 (子 4-7-11)				
	3 障害者住宅あっせん (子 4-7-10)				
	4 障害者入居支援				
	5 心身障害者自立生活訓練施設				
	6 グループホーム・ケアホームの整備				
	7 共同生活介護(ケアホーム)☆				
	8 共同生活援助(グループホーム)☆				
	9 精神障害者グループホームの拡充				
	10 福祉センターの建て替えに伴うサービスの充実				
	11 (仮称)新福祉センターの建設				
3 地域生活への移行	1 福祉施設入所者の地域生活への移行☆				
	2 入院中の精神障害者の地域生活への移行☆				
4 生活訓練の 機会の確保	1 精神障害回復途上者デイケア事業				
	2 地域活動支援センター☆				
	3 自立訓練(機能訓練・生活訓練)☆				
5 保健・医療 サービスの充実	1 自立支援医療				
	2 障害者・児歯科診療事業 (子 1-3-9)				
	3 精神保健相談・訪問指導 (保 2-3-1)				
6 情報提供の 充実	(1) 福祉サービス情報の提供				
	2 障害福祉サービス等の理解の促進				
	3 適切な媒体による情報提供の充実 (地 2-1-6)				
	4 ホームページでの情報提供の充実				
	5 情報のバリアフリーの推進 (地 2-1-5)				
7 経済的支援	(1) 福祉手当の支給 子 4-7-6				
	(2) 児童育成手当の支給 子 4-7-5				
	3 利用者負担の軽減				

2 相談支援と権利擁護の充実					
中項目	小項目	就学前	就学後	卒業期／ 就職期	高齢期
1 相談支援体制 の整備と充実	1 相談支援体制の構築				
	2 相談支援事業☆				
	3 地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)☆				
	(4) 身体障害者相談員・知的障害者相談員				
	(5) 障害者地域自立生活支援センター				
	(6) 専門職の育成・研修				
	7 地域自立支援協議会の運営				
	8 基幹相談支援センターの検討				
	9 障害者24時間安心相談・サポート事業				
2 権利擁護・ 成年後見等の 充実	1 あんしんサポート文京への支援 *地 3-1-1				
	2 成年後見制度の利用促進 *地 3-1-2				
	(3) 第三者評価制度の利用促進 地 3-1-3				
	(4) 福祉サービスに対する苦情申し立て・相談対応の充実 地 3-1-4				
	5 自立生活のための権利擁護システムの構築				
	6 障害者虐待防止対策支援事業				

3 障害者が当たり前働ける就労支援					
中項目	小項目	就学前	就学後	卒業期／ 就職期	高齢期
1 就労支援体制 の確立	1 就労支援センターの充実				
	2 就労支援ネットワークの構築・充実				
	3 障害者雇用の普及・啓発				
	4 就労支援者の育成				
	5 中小企業等障害者体験雇用助成事業				
2 就労継続への支援	1 就業先企業への支援				
	2 安定した就業生活への支援				
3 福祉施設等 での就労支援	1 福祉施設から一般就労への移行☆				
	2 就労移行支援☆				
	3 就労継続支援(A型・B型)☆				
	4 福祉施設等での仕事の確保				
4 就労機会の拡大	1 区の業務における就労機会の拡大				
	2 地域雇用開拓促進事業				

4 子どもの育ちと家庭の安心への支援					
中項目	小項目	就学前	就学後	卒業期／ 就職期	高齢期
1 障害の 早期発見・ 早期療育	(1) 乳幼児健康診査 子 1-1-5	▶			
	2 発達健康診査 (子 1-1-7)	▶			
	(3) 経過観察健康診査 子 1-1-8	▶			
	4 療育相談の充実 (子 1-3-1)	▶			
	5 発達に関する情報の普及啓発	▶			
	(6) 子育て支援カウンセラー派遣の充実	▶			
2 相談支援の 充実	1 多様な支援機関の連携	▶	▶		
	2 継続支援体制の充実	▶	▶		
	3 専門的療育訓練	▶	▶		
	4 個別の支援計画の作成	▶	▶		
	5 専門家による巡回相談事業 (子 2-2-6)	▶	▶		
	6 (仮称)教育・発達相談窓口の設置	▶	▶		
	7 障害児相談支援事業	▶	▶		
3 乳幼児期・ 就学前の支援	1 児童発達支援事業 (子 1-3-2)	▶			
	2 保育園障害児保育 (子 1-3-4)	▶			
	3 幼稚園特別保育 (子 2-4-2)	▶			
	4 就学前相談体制の充実 (子 2-4-3)	▶			
4 学齢期の支援	1 総合教育相談の充実 (子 2-2-6)		▶		
	2 特別支援教育の充実 (子 2-4-5)		▶		
	3 特別支援子育て事業 (子 1-3-6)		▶		
	4 育成室への障害児受入 (子 1-3-5)		▶		
	5 パリアフリーパートナー運営 (子 2-4-4)		▶		
	6 個に応じた指導の充実		▶		
	7 放課後の居場所対策 (子 1-3-7)		▶		
	8 交流及び共同学習支援員配置事業		▶		
	9 特別支援教室専門指導員派遣事業		▶		
	10 教育センターの建て替えに伴うサービスの充実	▶	▶		
	11 特別支援教育連携協議会専門家チームの運営	▶	▶		
	12 放課後等デイサービス	▶	▶		

5 ひとにやさしいまちづくりの推進					
中項目	小項目	就学前	就学後	卒業期／ 就職期	高齢期
1 安全で快適な 生活環境の 整備	(1) 文京区福祉環境整備要綱に基づく指導 子 5-2-5 地 2-1-1				
	2 道のバリアフリーの推進 * 地 2-1-2				
	(3) 地下鉄駅エレベーター等の整備 地 2-1-4				
	4 総合的自転車対策の推進 * 地 2-1-9				
	5 公園再整備事業 * 地 2-1-3				
	6 コミュニティバス運行 * 地 2-1-8				
2 防災・ 安全対策の 充実	1 災害時要援護者の支援体制の充実 * 地 3-4-1				
	2 災害時要援護者が避難できる場所の検討 * 地 3-4-2				
	3 避難所運営協議会の運営支援 * 地 3-4-4				
	4 耐震診断費用助成事業 * 地 3-4-5				
	5 耐震改修促進事業 * 地 3-4-6				
	6 家具転倒防止器具設置費用助成 * 地 3-4-7				
	(7) 緊急通報システムの設置				
	(8) 火災安全システムの設置				
	(9) 心身障害者福祉電話事業				
3 ノーマライゼーション と合理的配慮の 理念の普及	1 障害及び障害者に対する理解の促進				
	2 情報のバリアフリーの推進 【再掲】1-6-5				
	3 適切な媒体による情報提供の充実 【再掲】1-6-3				
	4 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」(地 2-2-5)				
	5 障害者事業を通じた地域交流 【再掲】5-4-1				
4 地域との交流と 文化活動の 促進	1 障害者事業を通じた地域交流				
	2 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」 【再掲】5-3-4				
	(3) 障害者会館				
	(4) 心身障害者・児レクリエーション				
5 地域福祉の 担い手への 支援	1 ボランティア・市民活動センターへの支援 * 地 1-1-7				
	(2) 点訳ボランティア・手話通訳ボランティア等の養成				
	3 ふれあいいいきサロン事業への支援 * 地 1-1-1				
	4 いきいきサービス事業の充実 地 1-1-1				
	5 ファミリー・サポート・センター事業 * 地 1-1-1				
	(6) 民生委員・児童委員協議会への支援と連携 地 1-1-2				
	(7) 話し合い員との連携 地 1-1-3				
	8 当事者及び家族の交流の支援				
	9 地域活動参加支援サイト * 地 1-1-6				

第5章 計画事業

第1節 自立に向けた地域生活への支援



計画の方針

障害のあるだれもが住み慣れた地域で生きがいを持って自立した生活を送るためには、一人ひとりの障害者が、それぞれのニーズ、障害程度、生活環境等に応じた多様な支援を得られることが重要です。

そのために、日常生活を支援するサービスの充実を図るとともに、生活の場の確保や、的確な情報提供、生活訓練の機会の確保、保健・医療サービスの充実に努めていきます。

	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
自立に向けた地域生活への支援	1 日常生活支援サービスの充実			
	2 生活の場の確保			
			3 地域生活への移行	
			4 生活訓練の機会の確保	
	5 保健・医療サービスの充実			
	6 情報提供の充実			
	7 経済的支援			

1-1 日常生活支援サービスの充実

障害者のだれもが住み慣れた地域で自立した社会生活を送れるよう、個別のニーズとライフステージに応じたサービスが質・量ともに確保されるよう充実を図ります。

事業名	1-1-1 居宅介護（ホームヘルプ） ☆				
目標	介護が必要な障害者・児に対して、自宅で食事の介助等の身体介護、調理・掃除等の家事援助及び通院の介助を行い、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援する。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	◇身体介護 利用時間：12,447時間 利用者数：延880人	◇身体介護			
			24年度	25年度	26年度
		利用時間	15,217時間	16,802時間	18,552時間
		利用者数	1,100人	1,214人	1,341人
◇家事援助 利用時間：9,783時間 利用者数：延989人	◇家事援助				
		24年度	25年度	26年度	
	利用時間	12,051時間	13,306時間	14,691時間	
	利用者数	1,206人	1,331人	1,470人	
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	1-1-2 重度訪問介護 ☆				
目標	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする障害者に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行い、自立した日常生活や社会生活を支援する。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	利用時間：64,721時間 利用者数：延249人				
			24年度	25年度	26年度
		利用時間	75,678時間	83,199時間	91,466時間
		利用者数	264人	290人	319人
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
		○	○	○	

計画事業の表記について

- 目標欄には事業趣旨・概要を表記し、可能なものは平成26年度又は平成26年度末の目標数値を表記しています。
- ☆は、障害者自立支援法第87条に規定する厚生労働省の定める基本指針（平成18年6月26日厚生労働省告示第395号）において、年度ごとの数値目標、必要量の見込みを定めることとされたものです。
- *は、用語の説明です。
- 点線で囲まれた計画事業は、他の分野別計画の重複記載となるものです。

事業名 1-1-3 行動援護 ☆					
目標	知的障害や精神障害により行動上著しい困難のある障害者・児が、行動するときに生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出介護等を行い、自立した日常生活や社会生活を支援する。				
	実績 (22年度末)		計画内容 (26年度)		
	_____		24年度	25年度	26年度
			利用時間	756時間	756時間
利用者数	12人	12人	12人		
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名 1-1-4 重度障害者等包括支援 ☆					
目標	常時介護を要し、その介護の必要の程度が高く、意思疎通を図ることに著しい支障のある障害者・児に対して、居宅介護その他の支援を包括的に行うことにより、身体能力や日常生活能力の維持を図る。				
	実績 (22年度末)		計画内容 (26年度)		
	_____		24年度	25年度	26年度
			利用時間	2,730時間	2,730時間
利用者数	12人	12人	12人		
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名 1-1-5 短期入所 (ショートステイ) ☆					
目標	自宅で障害者・児を介護する人が病気や休養を要する場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行い、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図る。				
	実績 (22年度末)		計画内容 (26年度)		
	利用日数：延 1,608 日 利用者数：延 158 人		24年度	25年度	26年度
			利用時間	1,683時間	1,758時間
利用者数	172人	180人	188人		
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	1-1-6 療養介護 ☆				
目標	医療及び常時の介護を必要とする障害者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行い、身体能力や日常生活能力の維持・向上を図る。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	利用日数：延 730 日 利用者数：延 24 人		24年度	25年度	26年度
			利用時間	4,380時間	4,380時間
		利用者数	144人	144人	
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

事業名	1-1-7 生活介護 ☆				
目標	常に介護を必要とする障害者に、昼間、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動の提供等の支援を行い、日常生活能力の維持・向上を図る。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	利用者数：113人		24年度	25年度	26年度
			利用者数	204人	208人
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

事業名	1-1-8 施設入所支援 ☆				
目標	施設に入所する障害者に、主として夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を行い、日常生活支援を図る。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	利用者数：62人		24年度	25年度	26年度
			利用者数	114人	116人
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

事業名	1-1-9 コミュニケーション支援事業 ☆				
目標	聴覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者・児に、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行い、社会参加の促進を図る。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	派遣回数：延 524 回		24年度	25年度	26年度
			派遣回数	573回	579回
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	1-1-10 日常生活用具給付 ☆				
目標	重度の障害者・児に日常生活用具の給付及び住宅設備改善費用の助成を行うことにより、日常生活の便宜を図る。				
	実績 (22年度末)		計画内容 (26年度)		
	実施件数：1,700件 利用者数：389人 平成22年度から利用者負担軽減措置で非課税世帯の利用者負担を無料とした。		24年度	25年度	26年度
	実施件数	1,942件	2,035件	2,133件	
利用者数	432人	452人	474人		
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	1-1-11 訪問入浴サービス				
目標	入浴が困難な在宅で重度の身体障害者・児に、訪問による入浴の介護を行い、身体の清潔の保持や心身機能の維持等を図る。				
	実績 (22年度末)		計画内容 (26年度)		
	利用回数：延513回 利用者数：9人 利用回数は原則週2回		24年度	25年度	26年度
	利用回数	624回	624回	624回	
利用者数	10人	10人	10人		
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	1-1-12 日中短期入所事業 ☆				
目標	自宅で障害者・児を介護する人が病気の場合等に、短期入所施設で宿泊を伴わずに、日中の入浴・排せつ・食事の介護等を行い、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図る。				
	実績 (22年度末)		計画内容 (26年度)		
	利用回数：延46回 利用者数：延14人 区独自事業で利便性の高い「短期保護サービス」の実施や、本事業の利用可能な事業所が少ないこと等により、想定を下回る利用状況になっていると思われる。		24年度	25年度	26年度
	利用回数	73回	88回	106回	
利用者数	28人	33人	38人		
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	1-1-13 補装具の支給				
目標	障害者・児に対し身体機能を補完又は代替し、長期間にわたり継続して使用される補装具を支給又は修理することにより、自立した日常生活の促進を図る。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	交付件数：157件 修理件数：114件 交付、修理とも計画件数を若干下回った。利用の多いものとしては補聴器、義肢・装具がある。		24年度	25年度	26年度
	交付件数	215件	215件	215件	
修理件数	127件	127件	127件		
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	1-1-14 緊急一時介護委託費助成				
目標	障害者・児を日常的に介護している家族が、冠婚葬祭等の理由により一時的に介護を行うことが困難となった場合に、家族等での介護委託に要した費用を助成し、在宅生活の支援を図る。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	利用者数：22人		24年度	25年度	26年度
	利用者数	25人	25人	25人	
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	1-1-15 重度脳性まひ者介護				
目標	脳性まひ等で身体障害者手帳1級を所持し、単独で屋外活動をすることが困難な障害者に、介護人を派遣し在宅生活の支援を図る。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	利用世帯数：13世帯 利用回数：延1,872回 原則、障害者自立支援法の障害福祉サービス利用者は対象外		24年度	25年度	26年度
	利用世帯	15世帯	15世帯	15世帯	
利用回数	2,160回	2,160回	2,160回		
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

事業名	1-1-16 短期保護				
目標	心身障害者・児の介護にあたっている家族が、疾病・事故・冠婚葬祭・出産・休養・学校行事等の理由で介護を行うことが困難な場合に、家族に代わり時間単位で保護を行い、介護等の負担軽減を行う。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	利用時間：延 14,490 時間 利用者数：延 789 人 文京藤の木荘、動坂福祉会館の2か所で実施。どちらも利用時間、利用者数ともに増加している。		24年度	25年度	26年度
	利用時間	16,431時間	17,252時間	18,114時間	
利用者数	911人	956人	1,003人		
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	1-1-20 移動支援 ☆				
目標	屋外での移動が困難な障害者・児に対して、必要なガイドヘルパーを派遣し外出のための支援を行うことで、自立生活及び社会参加の促進を図る。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	利用時間：延 46,464 時間 利用者数：延 2,145 人 利用時間、利用者数とも増加している。また、サービス提供事業者も増加傾向にあり、利用者の選択肢が広がっている。		24年度	25年度	26年度
	利用時間	46,939時間	51,633時間	56,796時間	
利用者数	2,153人	2,369人	2,606人		
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	1-1-22 同行援護 ☆				
目標	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜を図る。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	障害者自立支援法の改正により平成23年10月から実施（視覚障害者のための移動支援）		24年度	25年度	26年度
	利用時間	21,434時間	21,957時間	22,480時間	
利用者数	838人	862人	886人		
※数値は延人数					
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

1-2 生活の場の確保

障害者が地域で自立して暮らしていくために、グループホーム・ケアホーム、入所施設等の整備を推進し、安心した地域生活ができるよう生活基盤施設等の充実を図ります。

事業名	1-2-2 障害者住み替え家賃助成				
目標	取り壊し等による立ち退き要求又は住環境を改善するため、区内の民間賃貸住宅に住み替えをする場合に、従前家賃との差額等を助成することにより、障害者世帯（3障害）の居住の支援と安定を図る。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	新規件数：4件 継続件数：1件 平成20年度より住環境を改善するための転居を対象要件に加えて実施している。		24年度	25年度	26年度
			新規件数	5件	5件
		継続件数	3件	3件	3件
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	1-2-3 障害者住宅あっせん					
目標	住宅に困窮する障害者世帯に、宅地建物取引業協会文京区支部の協力を得て民間賃貸住宅のあっせんを行うことにより、障害者世帯（3障害）の居住の支援と安定を図る。					
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）			
	◇住宅あっせん 申請件数：6件 成約件数：0件		◇住宅あっせん			
			24年度	25年度	26年度	
			申請件数	8件	8件	8件
			成約件数	2件	2件	2件
◇住み替え相談会 開催回数：6回 障害者の希望条件に合致する物件は多くはないが、周知等に努め事業を実施していく。		◇住み替え相談会				
		24年度	25年度	26年度		
		開催回数	4回	4回	4回	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期		
	○	○	○	○		

事業名	1-2-4 障害者入居支援				
目標	連帯保証人が確保できない等で住み替えの困難な障害者（3障害）に対し、民間保証会社や国、都の保証サービス等を提供するとともに、利用した費用の一部を助成することにより、入居時の不安解消や住み替えの円滑化を図る。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	住み替えサポート：0件 家賃債務保証制度：0件 あんしん居住制度：0件 引き続き、サービスの周知等に努め事業を実施していく。		24年度	25年度	26年度
		住み替えサポート	4件	4件	4件
		あんしん居住制度	2件	2件	2件
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	1-2-5 心身障害者自立生活訓練施設			
目標	心身障害者・児を保護し、家庭に準ずる生活をしながら、地域社会の中で自立した生活ができるよう、日常生活の訓練や指導を行い、自立生活の支援を図る。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	文京藤の木荘、動坂福祉会館の2か所で実施。平成22年度は、動坂福祉会館で実人数2人、延19か月の実績があった。		引き続き、文京藤の木荘、動坂福祉会館の2か所で実施していく。 定員 藤の木荘 2人 動坂福祉会館 4人 平成27年度以降は、新福祉センターの開設に伴う施設整備を勘案し、本事業について検討していく。	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

事業名	1-2-6 グループホーム・ケアホームの整備				
目標	障害者が地域の中で、自立した生活を送れるよう、施設建設費の助成等を行い、民間事業者誘致による施設整備を促進する。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
			24年度	25年度	26年度
		整備数	1棟	1棟	2棟
		定員数	6人	6人	12人
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

事業名	1-2-7 共同生活介護（ケアホーム） ☆				
目標	障害者が共同生活を行う住居において、食事や入浴等の介護や日常生活上の援助を行い、地域における自立した日常生活を支援する。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	利用者数：31人		24年度	25年度	26年度
		利用者数	47人	52人	57人
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

事業名	1-2-8 共同生活援助（グループホーム） ☆				
目標	障害者が共同生活を行う住居において、日常生活上の支援を行い、地域における自立した日常生活を支援する。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	利用者数：35人		24年度	25年度	26年度
		利用者数	49人	58人	72人
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

事業名	1-2-9 精神障害者グループホームの拡充				
目標	社会福祉法人等が民間アパート等を借り上げて、精神障害者グループホームを開所する際の借上費用など初期費用の助成を行い、施設整備の推進を図る。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	_____		24年度	25年度	26年度
			整備数	1か所	1か所
		定員数	6人	6人	6人
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

事業名	1-2-10 福祉センターの建て替えに伴うサービスの充実			
目標	福祉センターの建て替えに伴い、施設入所支援や在宅障害者の家族の休養等を図る短期入所施設新設を始め、障害者相談支援事業、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労継続支援、障害のある中高生の放課後デイサービス事業（放課後の居場所対策）等についても充実を図る。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	短期入所施設（ショートステイ）は、入所施設と合わせ、福祉センターの建て替えの中で整備することとしている。平成22年度は、「福祉センター等建物基本プラン」を策定し、建設基本設計・実施設計者及び障害者支援施設等の設置運営社会福祉法人の選定を行った。		主な整備内容（平成27年度） ○入所施設（40床）[新] ○障害者相談支援事業[新] ○短期入所施設（10床）[新] ○生活介護（40名） ○自立訓練（20名） ○就労継続支援B型（10名） ○地域活動支援センター（10名） ○放課後の居場所対策（20名）	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	1-2-11 （仮称）新福祉センターの建設			
目標	平成23年度に基本設計・実施設計を行い、平成24年度から平成26年度にかけて建設工事を行う。竣工は平成27年1月を予定しており、平成27年4月からの開設を目指す。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	短期入所施設（ショートステイ）は、入所施設と合わせ、福祉センターの建て替えの中で整備することとしている。平成22年度は、「福祉センター等建物基本プラン」を策定し、建設基本設計・実施設計者及び障害者支援施設等の設置運営社会福祉法人の選定を行った。		平成24年度 建設工事着手 平成26年度 竣工（予定）	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

1-3 地域生活への移行

障害者が自ら選んだ地域で安心して暮らしていけるよう、相談等の充実を図り、障害者の地域生活への移行や定着を支援します。

事業名	1-3-1 福祉施設入所者の地域生活への移行 ☆			
目標	福祉施設入所の障害者が、自ら選択した地域で自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、障害福祉サービス等の支援を行い、地域生活移行を進める。			
	実績 (22年度末)		計画内容 (26年度)	
	移行者数：11人 ※ 平成17年10月1日時点の施設入所者のうちからの累計	移行者数 (累計)	24年度 14人	25年度 17人
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

事業名	1-3-2 入院中の精神障害者の地域生活への移行 ☆			
目標	受け入れ条件が整えば退院可能な入院中の精神障害者が、地域で自立した生活を送ることを可能にするため、住居及び通所訓練施設等の確保や、相談体制の充実を含めた保健・医療・福祉サービスを実施し、地域生活への移行を支援する。 また、都や各関係機関との連携を強化し、精神障害者の福祉の向上を図る。			
	実績 (22年度末)		計画内容 (26年度)	
	医療機関と連携をとり、保健師及び地域活動支援センターが退院後の支援を行ってきた。		平成23年度から開始したグループホーム開設助成事業及び地域生活安定化事業により、グループホーム・安定化事業実施施設を新設し、退院後の環境整備を行う。併せて保健所と地域活動支援センターで実施の相談支援体制を強化し、精神障害者の日常生活を支援する。	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

1-4 生活訓練の機会の確保

障害者が地域で自立して暮らしていけるよう、障害者一人ひとりの障害等に応じ、生活能力や身体能力の向上のために必要な生活訓練を行います。

事業名	1-4-1 精神障害回復途上者デイケア事業				
目標	医療機関や区内精神障害者自立支援施設等との連携を強化して、事業を幅広く周知し新規利用者を増やす。また、訓練プログラムを充実させ、精神障害者の社会復帰を促進していく。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	実施回数：135回 参加人数：延1,325人		24年度	25年度	26年度
	利用者個別の目標設定と評価を行うとともに、生活技能訓練などのプログラムを実施し、精神障害者の社会復帰支援を強化している。		実施回数	135回	135回
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
			○		

事業名	1-4-2 地域活動支援センター ☆				
目標	障害特性等に応じて、創作的活動の提供等を行うことにより、障害者の地域生活支援を図る。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	設置数：4か所 動坂福祉会館・文京福祉センター・あせび会支援センター・エナジーハウスで、障害特性等に応じた創作的活動の提供等を行い、障害者等の地域活動支援を図っている。 平成23年4月に5か所目となる、東京カリタスの家みんなの部屋作業室が開設した。		24年度	25年度	26年度
			設置数	5か所	5か所
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

事業名	1-4-3 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ☆					
目標	文京福祉センター等で一定期間、身体機能又は生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行い、自立した日常生活又は社会生活ができるよう支援する。 また、福祉センター建て替えに併せ、機能訓練・生活訓練をともに実施し、支援の充実を図る。（現福祉センターでは機能訓練のみ実施）					
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）			
	利用者数：23人 ※ 機能訓練と生活訓練の合計		24年度	25年度	26年度	
			機能訓練利用者数	13人	14人	16人
			生活訓練利用者数	10人	11人	12人
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期		
			○	○		

1-5 保健・医療サービスの充実

障害者が地域で健康に暮らしていけるよう、医療費の負担軽減や歯科診療、精神面における相談等、必要な保健・医療サービスの充実を図ります。

事業名	1-5-1 自立支援医療			
目標	心身の障害の状態の軽減を図り、必要な医療についての支援を行い、障害者・児の自立した日常生活又は社会生活を推進する。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	更生医療：申請・更新 124 件 育成医療：申請 11 件 認定 10 件 精神通院：申請・更新 1,712 件		心身の障害・疾患を除去・軽減するための医療について、自己負担額を軽減する公費負担医療制度を実施	
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	1-5-2 障害者・児歯科診療事業				
目標	障害者・児を対象に、歯科治療のほか、各種相談、歯磨き指導、食生活指導、必要な予防措置、定期歯科健康診査等を行うとともに、高次医療機関や地域のかかりつけ医へ繋げる。（保健サービスセンター内歯科室で土曜日午後実施）				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	利用者数 平成 21 年度 延 190 人 平成 22 年度 延 227 人		利用者数	24 年度	25 年度
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	1-5-3 精神保健相談・訪問指導					
目標	精神科医・保健師による相談や家庭訪問を行い、地域の精神障害者、家族、区民に対し、予防から社会復帰まで総合的に支援する。					
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）			
	◇精神保健相談 実施回数：48 回 延人数：100 人		◇精神保健相談			
				24 年度	25 年度	26 年度
			実施回数	48 回	48 回	48 回
	◇訪問指導 実人数：1,193 人 延人数：3,855 人		延人数	100 人	100 人	100 人
			◇訪問指導			
			24 年度	25 年度	26 年度	
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期		
		○	○	○		

1-6 情報提供の充実

地域生活を送る上で必要な情報を得ることができるよう、情報提供の充実と障害特性等を踏まえた適切な提供方法を図り、情報バリアフリーを推進します。

事業名	1-6-2 障害福祉サービス等の理解の促進			
目標	障害者制度が目まぐるしく変わる中、障害者や家族等が必要とする障害福祉サービス等について、迅速・的確に情報を得ることができるよう、講座や勉強会等を実施するとともに、自発的な取組への支援を行う。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	障害福祉サービスに関する研修会や勉強会等への支援を実施してきた。制度改正等の国の動きや区における福祉センター建て替え等の取組についても周知に努めてきた。		○障害福祉制度やサービスに関する研修会等を実施するとともに、勉強会等への支援を行う。 ○障害者団体等と協力し、制度改正など一層の周知と理解促進に努める。	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	1-6-3 適切な媒体による情報提供の充実			
目標	障害の種別に合わせた、適切な媒体による情報提供の推進を行う。（音声コード※ ¹ ・デージー※ ² 化・点字化等）			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	福祉のてびき（点字・テープ・デージー）、わたしの便利帳（デージー）		新技術の開発に注視し、有効性を勘案の上、適切な媒体により情報提供を推進していく。	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
		○	○	○

事業名	1-6-4 ホームページでの情報提供の充実			
目標	ホームページの情報に関する量・質の充実に努めるとともに、だれもが使いやすく情報が探しやすいよう整備を進める。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	制度改革等の迅速で的確な反映を行うなど、ホームページの適切な運用と情報の拡充を図っている。平成22年4月からは、心身障害者福祉のてびきをホームページにアップした。		提供する情報の量の充実に加えて、アクセシビリティ（利用のしやすさ）の向上に努め、だれにでも使いやすいホームページ作りを行い、情報のバリアフリーを推進する。	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

※¹ 音声コード

紙に掲載された情報を音声に変えることができるコードです。切手サイズで、専用読み取り装置により音声で内容を確認することができます。

※² デージー

専用の機械やパソコンにより、音声を再生することができるデジタル録音図書です。CD-ROMを主な記録媒体としています。

事業名	1-6-5 情報のバリアフリーの推進			
目標	ICT（情報通信技術）の進展に対応し、障害者を含めた誰もがICTを利活用できるよう、情報バリアフリー関連施策を積極的に推進する。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	社会福祉協議会において、パソコン教室を開催している。平成21年度及び平成22年度はパソコン教室を開催し、それぞれ26人、29人が参加した。		○障害者パソコン支援ボランティア※ 養成講座の実施 ○パソコン教室、携帯電話教室の実施	
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
		○	○	○

※ 障害者パソコン支援ボランティア

障害者の情報バリアフリーを推進するため、パソコン操作や環境設定をサポートするボランティア

1-7 経済的支援

障害福祉サービス等の利用者負担については、国の動向を踏まえ、適切に軽減等の検討をしていくとともに、手当等の周知徹底や充実、さらに財源の国等への要望など適切に行っていきます。

事業名	1-7-3 利用者負担の軽減			
目標	障害福祉サービス等の利用者負担については、様々な軽減策を実施し、平成22年度から非課税世帯の負担を無料とした。平成24年4月からは障害者自立支援法の一部改正により、利用者負担の見直しが行われる予定。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	障害福祉サービスに係る利用者の負担軽減措置として、平成22年4月から非課税世帯の、利用者負担が無料化された。併せて、区が行う地域生活支援事業についても、非課税世帯については利用者負担を無料とした。また、福祉センター児童デイサービスや移動支援（36時間まで）サービス等の利用者負担等について、昨年度に引き続き無料とした。		現在、国において検討されている障害者福祉制度の見直しを踏まえ、区としても適切に対応していく。	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

第2節 相談支援と権利擁護の充実



計画の方針

障害者やその家族が気軽に相談できる分かりやすい相談窓口の整備が必要です。

また、相談内容に応じ専門的、総合的、継続的な対応を行う多様な支援が求められており、地域自立支援協議会において、相談支援体制やネットワーク等の検討を進め、相談支援の充実を図っていきます。

併せて、障害者の人権が尊重され、犯罪やトラブルに巻き込まれることなく地域で安心して生活していくことができるよう、成年後見制度の普及啓発や虐待防止体制等、権利擁護の推進を図ります。

	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
相談支援と権利擁護の充実				
	1 相談支援体制の整備と充実			
	2 権利擁護・成年後見等の充実			

2-1 相談支援体制の整備と充実

障害者の自立した生活を支援していくため、相談機関の緊急時対応やアウトリーチ等の相談機能を強化し、相談支援体制の充実とネットワーク等の仕組みづくりを推進します。なお、子どもに関する分野の、連携強化や相談窓口及び特別支援教育については、後述する「4-2 相談支援の充実」(p66以降)、「4-4 学齢期の支援」(p71以降)も併せてご覧ください。

事業名	2-1-1 相談支援体制の構築			
目標	障害者・児やその家族等が抱える多様なニーズや困りごとに対する相談に応じ、専門的かつ総合的な相談支援が実施できる体制を構築する。			
	実績 (22年度末)		計画内容 (26年度)	
	総合的な支援体制について、地域自立支援協議会では、課題を整理しながら望ましい相談支援体制や相談支援に係るネットワークについて、継続的に検討するとともに、福祉センターの建て替えの中でも、総合的な相談機能について検討を続けている。		総合的な支援体制について、地域自立支援協議会において引き続き検討を進める。平成24年の法改正や平成27年の福祉センターにおける相談支援事業所の開設を視野に、また学齢期については特別支援教育との連携を図りながら、区の相談支援体制について総合的に検討し整備を図る。	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-1-2 相談支援事業 ☆				
目標	障害者・児やその家族からの相談に応じて、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援を行うとともに、障害者・児の権利擁護のために必要な援助を行い、自立生活の促進を図る。 また、法改正によるサービス等利用計画の対象者の拡大を踏まえ、段階的に計画作成数を増やすとともに、計画作成を担う「特定相談支援事業者」の育成を行う。				
	実績 (22年度末)		計画内容 (26年度)		
	相談支援実施箇所数：6か所 地域生活支援事業 [※] における相談支援事業は、身体及び知的障害は障害福祉課、精神障害については保健サービスセンター（本郷支所を含む）、あせび会支援センター、エナジーハウスにおいて相談支援、情報提供、助言等を行っている。 指定相談支援事業としては、文京槐の会、あせび会支援センター、トチギ介護サービスが実施。		24年度	25年度	26年度
			特定相談支援事業者数	8か所	16か所
		サービス等利用計画作成数	82件	445件	995件
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

※ 地域生活支援事業

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、区市町村及び都道府県が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に行う事業

事業名	2-1-3 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援） ☆				
目標	障害者支援施設に入所している障害者や、精神科病院に入院している精神障害者等に対して、住居の確保や新生活の準備支援、地域定着を図るための常時の連絡・サポート体制を整備し、地域移行の促進を図る。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
			24年度	25年度	26年度
			地域移行支援利用者数	5人	6人
		地域定着支援利用者数	51人	76人	101人
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

事業名	2-1-7 地域自立支援協議会の運営				
目標	地域自立支援協議会において地域の障害福祉システムやネットワーク等の検討を行う。この協議会の下に、相談支援専門部会、就労支援専門部会、権利擁護専門部会を設置し、支援体制等協議を重ねている。平成24年度からは本協議会は障害者自立支援法の法内事業*とされており、障害者計画への関与など、一層の機能強化を図る。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	地域自立支援協議会：2回開催		24年度	25年度	26年度
	相談支援専門部会：2回開催 就労支援専門部会：4回開催 権利擁護専門部会：2回開催		協議会回数	2回	2回
		部会回数	12回	12回	12回
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	2-1-8 基幹相談支援センターの検討			
目標	3 障害（身体障害・知的障害・精神障害）について総合的な相談業務を行う基幹相談支援センターについては、地域自立支援協議会等において、区の相談支援体制の構築と併せて検討していく。			
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

* 法内事業

障害者自立支援法の改正により、既に区に設置されている地域自立支援協議会が法律上に規定された。

事業名	2-1-9 障害者 24 時間安心相談・サポート事業			
目標	障害者（身体・知的・精神）が地域で安心して暮らしていくことができるよう、相談等支援体制の充実を図り、休日を含め 24 時間緊急対応等を行うとともに、施設や病院から地域生活への移行や定着の支援を進める。			
	実績（22 年度末）		計画内容（26 年度）	
	_____		夜間や休日を含め 24 時間 365 日、障害者や家族等からの緊急相談に応じるとともに、緊急時ショートステイ等の支援も行う。	
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

2-2 権利擁護・成年後見等の充実

障害者が住み慣れた地域で、自立した生活を安心して送るために、福祉サービスの利用支援、相談支援等の権利擁護事業の充実や成年後見制度の利用を促進します。

事業名	2-2-1 あんしんサポート文京への支援 (地域福祉保健の推進計画 3-1-1 重複記載)				
目標	福祉サービス利用者に対する利用支援と苦情相談を一体的に実施する、権利擁護センター「あんしんサポート文京」との連携を強化し、福祉サービス利用援助事業や相談支援の充実を図る。また、地域包括支援センターにおける高齢者の権利擁護に関する相談業務と連携を図り、地域のネットワークを構築する。				
	実績 (22年度末)		計画内容 (26年度)		
			24年度	25年度	26年度
	福祉サービス利用援助事業利用件数 19件 財産保安全管理サービス利用件数 44件 法律相談利用件数 13件		福祉サービス利用援助事業利用件数 32件	41件	53件
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	2-2-2 成年後見制度の利用促進 (地域福祉保健の推進計画 3-1-2 重複記載)				
目標	あんしんサポート文京が実施する、成年後見制度に関する専門相談、法人後見の受任、審判申立費用の助成等を支援することにより、援護を必要とする高齢者、障害者等の権利擁護を推進する。 また、講演会の開催等により、成年後見制度が適切に活用されるよう、制度に対する一層の理解と普及を図る。				
	実績 (22年度末)		計画内容 (26年度)		
			24年度	25年度	26年度
	専門相談利用件数 34件 法人後見受任件数 1件		専門相談利用件数 40件	44件	48件
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

事業名	2-2-5 自立生活のための権利擁護システムの構築				
目標	<p>地域自立支援協議会を中心として、障害者が自立して生活するために、権利擁護に関する相談体制や関係機関との連携、地域のネットワークづくりなどシステムの構築を行う。</p> <p>また、障害者本人や関係者が生活上のトラブルについての知識を広げ、権利擁護の制度を適切に利用することができるよう、障害者本人への啓発、学習支援、支援者の研修を行う。</p>				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	<p>地域自立支援協議会に、権利擁護専門部会を平成21年度より設置した。平成21年度は3回、平成22年度は2回の会議を開催し、権利侵害が予想される事例等について、検討を進めている。</p>		24年度	25年度	26年度
		会議開催数	3回	3回	3回
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	2-2-6 障害者虐待防止対策支援事業			
目標	<p>障害者虐待の通報窓口や相談を受ける障害者虐待防止センターを設置し、虐待の防止や早期発見、障害者の安全確保と事実確認等の迅速な対応、その後の適切な支援を行うとともに、地域における関係機関の協力体制の整備等、支援体制の強化を図る。</p>			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	<p>_____</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○障害者虐待防止センターの設置 (平成24年10月～) ○障害者虐待防止連絡協議会の設置 ○障害者施設従事者等に向けた研修会の実施 ○区民向け講演会の実施 ○家庭訪問等個別支援 	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

第3節 障害者が当たり前働ける就労支援



計画の方針

障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害者の意欲と障害特性に合った多様な雇用の場と就労後の定着支援が必要です。障害者就労支援センターではハローワークをはじめとした関係機関との連携を密にし、的確な就労支援を図り、障害者が安心して働き続けられるよう総合的な就労支援を推進するとともに、福祉施設における作業の充実について支援していきます。

また、地域自立支援協議会就労支援専門部会を中心に、障害者が就労できる場の開拓や仕組みを検討し、雇用の機会の拡大を推進します。



3-1 就労支援体制の確立

障害者が当たり前働き、地域において自立した生活ができるよう、就労支援体制を整備します。

事業名	3-1-1 就労支援センターの充実			
目標	障害者の社会参加と自立を促進するため、就労に関する相談・支援等について就労支援センターを中心に実施し、障害者の一般就労や就労定着の促進を図る。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	就労継続者数：59人 平成22年度は地域開拓促進コーディネーターを配置し、支援員の増員を行った。新規就労支援や就労継続支援等の充実を図り、23人が新規に就労し、平成19年5月の就労支援センター事業開始後の新規就労者は70人となった。	24年度	25年度	26年度
		61人	68人	75人
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
		○	○	○

事業名	3-1-2 就労支援ネットワークの構築・充実			
目標	文京区障害者就労支援連絡会議※等を活用し、就労支援や雇用の情報等の共有化を図り、福祉施設等からの就労や、就労した障害者を支えていく仕組みを確立していく。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	文京区障害者就労支援連絡会議（年2回開催）に加え、地域自立支援協議会就労支援専門部会（年4回開催）において、現状の課題・改善策を検討するとともに、就労支援機関でのネットワーク構築について検討を進めた。	<ul style="list-style-type: none"> 文京区障害者就労支援連絡会議 年2回程度開催 地域自立支援協議会就労支援専門部会 年4回程度開催 		
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
		○	○	

※ 文京区障害者就労支援連絡会議

区内施設及び周辺の特別支援学校、就労支援機関等にて構成し、定期的に障害者就労に関する情報交換等を行っている。

事業名	3-1-3 障害者雇用の普及・啓発			
目標	障害者の就労意欲の喚起や啓発を行う一方、企業に対しては、障害者雇用に関する情報提供や雇用の理解促進を図り、障害者が安心して働ける就労の機会拡大に取り組む。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	2月にハローワーク飯田橋と共催により企業の人事担当者を主な対象に「雇用促進セミナー」をシビックホール大ホールで開催し、知的・精神障害者の雇用促進に取り組んだ。参加者は、ハローワーク飯田橋管内の事業者を中心に743人だった。 また、3月開催予定であった「就労支援センター講演会」は、震災のため平成23年度早期に開催。		（企業向け） 「雇用促進セミナー」の開催（ハローワーク飯田橋と共催）等 （一般向け） 「就労支援センター講演会」等の開催	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
		○	○	

事業名	3-1-4 就労支援者の育成			
目標	障害者の企業等への一般就労を進めていくため、地域の福祉施設の職員等を対象に障害者就労支援技術等についての研修会を実施し、就労支援者の育成を図る。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	区内施設職員等を対象に、「就労支援者研修会」を年5回開催した。講師は障害者雇用を行っている企業の担当者を中心に設定。企業対応の状況や障害者雇用の課題、その解決の過程などについて検討を行った。		「就労支援者研修会」 年5回程度開催 ・関係機関からの講演 ・企業等雇用者サイドからみた障害者雇用 ・事例検討会 等	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
		○	○	

事業名	3-1-5 中小企業等障害者体験雇用助成事業				
目標	これまで障害者雇用の経験がないか、現在雇用していない、区内の中小企業や商店等を対象に、体験雇用を実施した場合等に助成金を支給することで、障害者雇用の体験を奨励し、中小企業等での障害者雇用を促進する。 併せて、障害者の多様な職場体験の場を確保するとともに、地域での障害者理解の浸透を図る。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	—		24年度	25年度	26年度
			体験雇用実施	16回	16回
		雇用開始企業	10社	10社	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
			○		

3-2 就労継続への支援

地域の福祉施設やハローワーク、障害者職業センター等の関係機関との連携を図るとともに、就業先の企業が障害者の雇用を継続し、就労している障害者が安心して働き続けられるよう支援します。企業等に積極的に出向き、障害の特性や個性の理解を促進し、職場での合理的配慮など、きめ細やかに連携をとり、障害者が働きやすい環境で安定して長く勤めていけるよう、継続的なフォローをしていきます。

事業名 3-2-1 就業先企業への支援					
目標	企業が雇用している障害者等について、企業からの相談や障害者が職場適応するための人的なサポートを行うなど、企業の不安感の払拭や適切な対応、環境整備などのアドバイスを行い就労の定着等を支援する。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	障害者を雇用する企業等からの相談に対し、定期訪問や電話にて対応し、対象者本人及び家族との連絡調整や問題解決に努めた。		24年度	25年度	26年度
		企業支援	380件	410件	440件
		対象企業	127件	142件	157件
※数値は延支援件数					
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

事業名 3-2-2 安定した就業生活への支援					
目標	定期的な職場への連絡・訪問や、就業している障害者が集まって情報交換や仲間づくりができる場や、就業生活に必要な知識を得るための講座等の開催など、障害者が地域で安定して就業生活を送るための支援を推進する。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	職場訪問による就業中の障害者の様子確認や電話や面談等で個別支援を実施。また、情報交換や仲間づくり、講座等を行う「たまり場」を11回開催。加えて、就業継続意欲向上を目的として、就労継続者を表彰する祝う会を4月に実施。		24年度	25年度	26年度
		職場定着支援	1,250件	1,350件	1,450件
		※数値は延支援件数			
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

3-3 福祉施設等での就労支援

福祉施設から一般就労への移行を希望する人に、一定期間就労に必要な知識や能力の向上を図るとともに、一般企業への就労が困難な障害者に対して雇用機会の提供、販路の拡大等、就労支援の拡充を図ります。

事業名	3-3-1 福祉施設から一般就労への移行 ☆			
目標	福祉施設を利用する障害者が自立した社会生活を営めるよう、必要な訓練を行い、一般就労へ移行することを推進する。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	移行者数：8人 平成22年度は福祉施設及び精神障害者就労支援施設からの一般就労への就職者は8人だった。	移行人数	24年度 8人	25年度 9人
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
			○	

事業名	3-3-2 就労移行支援 ☆			
目標	一般企業への就労を希望する障害者に対し、一定期間就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行い、障害者の一般就労を促進する。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	利用者数：33人	利用者数	24年度 42人	25年度 42人
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
			○	

事業名	3-3-3 就労継続支援（A型・B型） ☆				
目標	一般企業での就労が困難な障害者に対して、働く場を継続的に提供するとともに、知識や能力の向上を図るために必要な支援を行う。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	利用者数：111人 ※ A型とB型の合計	A型 利用者数	24年度 12人	25年度 15人	26年度 19人
		B型 利用者数	226人	248人	271人
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

事業名	3-3-4 福祉施設等での仕事の確保				
目標	福祉施設における利用者の工賃の増加を図るため、区や民間企業からの発注の増大や販路の拡大を図る。具体的には、区役所の業務を積極的に発注するとともに、アンテナスポット等を活用した販売の場を確保する。さらに、各施設が取組可能な新たな仕事の提案や民間企業等との連携、作業所間のネットワークづくり等を進めていく。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	Bunkyo アンテナスポットにて、「障害者施設自主製品販売会」を年3回（計24日）実施し、物品販売の機会を提供。また、工賃増加のための販路拡大について個別企業との橋渡しや、「ステージ・エコ」での出店調整などを行った。		24年度	25年度	26年度
		販売会	30日	30日	30日
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

3-4 就労機会の拡大

障害者の働く場として、区の業務をはじめ、地域特性を生かした就業先の開拓等を行い、就労の機会の拡大を図ります。

事業名	3-4-1 区の業務における就労機会の拡大			
目標	障害者の働く場を拡大するため、区の業務における就労の可能性や委託業務等の拡大の検討を行い、障害者の就労の機会の拡大や雇用の促進を図る。また、平成24年度から工事契約において総合評価落札方式を試行し、障害者雇用が法定雇用率を達成している企業について、評価の加点を行う。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	区役所内において、障害者がシュレッダーやコピー等の業務を行うインターンシップ事業を実施（39日間、延122人参加）。 また、「障害者就労庁内検討会」の検討を踏まえ、平成23年度から就労促進事業（シュレッダー委託）の実施や、臨時職員として直接雇用の試行を行った（2人、8日間）。		○障害者の就業体験の機会となるインターンシップを継続実施。 ○委託業務拡大としての「就労促進事業」を進めていく。 ・シュレッダー業務の委託拡大 ○区の業務における障害者就労の可能性検討	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

事業名	3-4-2 地域雇用開拓促進事業			
目標	地域自立支援協議会就労支援専門部会で検討を進め、地域特性を生かした障害者雇用先の開拓に取り組む。区の特徴である多くの大学や寺社等へも協力を依頼し、取組を広げていく。 また、地域開拓促進コーディネーター*による障害者施設利用者の一般就労への掘り起こしを促進していく。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	地域開拓促進コーディネーターによる施設への訪問等は延33回実施		○雇用先の新規開拓 区内大学や寺社等への障害者の就労面の働きかけや障害者施設の受託拡大等の支援を行っていく。 ○障害者施設からの掘り起こし	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
			○	

* 地域開拓促進コーディネーター

施設等へ定期的に訪問し一般就労への積極的な掘り起こしを行うとともに、企業側へのアプローチも行う支援員。

第4節 子どもの育ちと家庭の安心への支援



計画の方針

障害を早期に発見し、適切な支援を受けることができるよう、障害の早期発見・早期療育、発達障害^{*}に関する支援の充実を図るため、関係機関との連携を強化します。

また、成長段階に応じた切れ目のない支援を行うとともに、仕事と子育ての両立を含む、障害のある子どもを持つ保護者への支援の充実を図ります。

さらに、教育センターの建て替えに併せ、福祉部門と教育部門の連携を強化することで多面的な支援の充実を図ります。

また、障害のある子どもも、ない子どもも共に成長していくことのできる思いやりにあふれた地域づくりを推進します。

	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
子どもの育ちと家庭の安心への支援	1 障害の早期発見・ 早期療育			
	2 相談支援の充実			
	3 乳幼児期・ 就学前の支援			
	4 学齢期の支援			

*** 発達障害**

発達障害者支援法において、「発達障害」は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

4-1 障害の早期発見・早期療育

肢体不自由児・知的障害児・発達障害児にとって、障害の早期発見と早期療育が大切です。健康診査をはじめとした様々な機会を通じ、早期発見に努めるとともに、療育相談との連携の充実を図ります。

事業名	4-1-2 発達健康診査				
目標	運動発達の遅れや発達障害が疑われる乳幼児を対象に、専門医師による健診、保健師による保健指導を行い、子どもの発達の遅れを早期発見するとともに、関係機関と連携し、適切な療育につなげる。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	受診総人数：148人 福祉センター紹介人数：16人		24年度	25年度	26年度
		実施回数	24回	24回	24回
受診者数	150人	150人	150人		
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
	○				

事業名	4-1-4 療育相談の充実			
目標	福祉センターにおいて、保健サービスセンター等の関係機関との連携により、発達に何らかの遅れ等のある乳幼児の早期相談、早期療育につなげる。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	平成22年度の新規相談件数は104件だった。平成23年度は他機関と連携を図り、相談・指導方法の工夫により増加する相談件数に対応していく。		引き続き、他機関との連携強化により療育相談を充実していくとともに、平成27年度の教育センターの建て替えに向け、新設される教育・発達相談窓口の設置準備を行っていく。	
	対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期
	○			

事業名	4-1-5 発達に関する情報の普及啓発			
目標	子どもの発達に関する情報について、ホームページやパンフレットなど様々な方法で、保護者への普及啓発を行う。 また、子どもの発達に関する相談窓口や支援内容についての情報の周知を図る。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	ホームページの内容を充実させるとともに、他の子育て支援策とのリンクを充実し、よりアクセスしやすい環境に整備した。		乳幼児発達支援連絡会の構成機関（福祉・教育・子育て・保健・医療等）とも連携して、子どもの発達に関する情報の普及啓発に努めていく。	
	対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期
	○			

4-2 相談支援の充実

教育・福祉・保健・子育て等の連携を強化し、ライフステージを通じた相談支援体制の充実とネットワーク等の仕組みを検討していきます。その中でも、子どもに関する分野での、連携強化や相談窓口の設置を進めます。なお、障害者・児全般の相談については、「2-1 相談支援体制の整備と充実」(P52以降)に記載してあります。

事業名	4-2-1 多様な支援機関の連携			
目標	乳幼児発達支援連絡会や特別支援教育連携協議会を通じ、教育、福祉、保健、子育て等の関係機関の連携を強化し、障害児とその家族及び保育園、幼稚園、小・中学校等に対する学びと育ちを支える支援を行う。			
	実績 (22年度末)		計画内容 (26年度)	
	教育指導課、教育センター、福祉センター、特別支援学校、学識経験者等で構成される特別支援教育連携協議会の設置準備を行った。		乳幼児発達支援連絡会と特別支援教育連携協議会の取組を進めるとともに、乳幼児期から学齢期にかけて、切れ目のない支援の体制を構築していく。	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

事業名	4-2-2 継続支援体制の充実			
目標	乳幼児から学齢期へ継続した支援をするため、「就学支援シート」の活用を図るとともに、切れ目のない支援を行うための「個別支援ファイル」を作成し、療育歴や発育歴などの情報を成長段階に応じた確に引き継ぎ、一貫した支援を進める。			
	実績 (22年度末)		計画内容 (26年度)	
	就学支援ファイル、就学支援シートの活用・推進を図り、就学前の効果的な支援方法等を個別指導計画作成に活かす等支援の継続を図った。		「個別支援ファイル」を活用した連携体制を構築する。平成25年度より乳幼児発達支援連絡会等において検討予定。	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

事業名	4-2-3 専門的療育訓練				
目標	福祉センターにおいて、発達に何らかの遅れ等がある乳幼児を対象に理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による専門訓練を実施する。				
	実績 (22年度末)		計画内容 (26年度)		
	平成22年度実績として、理学療法595回、作業療法541回、言語療法902回の専門的療育訓練を実施した。		24年度	25年度	26年度
		理学療法	672回	672回	672回
作業療法		546回	546回	546回	
	言語療法	940回	940回	940回	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
	○				

事業名	4-2-4 個別の支援計画の作成			
目標	<p>障害のある子どもを乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援をするため、学校や福祉センター、保育園、幼稚園、医療機関等の各機関が協力しながら「個別の支援計画」を作成する。</p> <p>支援計画作成のためのアセスメントの内容及び方法の検討を加え、支援計画の質の向上を図る。</p>			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	<p>通常の学級における、特別な支援が必要な児童・生徒についても幅広く捉え、個別指導計画を作成する。</p> <p>保護者の理解を深めるとともに、学校・幼稚園が教育、医療、福祉等の関係諸機関と連携して、幼稚園から小・中学校まで一貫した支援を実施するために、個別の教育支援計画の作成に取り組んでいる。</p>		<p>特別な支援が必要な幼児・児童・生徒について幅広く捉え、個別指導計画の作成を推進する。</p> <p>乳幼児発達支援連絡会・文京区特別支援教育連携協議会との緊密な連携のもと、学校・幼稚園等が教育、医療、福祉等の関係諸機関と連携して、幼稚園・保育園等から小・中学校まで一貫した支援を実施するために、個別の教育支援計画の作成をしていく。</p>	
対象ライフステージ	就学前 ○	就学後 ○	卒業期／就職期	高齢期

事業名	4-2-5 専門家による巡回相談事業			
目標	<p>専門職員（心理職、作業療法士等）が保育園、幼稚園等を巡回し、職員や発達の遅れ等のある子及びその家族に対する支援を行うことにより、障害の早期発見・早期療育の充実を図る。</p> <p>また、臨床発達心理士を通常の学級に派遣し、特別な配慮を必要とする子どもへの支援と教職員の指導育成を図る。</p> <p>加えて、言語聴覚士等を特別支援学級に派遣することで、学齢期における療育的支援の充実を図る。</p>			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	<p>○福祉センターの保育園への精神科医・臨床心理士等の派遣 14回</p> <p>○子育て支援カウンセラーによる巡回相談（幼稚園、保育園に各月1回）325回</p> <p>臨床発達心理士による巡回相談（小・中学校に各年4回）120回、育成室巡回相談（各年2回）102回。</p> <p>○言語聴覚士等専門家派遣事業 45回。</p>		<p>○発達支援巡回相談事業</p> <p>○臨床発達心理士による巡回相談</p> <p>○育成室巡回相談員派遣</p> <p>○言語聴覚士等派遣事業</p>	
対象ライフステージ	就学前 ○	就学後 ○	卒業期／就職期	高齢期

事業名	4-2-6 (仮称) 教育・発達相談窓口の設置			
目標	様々な課題のある子どもや保護者が円滑に教育相談や療育の相談を利用できるよう、子どもの発達や教育に関する相談窓口を整備する。			
	実績 (22年度末)		計画内容 (26年度)	
	_____		平成27年度教育センターの建て替え時に整備。	
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

事業名	4-2-7 障害児相談支援事業					
目標	福祉センター等において、障害児通所支援事業の利用児を対象に、障害児支援利用計画等を作成し、ケアマネジメントによるきめ細かい支援を行う。					
	実績 (22年度末)		計画内容 (26年度)			
			24年度	25年度	26年度	
	_____		障害児相談支援事業者数	1か所	1か所	3か所
			障害児支援利用計画作成数	60件	70件	150件
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期		
	○	○				

4-3 乳幼児期・就学前の支援

発育や発達に支援の必要がある乳幼児に対して、適切な療育や、保育園、幼稚園での個に応じた支援の充実を図るなど、子どもの健やかな成長を支援します。

また、一時保育、子育てひろば等の子育て施策においても、引き続き障害児を含めた子育て支援の取組を行っていきます。

事業名	4-3-1 児童発達支援事業			
目標	福祉センター等において、障害児に対する日常生活における基本的な動作の指導、技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	利用児数：延 476 人 ※ 児童デイサービス I 型	24年度	25年度	26年度
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
	○			

事業名	4-3-2 保育園障害児保育			
目標	保育に欠ける児童のうち、心身の発達に遅れがあることなどにより保育の際に特別な配慮を要する児童に、個別指導計画に基づく集団保育を実施し、児童の発達促進を図る。 区立保育園 18 園で実施。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	心身の発達に遅れがあることなどによって、保育の際に特別な配慮を要する児童を、平成 22 年度は 18 園において 24 人の受け入れを行った。	24年度	25年度	26年度
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
	○			

事業名	4-3-3 幼稚園特別保育			
目標	区立幼稚園において、特別な支援が必要な児童が集団の中で生活することを通して、幼稚園教育の機能や特性を活かしながら、その幼児の発達を促進していくことを目的として特別保育を実施する。 支援が必要な園児の入園後の支援体制をより充実させることにより、就園後の園児の発達を促すとともに、その支援が小学校就学へとつながるシステムを整備する。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	区立幼稚園における特別保育のための臨時職員及び非常勤講師を配置した。支援の充実を図るため、特別保育認定のほか、特別支援の認定を行い、個に応じた支援を図った。	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育連携協議会の専門家チーム活用による幼稚園教諭等への指導助言 就学支援シートの周知及び活用推進 		
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
	○			

事業名	4-3-4 就学前相談体制の充実			
目標	<p>特別な支援を必要とする児童・生徒の就学相談において、個々のニーズに応じた適切な支援を行うため、就学相談委員会のさらなる円滑な運営を図る。</p> <p>また、小・中学校との連携を強化して相談体制の整備に取り組み、福祉センターでの学校見学会への同行や、卒園児の保護者を交えての就学説明会等のさらなる充実を図る。</p>			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	<p>就学相談員のほか、幼稚園〇Bの非常勤職員を増員し、就学前からの継続的相談体制の充実を図った。就学先の振り分けのためではなく、より個に応じた支援を判断できるよう、在籍校（園）における行動観察を導入する等、就学相談委員会の運営改善を図った。</p>		<p>・乳幼児発達支援連絡会・特別支援教育連携協議会（専門家チーム）との連携により、就学前からの相談体制及び就学後への継続相談支援の体制充実を図る。</p>	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
	○			

4-4 学齢期の支援

児童・生徒一人ひとりの状況を的確に把握し、教育ニーズに合わせたきめ細かな教育的支援の充実を図ります。

また、障害児の放課後の居場所対策を推進するとともに、児童館、放課後全児童向け事業等の施策においても、引き続き障害児を含めた健全育成の取組を行ってまいります。

事業名 4-4-1 総合教育相談の充実					
目標	各園・学校と総合教育相談の各機能の連携を深め、不登校対策、特別支援教育の充実を始めとし、幼児・児童・生徒の問題行動及び教育・生活上の悩みに対する予防・発見・解消に向けた支援を効果的に行う。 また、福祉センター、子ども家庭支援センター、保健サービスセンター等や特別支援教育連携協議会との連携を図りながら、効率的・効果的な支援を目指す。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	「発達と障害」を主訴とした相談件数 （総件数に占める割合） ○教育相談室：2,640件（41.9%） ○スクールカウンセラー ^{※1} ： 小学校：432件（7.6%） 中学校：330件（5.1%）	◇教育相談室			
			24年度	25年度	26年度
		相談件数	2,709件	2,709件	2,709件
	◇スクールカウンセラー				
		24年度	25年度	26年度	
	相談件数	756件	756件	756件	
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
		○			

事業名 4-4-2 特別支援教育の充実					
目標	特別な支援を必要とする児童・生徒が発達段階に応じた適切な教育を受けられるよう体制の整備を図る。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	区立全小・中学校に特別支援教育支援員やバリアフリーパートナー ^{※2} を配置し、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒に対して、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を継続して行っている。 ◇特別支援教育支援員の配置 小学校：20人 中学校：10人		24年度	25年度	26年度
		小中学校	30校	30校	30校
		支援員数	30人	30人	30人
	特別支援教育の推進に向けて、教員の指導力向上、区の支援体制の整備等を進めていく。 特別支援教育支援員を各学校に1人配置。				
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
		○			

※1 スクールカウンセラー
学校で児童、生徒、保護者、教師の相談にのる臨床心理士等の専門家。

※2 バリアフリーパートナー
心身の発達に遅れがあるなど、学校教育の場で特別な支援を必要とする子供たちが、その持てる力を高め、学習上の困難を改善または克服できるようにサポートする学校ボランティア。

事業名	4-4-3 特別支援子育て事業			
目標	特別な支援を必要とする児童の放課後の居場所対策として、児童（小学生）を一時的に預かることにより、保護者の負担感の軽減及び社会参加を促進し、子育てを支援する。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	区立林町小学校内において、特別支援子育て事業「ふれんど」を実施した。各学校へのチラシ配布やホームページにより事業の周知を行った。 登録者数：18人 利用者数：延72人		事業の広報等により、登録者・利用者の拡大に努めるとともに、事業のあり方について検討していく。	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
		○		

事業名	4-4-4 育成室への障害児受入				
目標	保護者が仕事や病気等のため保育の必要な障害のある児童に対して、健全な育成と保護を図り、必要に応じて学年延長を行う。障害児保育補助の非常勤職員を配置し、受け入れ環境を整えとともに、指導員のための研修を定期的実施し、保育の質の向上を図る。また、障害児育成室巡回指導を実施し、策定した個別指導計画に基づき、保育の充実を図る。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	心身の発達に遅れがあることなどによって、保育の際に特別な配慮を要する児童を、平成22年度は25室において受け入れを行った。		24年度	25年度	26年度
		障害児受入を行う育成室数	27室	28室	29室
	個別指導計画を作成する育成室数	27室	28室	29室	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
		○			

事業名	4-4-5 バリアフリーパートナー運営			
目標	バリアフリーパートナーのレベルアップを図るとともに、円滑な運営が可能となるよう、大学等と連携して人材確保・質の向上に努める。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	区立幼稚園： 9園 区立小学校： 15校 区立中学校： 4校 特別な支援を要する児童・生徒一人ひとりがニーズに応じた教育を受けることができるよう、障害児支援について興味関心のある大学生や社会人等の協力を得て、児童・生徒へのサポートを行った。 バリアフリーパートナーに対し、NPO法人と連携してスキルアップのための研修を実施した。		特別な支援を要する児童・生徒一人ひとりがニーズに応じた教育を受けることができるようにするため、引き続き大学やNPO法人と連携し、バリアフリーパートナーの人材確保や、さらなる質の向上を図るための研修等を実施する。	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
		○		

事業名	4-4-6 個に応じた指導の充実										
目標	通常の学級及び特別支援学級における障害のある児童・生徒に対する特別支援教育のよりよいあり方や指導の実践について研修を実施し、個に応じた指導の充実を図る。										
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）								
	通常の学級及び特別支援学級における支援を必要とする児童・生徒に対する特別支援教育のあり方や指導の実践について、教員等研修を実施するとともに、特別支援教育支援員を配置し、個への対応の充実を図っている。 特別支援教育研修会：6回 コーディネーター研修：6回 コーディネーター養成研修：6回 全小・中学校に特別支援教育支援員（非常勤）を配置、研修実施：6回		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数</td> <td>21回</td> <td>21回</td> <td>21回</td> </tr> </tbody> </table> 特別支援教育研修会：5回 コーディネーター研修：5回 コーディネーター養成研修：5回 全小・中学校に特別支援教育支援員（非常勤）を配置、研修実施：6回			24年度	25年度	26年度	開催回数	21回	21回
	24年度	25年度	26年度								
開催回数	21回	21回	21回								
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期							
		○									

事業名	4-4-7 放課後の居場所対策			
目標	障害のある中・高校生の放課後の活動の場所を確保し、日常生活上の指導を行うとともに、余暇活動の充実及び障害児の家族の一時的な休息の支援を図る。 なお、本事業で整備されている施設についても児童福祉法上の放課後等デイサービスへの移行が可能か検討していく。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	居場所数：1か所 文京槐の会に委託し定員5人で実施している。 平成23年7月より太陽福祉協会に委託し、若駒の里で事業を開始した。定員7人		居場所数：2か所 定員12人	
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
		○		

事業名	4-4-8 交流及び共同学習支援員配置事業			
目標	区立小・中学校の固定制特別支援学級在籍の児童・生徒が、障害の状態や実態に応じて、通常の学級での学習や活動に参加できるよう、サポートのため、交流及び共同学習支援員を配置する。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	_____		平成23年度からの新規事業。固定制特別支援学級在籍の児童・生徒が、障害の状態や実態に応じて、通常の学級との学習等に参加できるように、支援員と固定学級担任及び通常学級担任と連携し、学習の支援、健康・安全の確保、周囲の児童・生徒への理解の促進等の職務を担う。	
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
		○		

事業名	4-4-9 特別支援教室専門指導員派遣事業			
目標	通常の学級に在籍する発達障害等、特別な支援が必要な児童・生徒への支援体制の充実のため、「特別支援教室」を設置したモデル校に指導員（教員免許をもつ専門指導員）を派遣し、適応状態の改善を図るための教育環境の整備を行う。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	_____		平成23年度から新規事業。特別支援教育のニーズが高い学校からモデル校5校を指定し、指導員を派遣。 通常の学級における特別な支援が必要な児童・生徒の取出しによる専門的指導を行い、「特別支援教室」の運営を支援する。モデル校では「特別支援教室」の運営における指導内容・方法等について3年間研究し、検証を行う。	
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
		○		

事業名	4-4-10 教育センターの建て替えに伴うサービスの充実			
目標	教育センターの建て替えにより、学校支援センターとしての機能強化を図るとともに、乳幼児期から中高生年代までの子どもの健やかな育ちを支える拠点を整備する。 施設整備に伴い、教育・発達相談窓口の新設、総合教育相談事業の充実、療育事業の拡充、関係機関の連携強化等によりサービスの充実を図る。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	平成22年度は、新施設での事業内容や施設概要をまとめた「教育センター等建物基本プラン」を策定した。		教育センター建て替えに伴うサービス拡充（平成27年度開設予定） ○教育・発達相談窓口の新設 ○療育事業の拡充（定員・対象年齢の拡大） ○総合教育相談事業の充実 ○関係機関の連携強化	
対象ライフステージ	就学前 ○	就学後 ○	卒業期／就職期	高齢期

事業名	4-4-11 特別支援教育連携協議会専門家チームの運営			
目標	相談員や特別支援学校・特別支援学級の教員、専門療法士など様々な専門家を教育相談コーディネーターの調整のもとで、特別支援教育連携協議会の専門家チームとして園、学校に派遣し、特別支援教育に係る支援を行う。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	平成23年特別支援教育連携協議会設置		24年度	25年度
		派遣回数	80回	80回
		幼稚園及び小中学校全校に派遣する		
対象ライフステージ	就学前 ○	就学後 ○	卒業期／就職期	高齢期

事業名	4-4-12 放課後等デイサービス			
目標	放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を学校通学中の障害児に対して提供することにより、障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進する。本サービスは、改正児童福祉法による新たな法定のサービスであり、平成27年度開設予定の新福祉センターを含め、サービスの整備について検討していく。			
対象ライフステージ	就学前	就学後 ○	卒業期／就職期	高齢期

第5節 ひとにやさしいまちづくりの推進



計画の方針

だれもが地域で安全に快適な生活を送り、積極的に社会参加ができるよう、区内の公共的施設を中心に、歩道、公園等について、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた、ひとにやさしいバリアフリーのまちづくりを推進します。

また、ハード面のバリアフリーだけでなく、あらゆる機会を通じて障害のある人への理解を促進するための啓発や福祉教育を推進し、偏見や誤解を受けることのない社会とするための取組を進めます。

さらに、災害時・緊急時に対する支援については、災害弱者となりかねない障害者を的確に支援するため、要援護者情報の充実や人的支援のネットワークの構築を図るとともに、地域コミュニティや支え合いの重要性を勘案した地域づくりを進めます。

	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
コミュニティづくりへの推進	1 安全で快適な生活環境の整備			
	2 防災・安全対策の充実			
	3 ノーマライゼーションと合理的配慮の理念の普及			
	4 地域との交流と文化活動の促進			
	5 地域福祉の担い手への支援			

5-1 安全で快適な生活環境の整備

障害者、高齢者や子育て中の方などが安全で快適に生活でき、積極的な社会参加ができるよう、建築物、道路、公園の整備から、自転車対策なども含めた環境整備を進めます。

事業名	5-1-2 道のバリアフリーの推進 (地域福祉保健の推進計画 2-1-2 重複記載)			
目標	高齢者や障害者など、だれもが積極的に社会参加できるよう、平成 12 年度の現況調査により抽出した 3,969 か所について、歩道の拡幅、段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、道路整備を行い、すべてのひとにやさしい道路の実現を図る。			
	実績 (22 年度末)		計画内容 (26 年度)	
	整備件数 : 191 件 (平成 13~22 年度 累計 2,179 件)	整備件数	24 年度 200 件	25 年度 200 件
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期 / 就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-1-4 総合的自転車対策の推進 (地域福祉保健の推進計画 2-1-9 重複記載)			
目標	NPO、地域団体等と協働しながら、自転車駐車場の整備、放置自転車の撤去、利用者のマナー向上等、総合的な自転車対策を実施する。			
	実績 (22 年度末)		計画内容 (26 年度)	
	NPO、地域団体等と協働しながら、自転車駐輪場 2 か所(千石南・護国寺駅西)を整備した。		歩行環境の改善のために、未整備駅 2 駅(御茶ノ水駅・新大塚駅)に自転車駐輪場の整備を行う。 なお、整備については、地域団体や民間団体と協働して行うとともに、民設民営方式も含めた検討を行う。	
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期 / 就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-1-5 公園再整備事業 (地域福祉保健の推進計画 2-1-3 重複記載)			
目標	区内のすべての公園 43 園、児童遊園 69 園及び一時開放遊び場 7 園について、障害者や高齢者など、だれもが安全・安心で快適に憩えるよう、毎年 2 園の再整備を行い、各園の状況に応じたバリアフリー化を推進する。			
	実績 (22 年度末)		計画内容 (26 年度)	
	整備公園(児童遊園含む)数 13 園 だれでもトイレ 1 か所 ※旧「公園のバリアフリーの推進」「トイレのバリアフリーの推進(だれでもトイレづくり)」事業の平成 21~22 年度実績	公園再整備数 2 園 児童遊園再整備数 2 園		
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期 / 就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-1-6 コミュニティバス運行 (地域福祉保健の推進計画 2-1-8 重複記載)					
目標	区内を円滑に移動できるよう、コミュニティバスで、区の拠点間を結び、公共交通不便地域を解消することにより、区民等の利便性を高める。					
	実績 (22 年度末)		計画内容 (26 年度)			
	◇千駄木・駒込ルート 一日当たりの平均利用者数 1,326 人		◇千駄木・駒込ルート			
				24 年度 25 年度 26 年度		
			利用者数	1,350 人	1,357 人	1,362 人
			◇目白台・小日向ルート			
			24 年度 25 年度 26 年度			
		利用者数	1,071 人	1,121 人	1,143 人	
対象ライフ ステージ	就学前 ○	就学後 ○	卒業期／就職期 ○	高齢期 ○		

5-2 防災・安全対策の充実

障害者の災害に対する備えと助け合う体制、障害者が安全を確保するため備えと助け合いを推進するなど、災害時要援護者への支援体制を整備するとともに、福祉避難所の設置など取組を進めます。

事業名	5-2-1 災害時要援護者の支援体制の充実 (地域福祉保健の推進計画 3-4-1 重複記載)			
目標	災害時に自らの身を守ることや避難することが困難な災害時要援護者に対して、安否確認、避難誘導等を適切に行うため、区民防災組織、民生委員・児童委員等との連携をさらに強化するなど、支援体制の充実を図る。			
	実績 (22年度末)		計画内容 (26年度)	
	引き続き、手上げ方式による災害時要援護者名簿の登録受付を実施するとともに、更新した名簿について、区民防災組織、民生委員・児童委員、警察及び消防と共有した。		災害発生時に災害時要援護者の安否確認、避難誘導等が円滑に行えるよう、災害時要援護者の情報を適切に把握するとともに、区民防災組織、民生委員・児童委員等との連携を深め、実効性の高い支援体制を構築する。	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-2-2 災害時要援護者が避難できる場所の検討 (地域福祉保健の推進計画 3-4-2 重複記載)			
目標	災害時要援護者が避難できる場所について、特別養護老人ホーム等の施設を対象として、具体的な検討を進めていく。			
	実績 (22年度末)		計画内容 (26年度)	
	—————		災害時要援護者の受入れについて、地域防災計画に基づき、特別養護老人ホーム等と協定を締結する。	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-2-3 避難所運営協議会の運営支援 (地域福祉保健の推進計画 3-4-4 重複記載)			
目標	災害時に被災者の生活の場となる避難所が、その役割を十分に果たすことができるよう、地域住民等で構成する各避難所における避難所運営協議会の運営を支援し、自主運営体制の確立を目指す。 また、各避難所運営協議会による、実践的な避難所運営訓練が定期的実施されるよう支援し、その取組を活性化させることにより、地域の防災力の向上を図る。			
	実績 (22年度末)		計画内容 (26年度)	
	◇避難所運営訓練等の実施 避難所数 11か所	避難所運営 訓練等の実 施避難所数	24年度 32か所	25年度 32か所
対象ライフ ステージ	就学前 ○	就学後 ○	卒業期／就職期 ○	高齢期 ○

事業名	5-2-4 耐震診断費用助成事業 (地域福祉保健の推進計画 3-4-5 重複記載)				
目標	建築物の所有者が、建物の耐震性能を把握し、耐震改修を効率よく行えるよう、耐震診断の費用助成を行う。特に、高齢者・障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の補助率と補助金上限額を優遇する。				
	実績 (22年度末)		計画内容 (26年度)		
	◇助成件数 (木造建築物) 23件	助成件数 (木造建 築物)	24年度 101件	25年度 101件	26年度 101件
	◇助成件数 (非木造建築物) 4件	助成件数 (非木造建 築物)	10件	10件	10件
◇助成件数 (分譲マンション) 2件	助成件数 (分譲マン ション)	5件	5件	5件	
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期 ○	高齢期 ○	

事業名	5-2-5 耐震改修促進事業 (地域福祉保健の推進計画 3-4-6 重複記載)				
目標	耐震診断の結果、耐震設計、耐震改修工事等が必要な住宅建築物について、設計や改修工事等の費用助成を行う。特に、高齢者・障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の補助率と補助金上限額を優遇する。				
	実績 (22年度末)		計画内容 (26年度)		
	設計助成件数 13件 耐震化助成件数 41件		24年度	25年度	26年度
		設計助成件数	55件	55件	55件
		耐震化助成件数	75件	75件	75件
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

事業名	5-2-6 家具転倒防止器具設置費用助成 (地域福祉保健の推進計画 3-4-7 重複記載)				
目標	災害時において、負傷の原因、避難や救出・救護の障害となる、家具の転倒や落下を防止するため、家具の転倒防止器具設置とその費用の一部助成を行い、自主的な防災への取組を促進する。				
	実績 (22年度末)		計画内容 (26年度)		
	助成件数 45件		24年度	25年度	26年度
		助成件数	100件	100件	100件
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

5-3 ノーマライゼーションと合理的配慮の理念の普及

障害の有無にかかわらず、ともに住み慣れた地域で生活をするため、障害に対する正しい知識を広め、理解の促進を図ります。社会的な障壁や理解不足を解消していく取組を進めるとともに、合理的配慮の理念の普及に取り組みます。

事業名	5-3-1 障害及び障害者に対する理解の促進（心のバリアフリー）			
目標	障害や障害のある人に対する理解を深め偏見や誤解がなく、自然に接することができるよう様々な機会を捉えて取り組む。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
			障害や障害のある人について、子どもから大人まで理解を深める。 ○講演会の実施 ○パンフレット等を作成	
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-3-4 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」				
目標	毎年12月3日～9日の「障害者週間」を記念して「ふれあいの集い」を開催し、区民が障害者に対する理解と認識を深める機会として、また障害のある人もない人もともにふれあう交流の場として、障害者・児の作品の展示及び障害者スポーツのデモンストレーションを行う。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	入場者数 3,184人		24年度	25年度	26年度
	作品展示 1,876点		入場者数 3,600人	3,700人	3,800人
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

5-4 地域との交流と文化活動の促進

障害者週間記念事業や、各種の地域交流事業を通じて、障害者に対する理解を促進するとともに、障害者の文化活動の支援を行います。

事業名	5-4-1 障害者事業を通じた地域交流			
目標	障害者・児と地域の交流を促し、日常生活を豊かにするとともに社会参加を促進するため、各種の障害者事業（心身障害者・児通所施設合同運動会、ステージエコ参加、「福祉の店」さくらまつり等への出店など）や、施設における祭り等を通じた様々な地域活動への参画を推進する。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	<ul style="list-style-type: none"> ・心身障害者・児通所施設合同運動会 ・ステージエコ参加 ・「福祉の店」さくらまつり →東日本大震災の影響により中止 ・施設、事業所の祭り 		<ul style="list-style-type: none"> ・心身障害者・児通所施設合同運動会 ・ステージエコ参加 ・「福祉の店」さくらまつり ・施設、事業所の祭り等 	
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

5-5 地域福祉の担い手への支援

社会福祉法人やボランティア、民間団体などは、地域福祉の重要な担い手です。このような団体に対して、支援を行い、団体やボランティアの育成や機能の強化、地域とのつながり作りを行い、暮らしやすい地域づくりを目指します。

事業名				
5-5-1 ボランティア・市民活動センターへの支援 (地域福祉保健の推進計画 1-1-7 重複記載)				
目標	社会福祉協議会が設置するボランティア・市民活動センターに対する支援を通じて、ボランティア養成講座等を充実させ、地域の担い手の育成、福祉教育の充実、ボランティア情報の収集・提供の強化・向上、コーディネート機能の強化等を図る。			
	また、ボランティア・市民活動まつり、ボランティア連絡会の開催等により、NPO、学校・企業・個人ボランティア相互の交流を図り、ネットワークを強化する。			
	さらに、災害時に災害ボランティアセンターが効果的に機能するよう、文京区災害ボランティアセンターマニュアルに基づく体制づくりを行う。			
	実績 (22年度末)		計画内容 (26年度)	
◆ボランティア・市民活動まつり 参加団体 67 団体 利用登録団体 85 団体	◇ボランティア・市民活動まつり			
		24年度	25年度	26年度
	参加団体	85 団体	85 団体	90 団体
	利用登録団体	95 団体	100 団体	105 団体
◇災害ボランティアセンター		24年度	25年度	26年度
	登録スタッフ数	25 人・団体	30 人・団体	30 人・団体
	対象ライフステージ		卒業期／就職期	
	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名					
5-5-3 ふれあいいきいきサロン事業への支援 (地域福祉保健の推進計画 1-1-1 重複記載)					
目標	外出の機会が少なくなりがちの高齢者、障害者、子育て世代等が、食事会、健康体操、おしゃべり等を楽しむ場(サロン)を通して、地域での交流を深めることにより、地域の中で支え合い、だれもが安心して楽しく暮らすことを支援する。				
	実績 (22年度末)		計画内容 (26年度)		
	◆ふれあいいきいきサロン事業 サロン数 67 か所	◇ふれあいいきいきサロン事業			
			24年度	25年度	26年度
サロン数		80 か所	82 か所	84 か所	
対象ライフステージ		卒業期／就職期		高齢期	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	5-5-4 いきいきサービス事業の充実 (地域福祉保健の推進計画 1-1-1 重複記載)				
目標	協力会員が利用会員の家事や介護の援助を行うホームヘルプサービスなど、日常生活で手助けを必要とする方に対して、有償で在宅福祉サービスを提供する。				
	実績 (22年度末)		計画内容 (26年度)		
	◆いきいきサービス 利用会員数 312人 協力会員数 145人		◇いきいきサービス		
			24年度	25年度	26年度
		利用会員数	400人	450人	550人
		協力会員数	200人	250人	300人
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	5-5-5 ファミリー・サポート・センター事業 (地域福祉保健の推進計画 1-1-1 重複記載)			
目標	子育ての援助を受けたい依頼会員と援助を行える提供会員をアドバイザーが調整することにより、地域における住民相互の援助活動を支援する。			
	実績 (22年度末)		計画内容 (26年度)	
	センター 1か所 会員数 提供会員：221人 依頼会員：1,897人 両方会員：35人		子育ての援助を受けたい区民と子育ての援助を行いたい区民が会員となり、地域の中でお互いに助け合いながら子育てをする短期的、補助的な会員組織の相互扶助活動を行う。 提供会員の拡大のため、PRを行いながら引き続き実施する。 ・センター数 1か所	
			卒業期／就職期	高齢期
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-5-8 当事者及び家族の交流の支援				
目標	当事者や家族が交流を広げ、情報を得た発信を行う機会を積極的に増やすため、グループ活動や講演会などを実施するための支援や相談に応じ、交流の場の確保等についてさらなる支援の充実を図る。				
	実績 (22年度末)		計画内容 (26年度)		
	当事者や家族が交流を広げる障害者団体へのバス借り上げ事業の助成や行楽地への日帰りバス旅行等を実施している。		24年度	25年度	26年度
			助成等事業数	10事業	10事業
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	5-5-9 地域活動参加支援サイト (地域福祉保健の推進計画 1-1-6 重複記載)			
目標	区民等の地域活動への参加を促進するため、コミュニケーションを活発にする機能等を備えた、地域活動参加支援サイトを構築する。			
	実績 (22年度末)		計画内容 (26年度)	
	地域活動の情報発信の手段として、ウェブサイト「こらびっと文京」をNPOと協働で運営し、活動団体の支援を行った。併せて、参加支援サイト構築のための検討を行った。		ウェブサイトの特性について、調査・研究や検討を行い、地域活動情報発信のサイトである「こらびっと文京」に、相互交流などの機能を充実させる。	
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

資料編

- 1 当事者・保護者等ヒアリング調査 ... 88
- 2 障害者計画シンポジウム ... 112
- 3 障害者計画改定に対する「当事者等の意見を聞く場」 ... 116
 - 4 計画改定の検討体制 ... 118
 - 5 計画改定の検討経過 ... 125

1 当事者・保護者等ヒアリング調査

【Ⅰ 調査の趣旨】

文京区障害者計画改定の基礎資料とするため、区内の障害者施設の利用者やその保護者、障害者団体等を対象にヒアリング調査を実施し、その意見をもとに課題の把握と整理を行う。

【Ⅱ 調査期間】

実施時期 平成23年5月19日（木）～平成23年6月7日（火）
このほか、調査シートの受け付けは6月20日まで

【Ⅲ ヒアリング方法】

通所施設は、各施設を訪問し、各団体等はシビックセンター内会議室でヒアリングを行った。

普段の生活の中で感じていることをフリートークの形式で伺い、その後いくつかのポイントについて追加で聞く形式とした。

当事者へのヒアリングでは、障害種別や状況に合わせて、テーマを提示して施設職員が話をリードするなど、リラックスした話しやすい環境に配慮して実施した。

【提示したテーマの例】

- ・ 日中活動・日常生活について
- ・ 各種障害福祉サービスや施設の利用について
- ・ 今後、充実してほしいサービスや施設について
- ・ 相談機関・相談相手について
- ・ 今後、どのように過ごしていきたいか
- ・ 東日本大震災の時に感じたこと 等

【IV 調査対象等】

調査対象 施設・団体：29 団体
 人数実績 当事者：延 192 人
 保護者：延 170 人

※ 後日のヒアリングシート提出の数も含む

1. 身体障害者(13 団体・順不同)

- 文京福祉センター自立訓練利用者
- 文京区視覚しょうがい者協会
- 文京区肢体不自由児者父母の会
- 文京槐の会 は〜と・ピア利用者・保護者
- 大塚福祉作業所利用者・保護者
- 内部疾患友の会
- 文京福祉センター幼児部父母会
- 文京区心身障害福祉団体連合会
- 文京区肢体障害者福祉協会
- 文京区聴覚障害者協会
- 文京福祉センター成人クラス保護者会
- 小石川福祉作業所利用者・保護者
- スタジオ IL 文京

2. 知的障害者(12 団体・順不同)

- 特別支援学級連絡協議会
- 文京区知的障害者（児）の明日を創る会
- 小石川福祉作業所利用者・保護者
- だんござかハウス保護者
- 文の子の会
- 動坂地域活動センター（フレンドルーム）保護者
- 文京槐の会 は〜と・ピア利用者・保護者
- 本郷福祉センター（若駒の里）利用者・保護者
- ワークショップやまどり利用者
- 大塚福祉作業所利用者・保護者
- 工房わかぎり利用者・保護者
- 文京福祉センター幼児部父母会

3. 精神障害者(9 団体・順不同)

- あせび会支援センター利用者
- 銀杏企画三丁目利用者
- エナジーハウス利用者
- 銀杏企画Ⅱ利用者
- 東京カリタスの家みんなの部屋作業室利用者
- 文京区家族会（文京区精神障害者地域家族会）
- 文京区心身障害福祉団体連合会
- 銀杏企画Ⅰ利用者
- アビーム利用者

注：障害種別が重複する施設もあるため、調査団体総数と障害種別の内訳は一致しない。

【V 各団体からの主要意見】

※分類は前計画（平成21年度～平成23年度）の体系による

1 地域における自主生活への支援

(1) 日常生活支援サービスについて

【身体】

- ・将来は、介助者を使って一人暮らしをしたい。
- ・日中活動の場が狭い。
- ・車イスの修理中に区から借りたものでは、同じような社会参加は難しい。
- ・日常生活用具のオムツの支給について、1か月単位の箱ごとの注文となっているが、単価も高く不経済である。自分で選べればもっと安く、必要な枚数だけ買える。
- ・ガイドヘルパーの育成については、区でヘルパー養成講座を開設する等、支援策を講じてほしい。
- ・動坂福祉会館のお風呂は狭く、介助しながら入れるのは難しい。
- ・買い物を持ってくれるサービスがあるといい。
- ・もう少し「自立生活プログラム」の時間や幅があれば、施設に行かなくてもいいと思う。
- ・蛍光灯の取替え、警報機の設置ができなくて困っている。
- ・学校が夏休み、冬休みに入ると施設を利用する人が増えて、利用しづらくなるので改善してほしい。
- ・福祉センターのサービスは大変ありがたい。
- ・短期入所に受け入れてもらえないのが困る。
- ・辞めていく職員が多いのが気になる。利用者は経験豊富な職員が多いほうが安心できると思う。

【知的】

- ・短期保護について、理由の如何によらず、時間枠を広げてほしい。
- ・短期保護枠を親の介護に使用できるよう利用枠を拡大してほしい。（利用枠としては介護者の疾病として認めており、利用時間も増やしている。）
- ・短期保護の利用年齢を下げしてほしい（2歳ぐらいまで）、定員増・施設増を。施設を明るくしてほしい、質を上げてほしい。
- ・現在の短期保護は、定員も含め利用しにくい。費用も安くしてほしい。
- ・短期保護がいっぱいで利用できないときがあるので充実させてほしい。
- ・短期入所は千葉まで行くのが辛い。区内で利用できる場所があればと思う。
- ・高齢者のショートステイを障害者にも利用させてほしい。
- ・重度訪問介護で夜間の見守りができ、移動も居宅の介護もパッケージになっている仕組みが必要である。
- ・緊急一時介護は事前の登録が必要で緊急的に使えない。
- ・障害程度区分や手帳の級について、一人ひとり違うので細かく見てほしい。
- ・福祉センターのサービスはとてもいい。PT（理学療法士）、ST（言語聴覚士）もいる。他区と比べても恵まれている。代わらないでほしい。
- ・福祉センターでSTによる講習会もあるが、家庭でできる内容も追加して、週1回ぐらいで実施すれば、とても役立つという母親がいるのではないかと。
- ・支援の中に、本人と一緒に調理したり、掃除をしたりして、教えたり指導しながら自立に結び付けていく部分が盛り込めていないように思う。

- ・手帳を持っていないが、料金などをなるべく安くしてほしいと思う。
- ・日中活動の対策と生活支援の連携をお願いしたい。

【精神】

- ・入院するほどではないが、体調が優れず身の周りのことが出来なくて不安になる時、即時に入所できるショートステイがあるといい。
- ・本人や家族の休息のため、週3～4日預かってくれる施設をつくってほしい。
- ・親も病気になることがあるので、そのときの支援を厚くしてほしい。
- ・具合が悪くなったときに一時的に預ける施設がない。
- ・一人暮らしなので料理の指導をしてほしい。
- ・週2日ヘルパーさんを派遣してもらっている。サービスに満足している。
- ・ホームヘルパーなどの値段を安くしてほしい。ヘルパーには食事を作ってもらいたい。
- ・ヘルパーの方に入浴の手伝いや家の片付けをお願いしたい。
- ・精神障害者なので波があるので、ヘルパーの方が必要な時に来てくれると助かる。
- ・風呂の入浴券がいつの間にか無くなった。13,000～14,000円ほど負担になる。元に戻してほしい。(生活保護費に関連)
- ・入浴券を復活してほしい。(生活保護費に関連)
- ・一人暮らしなので、病気で、夜に熱が出たりすると困る。不安になる。
- ・精神障害者は、身体・知的の障害者が受けているサービスが提供されていない。同じレベルに引き上げ、区としてもできるところから予算化してほしい。
- ・身体や知的に比べて精神障害に対する福祉サービスが殆どない。
- ・すべての障害者を一元的に管理して、施設やバスの利用状況等を把握し、障害の種類に関係なくすべての資源を共同利用できるようにしてほしい。
- ・福祉センターの車いすの貸し出しが1か月で更新しなければならぬ。手続きするのが大変なので長期で貸し出してほしい。
- ・A C T (医師・看護・臨床心理士がチームを組んで24時間対応の訪問介護)により、精神障害者の生活を見守る制度を区でも実施してほしい。
- ・精神障害者のサポートが不足している。
- ・家族だけでは限界があり、24時間サポートがあるとありがたい。
- ・薬の副作用等で身近なことが何もできない。宅配食事サービスなども将来検討していただけたらと思う。
- ・用事で家を空ける際、一人にするのが心配なので、見守りがほしい。
- ・27年開設予定の福祉センターに、精神障害者や家族のためのスペースがないのはなぜか。
- ・月曜日のみ参加するデイケアのOB制度を廃止して、卒業後もすべて参加できるようにしてほしい。

(2) 生活の場について

【身体】

- ・通所施設にはバリアフリーになっていないトイレがある。
- ・将来はケアホームで暮らしたい。一人暮らししたい。ケアホームはステップ。
- ・車イスを使用している。通っている施設が狭いのもっと広い場所があればうれしい。
- ・将来的にはグループホームなどもっと区内にできたらと思う。親がしっかりしているうちに入りたい。
- ・グループホームやケアホームでは、そのホームを利用したらどうなるのか、という

ことの体験が必要。

- ・施設の整備をしてほしい。新福祉センターの後、施設整備しないなんて言わないでほしい。最大の関心事は入所施設。
- ・今後の暮らし方については、母親が元気なうちは通所施設に通っていきたい。
- ・自分が元気なうちは自分で看たいが悩む。近くにすぐに入れる施設があるといい。
- ・身体障害者のグループホーム・ケアホームを実現していただきたい。親は年をとっていくので、親なき後が心配。
- ・視覚障害者の多くは結婚もしていないし、仕事もあまりない。目の見える人が1人入ることによって、3~4人のグループホームを維持できたらいい。
- ・耳が聞こえない人のケアホーム、聴覚障害者専用の施設があればよい。
- ・住宅改修事業を1回だけと決めないでほしい。
- ・重複重度身体障害者の入所施設、グループホームをつくってほしい。
- ・身体障害者専用のグループホーム、ケアホームをつくってほしい。
- ・重度の人が入れるグループホームをつくってほしい。

【知的】

- ・区有地、公有地等を利用して、自立をさせるためのグループホーム・ケアホームの整備を計画的に行ってほしい。
- ・これから親がいなくなって一人になるのが困る。施設には入りたくない。でも入らない場合の暮らし方はわからない。アパートは難しい。
- ・子どもは発作がひどい。入所する施設には医療的対応が可能などところが必要。グループホームは無理。親がしっかりしているうちに、見届けたい。
- ・グループホームをやってほしい。そこに入所したい。空いている土地などを活用してグループホームを。
- ・元気なうちに、どこか施設にとと思うが、手続きや相談も億劫。出来れば同じ施設の友達たちとグループホーム・ケアホームみたいなところに暮らせたら安全でいい。
- ・一人暮らしをしたい。
- ・子どもが一人になった時、施設に入所することになるのか。入所できる施設はあるのか。新しくできる福祉センターの施設入所はずっといられるのか。
- ・区内にケアホーム・グループホームを作ってほしい。親は高齢で心配。
- ・ケアホーム・グループホームについても、体験利用があるとよい。
- ・ケアホームも10か所くらいほしい。
- ・グループホームなどがないと困る。補助金を出してほしい。お金があれば自分たちでやる。
- ・何億円もかけて大きな福祉センターを建てるのではなく、小規模でグループホームをたくさん作ってほしい。
- ・体験型のグループホーム、ケアホームがあると嬉しい、慣らしていく、経験していくというのが大切。
- ・一人暮らしの高齢者を優先してグループホームに入居させてください。
- ・親なき後のホームを近くにつくってほしい。
- ・親なき後、区内で施設にと願っているが、知的障害者が入れるところがない。
- ・障害の重い人には入所施設が必要。もっと小規模な施設を増やす形で補足していけばよいのではないかと。
- ・入所施設の拡大が、区内や都内に必要だと思う。
- ・本人が将来一人になったときのことを思うと、「終の居宅」の充実を思う。

- ・将来はグループホーム等の施設に入所できたら幸いだ。
- ・障害があっても自立して暮らせるグループホームがもっとあってほしい。
- ・区にグループホームの数が少ない。もっとつくってほしい。
- ・他県にある障害者と高齢者が共生できるような施設が利用できればよい。
- ・5中跡地に入所施設ができるのは嬉しい。第二、第三の施設建設を切に望む。
- ・通勤寮やグループホームなど、「いっぱいだから」と断られることがないようニーズに見合った数をつくってほしい。
- ・終生を過ごせるケアホームを希望している。
- ・グループホーム・ケアホームを一日も早くつくってほしい。

【精神】

- ・世話人がいるグループホームに住みたい。
- ・グループホームがほしい。
- ・一人暮らししたいと思うことはある。実際に行動に起こしたことはない。自立したい。作業所には当分行くと思う。
- ・グループホームは3年が上限で定員も少なく、必要なときに利用できない。また、日中は作業所への通所が義務付けられており、ホームのコンセプトが生活実態と合わない。
- ・文京区を「障害者住宅特別区」に。弱者が住みやすいまち、誰もが住みやすいまちになる。

(3) 地域生活への移行について

【身体】

- ・地域移行ということは親の代わりに入所施設ではない。地域で生活していく場合のステップである。地域とのかかわり、何かサービスを使って自立していく練習の場、チャレンジの場が欲しい。
- ・地域移行という目標があるが、文京区は家賃が高い。だから、グループホームを作ればいいという話ではない。住宅を建てるのが難しければ、住宅の手当をせめてほしい。
- ・文京区では車いす対策の住宅が少ない。そのような対策が必要だと思う。
- ・障害者に対して、住宅と移動の問題を積極的に取り組んでいただきたい。

【知的】

- ・施設入所は期限があるということだが、地域に移行できると判断する基準はあるのか。施設入所はできないと言われていて、でもグループホーム・ケアホームでも難しいので、どうすればいいか心配である。

【精神】

- ・文京区は家賃が高い。文京区で何か住宅の供給だとか、家賃の補助だとか、検討してほしい。
- ・無職とみなされ住宅を探す時に苦労した。病気があり生活保護となると、不動産屋は物件がないという。援助が欲しい。

(4) 生活訓練について

【身体】

- ・福祉センターの機能訓練事業について本当に助かっている。満足している。
- ・槐の会の自立生活訓練について期間が過ぎてしまうとそれで終わりなので、何年後

に利用がもう一度できるなど柔軟な仕組みが必要だと思う。

【精神】

- ・自立支援プログラムは、社会復帰策のみでなく、生涯生活支援策も別途必要である。
- ・自分のことは自分でできるような自立のための生活訓練を切望する。

(5) 保健・医療サービスについて

【知的】

- ・障害者の歯科診療は助かっている。障害者の内科などもあるとよい。注射をととても嫌がり、通常の病院やクリニックだとなかなか難しい。
- ・自分で自覚、判断して受診・通院できない人が多いので、医療機関や関係者のバックアップ体制の充実が必要である。
- ・障害児の対応などがわかる区内の病院（病気、けが、歯科など）の情報があれば教えてほしい。
- ・子どもが入院するような病気になったら、区内の病院は受け入れてくれない。大塚病院、駒込病院でも障害者を受け入れてほしい。
- ・医療費が親の負担になっている。医療費の補助がほしい。

【精神】

- ・働いていると自立支援医療の手続きが大変。
- ・自立支援医療の年1回の更新を、2～3年にしてほしい。
- ・精神障害の薬のもっとよいものを開発してほしい。以前副作用で大変だった。
- ・医師から診断書を書いてもらうことが多い。病院によって違うが、値段が高い。2年に1回でなく、5年や10年に1回にならないか。
- ・区内に精神科の病院はいくつぐらいあるのか。不当な扱いをするようなことがないようにしてほしい。
- ・精神の医療も他の身体・知的の障害者と同じく、医療が必要である。他の障害の援助と同じにしてほしい。
- ・東京には精神の急患の施設がない。夜間の医療機関の窓口が欲しい。
- ・一人暮らしなので、体調が悪くなったときのことを思うと不安になる。
- ・夜、具合が悪くなって救急車を呼んでも、文京区では受け入れてくれる医療機関がないため薬で対応するしかない。
- ・生命保険に加入できない（積立型OK。掛捨て型NG）。将来に備えて、ガン保険等、加入したいが、常に服薬していると加入させてもらえない。入院費等、不安。
- ・医療券を待っていないと辛い。（生活保護費に関連）
- ・自立支援の精神通院を利用しているが、入院の際には利用できない。

(6) 相談支援について

【身体】

- ・普段からどこを中心に相談していくかとかも悩む。通所施設に相談するのは、本人をよく知っているから気安い部分もあるが、言いたいことが言えるとも限らない。
- ・障害者に対する包括支援センターとして相談業務を担う施設をつくってほしい。
- ・障害者の中でも介護を必要とする人がおり、包括支援センターにおいても相談業務を拡充してほしい。
- ・困ったときの相談相手は、福祉センターの職員、病院等の先生、家族、友達。

- ・身体障害者の相談員と民生委員の連絡協議会のようなものでも出来れば、情報交換でき、民生委員のフットワークを生かせれば良いと思う。
- ・どこにも相談できない人がたくさんいると思う。狭間の障害者、難病の人たちをどうやって支援するか、どこにも相談できず一人で悩んでいるだろう。
- ・障害のある高齢者は住宅を借りるのが難しく、家を借りるのに保証人がいないと年に2万円くらいとられることもあるので、生活基盤について相談できる窓口がほしい。
- ・どこに相談したらいいかわからない。困ったと思わず生活できたらいい。
- ・中途失聴者の相談窓口になれるよう文京支部をつくりたいので、その時は広報などをお願いしたい。
- ・相談支援事業についてもっと宣伝したほうが良い。どこまで相談にのってもらえるのかについても。
- ・相談機関が福祉センターの2F（障害者地域自立生活支援センター）以外にもあるのかどうか知りたい。

【知的】

- ・相談業務を通じて相談の悩みをどこにもっていったらいいのか、自立支援協議会の中でも底辺の悩みなどを聞いてもらい、どのように解決されたのか事例を公表してほしい。
- ・自立支援協議会の中で相談員を呼んでほしい。
- ・相談する相手は基本的にいない。お母さん。近所の人。作業所では相談したことない。
- ・職員の人に感謝をしているので、本当は困っていることがあってもなかなか意見を言うことができない。職員に悪気はないが利用者たちが感じている食い違いなどは、意見として出にくいのではないか。
- ・相談相手は本人の障害のことが良くわかっている人がよい。
- ・子どもの状態のことを知らないと相談は相談で終わってしまうので、本人のことを知っている人でないとダメ。
- ・相談支援の充実については、相談部門を一本化するという話があったと思うがどのような方向か。
- ・新しい福祉センターに相談の充実を期待している。
- ・障害福祉課の福祉司さんが異動してしまい。相談相手がいらない。現場を知っている福祉司さんが相談相手にほしい。
- ・窓口の職員が3年ぐらいで代わることに不満を持つ保護者の声が多い。担当が慣れるまで相談を控える保護者もいる。
- ・同じ区内に住んでいる相談員に、プライバシーも含めては相談しにくい。第三者又は区の職員に相談員になっていただいたほうが良い。
- ・相談員より、障害福祉課のスタッフの増員のほうが良いと思う。
- ・相談員制度はあるが、障害福祉課の職員が的確に対応してくれるのでそれで十分。
- ・自閉症に関して公的な相談システムがよく分らないので教えてほしい。
- ・個々に対応できる障害者地域自立生活支援センターの充実を希望する。
- ・障害者専門のケアマネジャーが必要といつも感じる。
- ・本人や家族が気軽に相談できる窓口が身近な地域にあることを望む。
- ・障害者の事情に詳しい理解のある相手や機関があってほしい。
- ・土日休日に区の窓口がやっていないので、仕事をしている人には相談しにくい。
- ・24時間対応の窓口をつくってほしい。
- ・よく本人を知っている人が相談相手になってほしい。

- ・どんなサービスがあるか、誰に相談していいかわからない。子どもの就職のことなどが特に不安。

【精神】

- ・生活、体調のこと等いろいろ相談できる人がほしい。
- ・相談相手になってくれる保健師さんの数が少ないように思う。保健師さんを増やしてほしい。
- ・相談するのは保健サービスセンターか主治医。ただ、土日や祝日の相談が困る。
- ・相談相手は主治医、保健師であるが、時間的な制約があり必要なときに相談できない。
- ・自殺防止センターの電話はいつもつながらない。
- ・いざという時に相談する相手がいらない。病院でも5分か10分くらいしか話をしない。医者がよく聞いてくれない。
- ・困った時は、医師に相談する。近所のクリニックに行くが、夜間だと対応がないので困る。
- ・夜間は区役所でもメール相談サービスなどがあるとよい。安心だ。
- ・夜、調子が悪い時に相談できるところが欲しい。
- ・誰に相談したらいいかわからない。カウンセリングの場所を知りたい。
- ・保健師との相談には限度がある。とことん付き合ってくれる相談場所を探している。
- ・保健師に定期的にフォローしてほしい（毎月第一月曜日に連絡してくれるなど）。
- ・保健師の訪問、相談の制度が大変ありがたい。引き続き、精神障害について専門知識と深い理解のある方が担当保健師であってほしい。
- ・父親が亡くなった時に葬儀のことや遺産相続のことなど相談する相手がいなかった。障害者向けにガイドブックがあるとよい。
- ・心の拠りどころが必要。いつも安心して話せる専門家がいてほしい。
- ・親なき後の生活相談の相手。本人との相性が重要。
- ・当事者の気持ちを理解し、就労の場にもつながるので、精神障害者のピアカウンセリング事業を行ってほしい。
- ・あんまり相談機関があるようにも思えない。

(7) 情報提供について

【身体】

- ・地域にいる当事者に本当に情報が届いているのか疑問だ。ホームページが見られず、区報も届かないケースもある。
- ・区報があるのも知らなかった。ホームページも見ない。障害者福祉のてびきも知らない。
- ・三田に文字読み上げの情報サービスがある。せめてシビックセンター一箇所でもやってほしい。
- ・手書きの手紙はSPコードや「よむべえ」では読めないなので、人的なサポートは必要。
- ・サービス業者についての詳しい情報を教えてほしい。

【知的】

- ・自立支援協議会はどのような役割をしているのか一般に浸透されていない。自立支援協議会の役割周知を。
- ・情報はインターネットで確認しなければわからないというのではなく、必要な情報は誰にでもわかるような方法で提供してほしい。
- ・保育園や育成室の利用や情報について、区のホームページを充実してほしい。

- ・移動支援事業について、区のホームページからは検索しにくくてわかりづらい。
- ・各障害の支援の仕方について、ダイジェストにまとめてあるのがあったらよい。
- ・手帳が使える公共の施設や機関等の地図などを作成してほしい。所在地や連絡先の詳細な情報も記載してほしい。
- ・位置情報サービスをぜひ立ち上げてください。
- ・何となく問い合わせで、こんなサービスがあったと気づくことが多い。「障害者福祉のてびき」だけでは利用するまでにいかない。
- ・自力で集めるしかないけど、今は方法すら分からない。
- ・頼りになるのは知り合い、先輩、友人との情報交換と作業所からの情報、保護者会からの情報。
- ・将来どのような選択肢があるのか、区や都にどのように支援してもらえるのか、先輩たちはどうしているのかを知りたい。
- ・友人や区報などで情報を知るが、情報量としては少ない気がする。
- ・年1回の冊子だけでなく情報を常に発信してもらえるツールがあると助かる。
- ・移動支援などの必要な情報が小学校の保護者からしか入ってこない。
- ・FAXもパソコンも使えない。電話だけが頼り。
- ・身体障害、重複障害のサービスや助成の内容がわかっていない。

【精神】

- ・情報の入手は広報紙。保健所においてあるパンフレットなど。ホームページもたまに見る。クリニックに貼ってある掲示板も。
- ・議員さんからの情報がほしい。
- ・情報収集の手段は限られる。聴覚障害者もいるので、情報提供に配慮してほしい。
- ・日常生活でなにが安いかどこがいいのかという情報が欲しい。
- ・区報が配られないので、公共施設に取りに行っている。
- ・精神障害者は何人いるか。その中で施設につながっていない人だと、情報が限られる。施設にいと、口コミの情報が多い。在宅にいる人についても、配慮してほしい。
- ・区報ぶんきょうが病院にあるといい。「心のガイド」もあちこちにあるといい。各医療機関に福祉のサービスについての情報があるといいと思う。
- ・自立支援医療の継続で区役所に行った時、たまたま5階の就労支援センターのチラシを見て保健師を知った。広報が足りないと思う。
- ・施設を知らないで、家に閉じこもって悩んでいる人がいると思う。区報やホームページで周知をする必要を感じる。
- ・障害者にとってプラスになるようなことを、わかりやすく公開してほしい。
- ・区報が主な情報源。どんどん内容が充実したものになれば更に便利。
- ・区報が配付されない施設もあるので、配付してほしい。
- ・精神障害者へのサポートを広報・ポスター等で定期的に告知していただければ利用者も増えるのではないかと思う。
- ・区報で精神障害の欄が小さい。もう少し大きくしてほしい。
- ・統合失調症などの大学の先進医療、治療法、医療費などの情報を行政が積極的に収集、提供してほしい。
- ・すべての障害者がホームページが使えるように。情報難民になってしまう。
- ・施設につながっている者はいいが、孤独な人の情報保障はできているのか。

(8) 権利擁護について

【身体】

- ・お金の管理が心配。自分で持っているとお金とパチンコとかに使ってしまう。今は親族に管理してもらっている。いなくなった後のお金の管理が心配。

【知的】

- ・成年後見制度でみる事ができなければ、自立支援協議会で具体的な支援を検討してほしい。
- ・成年後見制度に関して講義をしてもらいたい。
- ・障害者の成年後見は、高齢者とは異なる。親なき後の第3者成年後見が大事になる。
- ・成年後見制度についてもっと勉強していきたい。

(9) 防災・安全対策について

【身体】

- ・文京区の地震対策では、障害者のことはあまりないようだ。地震の対策、障害者をどこに避難させるか、一人ひとりに合わせてやってほしい。
- ・私たちは避難所には行けないと思う。大きな声を出すこともあるし、下の世話も避難所では無理。
- ・地震の時に外に避難はできない。生活に必要な荷物や機械が多く、そのような状態で何日も移動し、外で暮らすのは無理。外で可能性があるとしたら、福祉センター。設備もあるので、福祉センターに避難するならいられるかも。
- ・区内にぜひ障害者とその家族専用の避難所を指定してほしい。
- ・地震の時に作業所に泊まれるようにしてほしい。
- ・家に帰れない場合、福祉センターで泊まれるように準備してほしい。
- ・福祉避難所の問題。坂が多く、道が狭い、一方通行も多い。手動車いすでは福祉避難所に行けない。行ってもバリアフリーでない。
- ・新福祉センター以外にも地域に避難所を作り、身近な公共的なところに福祉避難所を作ってほしい。
- ・文京区の中で地震などの際に障害者を受け入れる所がないようなのでつくってほしい。
- ・障害者の避難場所、スロープとかバリアフリーとか車いすトイレとかになっていない。避難所での生活でヘルパーの派遣や各種福祉サービスは受けられるのか。
- ・避難場所が小学校だが、車いす用トイレがないのでシビックに避難したい。
- ・避難所も車いすだから普通の床では寝られないし、避難所での情報も障害者用のは少ない。
- ・災害の時に一番心配なのはトイレ。簡易トイレとかどうなっているのか。
- ・学校がバリアフリーでないのが厳しい。
- ・災害時の避難場所で障害者の居場所がないとも聞く。対応を願いたい。ヘルメットが人数分ほしい。
- ・シビックセンター内の避難訓練はあるのか。今回の地震では障害者会館に放送が入らなかった。避難訓練の時には事務室内だけでも放送してほしい。
- ・要援護者名簿は登録していたが、連絡はなかった。何の役にも立っていない。連絡なり援護がなされる体制にしてほしい。
- ・災害時要援護者名簿に登録している。問い合わせをしたら、寝たきりと重度だけと言われた。
- ・災害時要援護者名簿について、今回の地震のとき全然連絡がなかった。それを必要

としたから登録をしたのに、今回全く機能しなかった。安否確認については防災課の仕事なのか障害福祉課の仕事なのか、どこが統括しているのか。

- ・災害時要援護者名簿については、福祉課と防災課はどう連携しているのか。実効性のある名簿にしてほしい。
- ・防災の時の要援護者名簿だが、重度の人だけだと言うが、地震だと家具が倒れ下敷になったりしたら重度じゃなくても大変だ。
- ・私たちは避難所に行くのも大変だし、避難所では生活できない。避難所の設備を整えていただくなど、それを踏まえて避難訓練していただきたい。
- ・僕たちは、水の配給が始まったとしても、見えないから取りに行けないと思う。
- ・災害時に放送で指示されても全く聞こえません。指示があったことすら分かりません。障害者会館は、緊急時の避難指示等が分かる情報装置を、部屋の中に設置してください。
- ・災害時の情報保障について、福祉課、防災課、手話通訳者、そして我々の聴覚障害者協会を加えた4団体で話し合う会を設置してください。
- ・日中一人でいる障害者が何かあった時に、救助ができるよう緊急通報システムを設置したい。
- ・薬が切れてしまったらとか、人工透析の人は2日に1回通っているのではどうなるのか等不安である。
- ・施設でも非常時の備蓄を即充実してほしい。
- ・公園のマイクの音量が小さかったのももう少し大きくしてほしい。
- ・地震のときエレベーターが止まると動きが取れなくなってしまうことが不安。

【知的】

- ・学齢期の子どもたちは学校で被災しても基盤の場所がなく、今の通所施設はゆとりもなく、震災時の避難場所を整えてほしい。
- ・きちんとした耐震設備のある福祉避難場所をつくってほしい。
- ・第一段階の避難場所でも障害のある人のスペースとして、教室を1か所か2か所確保してもらえ体制が事前に計画されていると、周囲の理解も得やすいのではないか。
- ・障害者の施設を福祉避難場所に指定していただき、帰宅困難者になった場合の備蓄等を区から供給できる体制を検討してほしい。
- ・3校の特別支援学級を福祉避難場所として活用してほしい。
- ・福祉避難場所の必要性が高まっているが、重度の障害者が優先されると思うので、基本は地域の避難場所にいられることが必要である。行政任せにしないで日頃から地域で話し合い、理解を求める必要がある。
- ・障害があると避難所に入れなくなってしまう。安心していられる避難所を設置してほしい。福祉避難所がないのが心配。
- ・状況を変えないで避難をするためには、福祉施設が福祉避難場所に指定されることが大きなメリットになると思う。障害者施設を中心とした福祉避難場所等の検討をしてほしい。
- ・私と子どもは、震災が都内で起きたら、避難所では生活できないと感じた。
- ・区内に福祉避難所（2次）をつくってほしい。
- ・福祉避難所の指定と必要備品の充実、近隣との助け合いの中に障害者が受け入れられる環境づくりが必要。
- ・災害避難場所の災害エリアにおいて、どの位どの程度の障害者がいるのかを把握し、事前に準備をしておく。またその情報を地域に知らせておくことが必要。

- ・一般の人と一緒に避難場所はパニックになって無理。障害者の避難場所を区内で何箇所かつくってほしい。
- ・通所している人以外の障害者も受け入れられるような建物、備蓄、人のネットワークを計画に盛り込んでほしい。
- ・障害の人の避難所の基点が必要なのではないかと思う。
- ・災害時要援護者名簿登録制度を生かせる体制をつくってほしい。
- ・災害時要援護者名簿については、情報を提供することの必要性が伝わるように、避難場所に行った際のチェック機能がある等、有効に活用されるようにしてほしい。
- ・災害時要援護者名簿の制度を知らない。
- ・震災では、トイレの確保が心配。
- ・家や施設でないところで起こってしまった時がとても心配。薬を飲んでいるのでそれも地震の時は心配。
- ・外出中に1人で地震が起こってしまった時がとても不安。
- ・障害者計画の中に、災害時の対応についてはどこがどのような形で対応するのか、明確化してほしい。
- ・施設で地震が起きて混乱して電話も通じない場合は預かってほしい。
- ・電話が通じなくなったときに一番困った。
- ・小石川作業所は固定電話が1本しかないためかかりにくかった。もう1回線増設していただきたい。
- ・支援員に緊急時用の携帯電話を用意してほしい。
- ・情報も近所付き合いもないので大災害時にどうすればよいか不安である。
- ・仮に避難したとしても非常事態が理解できずパニックになると思う。そうなるとうい目を向けられて恐らく居場所がない。日頃の交流と理解が大事。
- ・作業所にヘルメットを用意してほしい。
- ・GPS付の携帯のようなものを貸与していただくと安心かと思う。
- ・ひとりで移動中に震災が起きた場合などに不安がある。
- ・福祉施設と協議して、災害時の対策に必要な予算を出してほしい。
- ・都レベルの対応が必要と思う。

【精神】

- ・区のホームページから防災マップにたどり着けない。
- ・町内会に入っていないので避難場所がわからない。
- ・ライフラインの情報がわからない。
- ・電柱に防災無線が取り付けられているが、スピーカーの内容がわからないので改善してほしい。
- ・防災無線は走行中にアナウンスするので聞きとりにくい。
- ・薬が無くなるのが一番心配。薬を飲むための水がコンビニから無くなるのも心配。
- ・懐中電灯やその他の備品を配ってほしい。
- ・安否確認の連絡網を整備してほしい。出来れば担当の保健師から連絡がほしい。
- ・区役所の防災課は15階にあるが、高層階にあって緊急時にすぐ動けるのか。
- ・地震で家に帰れない時など、気軽に泊まれる施設があるといい。
- ・地震のことを思うと、怖くてたまらない。携帯もつながらない。
- ・地震の時に防災無線があったが、残響音などで細部まで聞き取れなかった。聴覚障害や高齢者も多いので、聞こえない人も多いと思う。
- ・地震の時、病院が休みになって、薬が少なくなってきたら心配だった。

- ・地震の時避難所の状況が不安だ。
- ・今回の震災で、どういうふうに早く避難場所などを伝えられるかなどが気になった。
- ・ケアしてくれる人がいる避難所があったら助かる。
- ・災害避難所等の情報入手方法がわからない。今回、帰宅困難者等の避難所が開設されていることも知らなかった。電話が通じにくくなるため、避難所マップ（地震時の現在地から近い）等があると、安心。
- ・屋根つきの集合場所のようなものがたくさんあったらいい。
- ・避難が必要になった際の避難所までの移動や誘導に不安がある。
- ・精神障害の私が難病の母親を連れて逃げるのは困難。
- ・優先的にどの病院でも、障害者手帳があれば泊まれるようにしてほしい。

(10) 経済的支援について

【身体】

- ・経済的に家族に助けてもらっている。親の負担になっている。
- ・障害者の貯蓄は500万円までに制限しないでほしい。障害年金6万では暮らせない。
- ・リフト付の車を購入する場合、補助金などを出してほしい。

【精神】

- ・交通費が自分の手元に入らない。都合分は親からもらっている。障害年金の額が減る心配がある。
- ・給料が少ない。
- ・作業所の時代は交通費が出ていたが、地域活動支援センターになってから出なくなった。
- ・生活保護を受けているが、親が働くと保護費が減らされてしまう。
- ・交通費が支給されなくなって、一日作業しても80円しか所得がない。
- ・家賃の補助をしてほしい。仕事を見つけても家賃を払いきれない。
- ・食費の補助をしてほしい。
- ・障害者手帳での割引制度の範囲をもっと広げてほしい。
- ・家賃補助を続けてほしい。
- ・電車の交通費が出なくなった。今は年金生活なので、そのために生活が苦しい。
- ・Bーぐるが手帳で無料にならないか。病院を回るので、半額でもよいのでは。
- ・手帳で、交通費が半額にならないか。
- ・年金がもらえたのに知らなかった。
- ・現在は年金と貯金で生活。貯えが無くなり生活保護を受けることになった場合、そのまま、住み慣れた家に住むことは可能なのか。引越しとなると不安。
- ・手帳で入浴券の割引をしてほしい。
- ・できるだけ生活保護になる時期を遅らせた。
- ・区外からの施設利用者にも交通費の支給を。Bーぐるにも交通費の補助を。

2 就労支援

(1) 就労支援について

【身体】

- ・就労支援についてもあるとよい。たとえばパソコンを使って、在宅で週に何時間かの就労というようなものもあるとよい。
- ・就労支援センターは登録しているが、知的や精神障害者がメイン。身体障害者も忘れないでほしい。
- ・就労支援センターには仲介役の外に、就労の支援として働く場所を開拓する役目があり、ジョブコーチをつける等システムを確立すべきである。
- ・社会復帰できるように、資格をとって、自立した生活を送りたい。
- ・ハローワークの障害者枠を見たが、やりたい仕事もないし、給料も安い。
- ・真砂市場の空きスペースを活用して、あん摩の資格はあるが若くて独立できない視覚障害者の就労につながるよう、家賃を無料にしてマッサージ施設にする等、職業自立のための支援をしてほしい。真砂市場は高齢者が多いので相乗効果になる。

【知的】

- ・王子第二特別支援学校の高等部が進路のことでかなり厳しい状況にある。特に作業所系はほとんど定員いっぱい、ゆとりある選択ができるとありがたい。
- ・チャレンジ雇用みたいなことも区の中で行ってほしい。
- ・作業所の就労もいいが、地域の方と直接関わられるような仕事の間（パン屋、八百屋、レストランなど）、障害者が地域の方の目につく所で、健常者に混じって働けるような環境があるとよい。
- ・就労支援センターにおいても新卒者への対応ができ、企業と連携がされる仕組みを検討されたい。
- ・障害のある中学生の職場体験については、将来の就労を見据えて、地域の中で一般就労がしやすくなるよう区の施設等、受け入れ先を提供してほしい。
- ・就労支援について、文京区には訓練の場がない。人間関係を学ばせることも含めて、訓練をする場をぜひ考えてほしい。
- ・区内の企業、また施設での障害者の働ける場を増やすべく区からももっとバックアップしてほしい。
- ・できれば就労してもらいたいが難しい。楽しく作業所で過ごせたらと願う。
- ・就労できる場が区内でもっと増えることを望みます。
- ・重度者でも何らかの仕事ができるシステムが必要だ。
- ・就労へ結びつける強力なサポーターを育てるか呼び込んでください。
- ・作業所の増設ばかりでなく、広く一般の職場でも働けるよう企業への指導、支援を強化すべき。

【精神】

- ・仕事をしていないと社会人として認められないと言われた。
- ・就職活動の情報などが欲しい。利用施設以外の施設の情報や、就職への支援システムについて知りたい。
- ・仕事としてはシビックセンターでの仕事を増やしてほしい。就労体験の場も増やしてほしい。
- ・仕事の体験の場がほしい。駐車禁止の見回り、放置自転車の整理、自転車修理、ポイ捨てタバコの掃除など。

- ・仕事の体験の場を増やしてもらい、慣れてから仕事に復帰したい。
- ・当たり前前を当たり前前にした。普通に収入が欲しい。
- ・30代40代の働ける場所が少ない。就労の場を増やしてほしい。
- ・就労支援センターでの情報だと、単純な労働が多い。賃金も低い。今、状態は安定しているのでちゃんと働きたい。障害者は何か少し違うシステムで一般の職に就けるとよい。
- ・合同面接会の案内が来るが、倍率が高い。面接を受けるのも大変と聞く。小さい面接会の案内が来るとうれしい。
- ・賃金が一般の会社よりも安い。年金も少ない。結婚して子どもをつくり生活したいが、自分で養えるような賃金が欲しい。
- ・精神障害者のピアカウンセリング事業は、当事者の就労支援にもつながる。
- ・就労には積極的だが、どうしたら就労に結びつくか不安がある。
- ・就労したい。一人で食べていけるようになりたい。母親の面倒をみる余裕もほしい。結婚したい。
- ・病気のため良好な人間関係を築くことが難しく、短時間の労働ができる機会を求めている。
- ・区運営の施設等で外部に委託しているような仕事を、精神障害者枠として割り当てることなど検討していただけたらと思う。
- ・病気のため作業、勉強が長時間できない。そのため怠け者と誤解されやすい。
- ・通所で作業をするのではなく、在宅でできる就労支援をお願いしたい。

(2) 就労継続・賃金について

【知的】

- ・一般就労は難しいかもしれないけど、施設がもう少し広くて、もっと工賃も上がるといい。
- ・お金の面では障害年金だけでは難しいと聞く。工賃のアップが望まれる。
- ・工賃は250円/hである。働くというのは、労働して対価をもらうことなのに、赤字というのはおかしい。
- ・施設、スタッフもほとんどボランティアみたいなものであろう。儲けは少ないと思う。施設の方は精一杯やっていると思う。利益が上がるような援助をしてもらいたい。
- ・工賃を上げていく仕組み作りがあるとよい。台東区のハンディワークの事例から、作業所ごとで仕事を探すのではなく、ある統合された組織から仕事を割り振って実施していく形を取っていくなどもよいのでは。
- ・作業所の給料が1万円くらいなので、親が元気なうちにはいいが、将来が不安なので補助を考えてほしい。
- ・工賃が低すぎるということについて全然理解できない。
- ・無理に就労のための訓練をしないでほしい。

【精神】

- ・仕事に就いたことがあるが、周囲の理解がなく差別がひどかった。職場に定着できるような支援が欲しい。
- ・工賃が低い（月1万円前後）ので上げてほしい。
- ・せめて最低賃金は欲しい。
- ・私は障害年金がない。無料なのは都営のパスのみ。180円/hや200円/hの工賃ではタバコも食事もできない。

- ・時給が安い。最低賃金までくれとは言わないから、せめてもう少し。
- ・ある調査で、身体障害者の所得が月 25 万円と出ていて、精神障害者が月 15 万円であった。何とかならないのか。フルタイムで働くのは難しいが、12 万円ぐらいは欲しい。
- ・就職活動の情報が入らない。就労継続支援のサービスを使っていると、就労支援センターやハローワークでは就労への情報を止められる。止めないでほしい。
- ・作業所では工賃が安すぎて、年金と合わせても生活できない。精神障害者の多くは働く気はあるが、人間関係の面で苦慮することを配慮してほしい。

(3) 福祉施設等での就労について

【身体】

- ・土曜日も福祉作業所をやってほしい。
- ・仕事が少ないから困る。作業がない時間がある。
- ・都市部にすむ共働きの親御さんには、通所施設の帰宅時間が3時4時でなく、夕方まで作業所にいられば、地域にマッチした制度になると思う。

【知的】

- ・小石川4丁目の公有地に訓練を含めた福祉就労的な施設が必要である。就労実態に合わせた訓練ができるところを整備する等、新法移行の強化、充実をしてほしい。
- ・長期に渡ってシビックセンターで訓練していただきたいと思う。
- ・（作業所を利用して）仕事が楽しい。お仕事がないのが困る。
- ・（区職員に対して）世の中のこと、いろいろなことを考えてほしい。仕事のこととか考えてほしい。
- ・あと何年作業所で働けるか心配。親がいなくなった時のことについて悩んでいる。
- ・作業所の工賃が上がって、家賃補助が少なくなったり、もらえなくなると不安。
- ・福祉作業所から就職をした人はいるのか。一般就労させたいのだからどうすればいいか。
- ・就労支援だけではなく就労訓練を充実してほしい。
- ・特別支援学校からの卒業生が作業所に行けるように、作業内容を拡充してほしい。
- ・重度の利用者でも簡単にできる作業を入れるなど、作業所の内容の枠を広げてほしい。
- ・作業所の定員がいっぱいになりそうで心配。現在特別支援学校等に在籍の生徒の卒業後を考えて新しい作業所をもう1か所つくってほしい。
- ・作業所での食費の負担が増えないように希望する。
- ・時代の就労ニーズに適應した訓練を受けられる作業所が必要だ。

【精神】

- ・作業所は、スペースが狭いのでストレスとなる。
- ・就労継続支援A型の事業所も作ってほしい。

3 子どもの発達・育成への支援

【身体】

- ・子どもの発達障害については、その支援を忘れずにしてほしい。早期の療育が望まれると思う。
- ・肢体不自由児の母親は家に籠りがちだと思う。検診などで、情報提供などの区からの投げかけをしっかりとしてほしい。
- ・放課後居場所対策があるのはいいが、学校卒業したら使えない。

【知的】

- ・総合的に支援やアドバイスしてくれるコーディネーターがいると良い（成長に合わせて長期的な担当者設置するなど）。
- ・子育て支援計画の部会に特別支援学級連絡協議会を定席にしてほしい。
- ・仕事と子育ての充実ということについては障害者計画の中に見えてこないのを入れる必要がある。
- ・福祉センターと保育園との連携は未成熟であると思う。
- ・子どもが障害児だと障害福祉課や教育委員会では受け入れがスムーズではない。子育て支援課で対応していただき、横のつながりをお願いしたい。
- ・児童青少年課の放課後全児童向け事業は、特別支援学級の子どもは保護者同伴になっているので、普通学級の子どもと同じように見てもらえるようにしてほしい。林町小以外についても拡充してほしい。
- ・知的障害児も放課後校庭で遊べるよう、サポーターの配置をお願いしたい。
- ・18歳までの教育期が終わっても放課後支援は必要であり、長期的な預かり体制を考える必要がある。
- ・中高生の放課後居場所対策については、高校を卒業すると事業を利用できないので、施設の増設をお願いしたい。
- ・ぎりぎりまで愛の手帳が取得できなかった子どもにもバスの定期券などの優遇がしてもらえるとありがたい。あるいは携帯電話の優遇があれば。
- ・児童デイサービスの利用者には若い兄弟姉妹がいる場合も多いと思うので、有料でもかまわないので朝や夕方の預かり保育を実施してほしい。
- ・小学校に入って、だいぶ身の回りのことができるようになったが、家が遠いので迎えが大変。
- ・土日など休みのときに、地域の関わりが薄く、遊べる環境が少ない。
- ・児童館の利用が難しいため、障害児を対象にした放課後活動をサポートできる施設の検討をお願いしたい。
- ・特別支援学級が偏っている。区内の広範囲に増やしてほしい。遠距離の通学が負担になっている。根津、目白台、本駒込などに増やしてほしい。
- ・現在支援学級はどこも人数がいっぱいのため、徒歩で通学できる場所に支援学級があり、地元で友達関係ができることを望む。
- ・近くの学校で特別支援教育ができるようにしてほしい。学校が遠く、毎日の送迎に困っている。
- ・各学校に支援学級があるといいと思う。
- ・特別支援子育て事業「ふれんど」を利用しているが、3営業日前までの申し込みなので急用のときには困る。
- ・中学になると児童館が使いにくそう。障害児も健常児も一緒に使える居場所があるとよい。
- ・区内に特別支援の高校がなく、高校の選択肢が少ないので考えてほしい。
- ・本当に困っている場合などに移動支援制度の融通が利くようにしてほしい。
- ・平日は放課後児童館で助かっているが、土日に活動できる場があると助かる。
- ・就学前に受けていたST（言語聴覚士）、OT（作業療法士）の相談や訓練を、就学後も受けられるようにしてほしい。
- ・小学校入学後の相談機関、相手がいなくて困る。
- ・障害をもっている子どもは越境入学をしており、地域コミュニティの機会がないの

で、区で勉強会や講演会等を主催していただき、地域の方々に障害者への理解、把握をしてほしい。

4 ひとにやさしいまちづくり

(1) 生活環境について

【身体】

- ・池袋駅のエレベーターが少なすぎる。移動支援で行ったが丸ノ内線にはエレベーターが1機しかない。もう1機おくか、大きいエレベーターにしてほしい。
- ・ホームドアが増えてきて便利と思うけど、もっと増えるとよい。
- ・白山の地下鉄の駅、エレベーターを使うあたりの歩道がそもそも狭く、自転車の駐輪もあり通りにくい。
- ・バス停前後の違法駐車が問題。
- ・駅、スロープとかに放置自転車が多い。通路をふさいでいる。
- ・スロープをふさがないように啓発してほしい。歩道に電信柱があって、それが邪魔。電柱の地中化とかも含めて、考えてほしい。
- ・春日交差点の横断歩道の青時間を延ばしてほしい。
- ・歩道のタイルの目地が広い。つまづきやすい。狭い目地にしてほしい。
- ・バリアフリーマップが出来たのは良いことだが、バス路線とか鉄道路線とかをもっと入れるとよかった。どんな情報を載せるべきかのリサーチが足りなかったと思う。
- ・バス停の高さ、動坂下のバス停が低い。だから（バスに乗降する際の）スロープが急になってしまう。自転車の駐輪でじゃまなものもある。駅のエレベーターでの乗客のマナーを啓発してほしい。
- ・坂が多いので、歩道が広くないと事故にあう。自転車の放置も多い。
- ・エスコートゾーンができてうれしいが、エスコートゾーンの真上にトラックが止まっていた。
- ・低い杭は認識できなくて怖い。シビックセンターの前の杭歩道と入口の境目の杭など。歩行者と自転車を分ける杭なんかは怖い。
- ・点字ブロックを付けてくれる課を決めてほしい。
- ・地下鉄も、病院みたいに色別や丸点、△点でラインを引いてもらいたい。
- ・横断歩道の音が茗荷谷駅前では8時に無くなってしまふ。それでは早すぎる。せめて10時ぐらいまでは動いてほしい。またシグナルエイドで24時間運用になってほしい。
- ・シビックセンターの音声誘導装置について、春日通り側はもう少し音を大きくしてほしい。後樂園の南北線の所は空調が復旧したので大きくしてほしい。
- ・道路のバリアフリー化については、視覚障害者にとっては段差が必要であるので、そのような要望が土木課などにあった際は、総合的に対応してほしい。
- ・障害者会館は、休日及び平日の夜間は区民会議室となる。その場合も障害者が優先的に部屋を使用できるようにしてください。ドアにガラス窓を付けてください。
- ・エレベーターに乗っているときに、中でトラブルが発生したときの外部との連絡方法が分かりません。
- ・家には手すりが付いていて、不便なことはない。
- ・学校が隣なのでうるさくて困っている。内部障害などでボールの音が心臓に響いてよくない。防音装置をお願いしたい。
- ・失聴のため文字や手話のないところでは目に見えるものでの表示が必要である。

- ・階段に低い手すりがあると助かる。

【精神】

- ・新大塚駅の階段に手すりがないので手すりをつけてほしい。
- ・駅などでは非常電源を設けて、公共施設のバリアフリーが必要。階段が暗くて怖いという友達がいる。

(2)外出支援について

【身体】

- ・介護タクシーは、10年間やっていた業者が入札で代わった。小さな心遣いができる良い業者だった。単なる入札だけで勝手に代えないでほしい。
- ・介護タクシーの委託業者の予約がいっぱいで取れないときに、他の業者に自費で頼もうにも、情報がもらえない。
- ・高齢ろう者に福祉タクシー券を出してください。
- ・移動支援36時間あるが、使いたい時にヘルパーが空いていないことが多く、結局は使えない。
- ・作業所から家まで移動支援を使えなかった。移動支援はもっと使い勝手のいいものにしてほしい。福祉作業所の送り迎えとか、ほんの少しの融通を。
- ・Bーぐるは、車いすが1台しか乗れない。もう少し大きいバスにしてほしい。
- ・Bーぐるの巡回コースを増やしてください。また逆回りのコースも検討してください。
- ・歩道を歩いていて、自転車のマナーが悪い。不意にぶつかってきたり、片手で携帯メールしながらの人もいる。
- ・障害者施設や高齢者施設等、駅を結ぶのではなく、公共機関を結ぶバス路線もいいと思う。
- ・福祉センターから短期保護などでの利用について送り迎えに制度上料金がかかる。今までどおりできたらよい。
- ・1人で電車とバスで通所している。不安はない。困っていることも特にない。

【知的】

- ・文京区は通学支援ができたが、障害児のお迎えを移動支援で使いやすいサービスにしてほしい。
- ・通学支援については1回1時間月10回だが、30分単位だと20回利用できるのので、多様な仕組みを検討されたい。
- ・通学支援は10回と決められているが、状況に応じて例外も認めてほしい。
- ・高齢者や職を探している方を区が支援員として雇用し、ターミナル駅や拠点に立って王子特別支援学校の通学者などへ声掛けするシステムを検討してほしい。
- ・移動支援を1対1の契約ではなく、同じ高校に通学する子どもたちが拠点先で利用できるよう、グループ支援の対応を検討されたい。
- ・移動支援36時間まで無料というのをもっとPRするとよい。資格を持っている方をもっと活動できるようにPRしてほしい。
- ・通所している日は家まで送り届けてもらうサービスを社会福祉協議会等をお願いできないか。子どもによってレベルが異なるので生活支援の範囲を拡充してほしい。
- ・移動支援で1泊程度の宿泊を依頼できないか。
- ・移動支援と短期保護が連携できるシステムの検討を。
- ・移動支援の36時間が足りない場合があるので、融通を利かせてほしい。作業所に通う時にも使えるようにしてほしい。

- ・幼稚園や保育園から動坂や槐の会に行くときに移動支援を使えるようにしてほしい。移動支援の支給決定が厳しい。
- ・移動支援など使い方が分からない。
- ・移動サービスなど利用したいが、どの事業所に依頼してよいか分からない。
- ・移動支援を月2回、土曜日の習い事の送迎に利用し、大変助かっている。
- ・移動支援のサービスとかを利用しているが、ヘルパーを派遣してくれる団体が1団体しか見つからない。短時間でも利用できる事業者が少ない。
- ・移動支援はもっと柔軟に対処してほしい。
- ・移動支援が必要なときに使えないのでとても困っている。
- ・移動支援を毎週末にお願いしたい。
- ・区の指導の下、施設と連携すれば、保護者も外出支援やショートステイを担っていくことができるのではないかと。ぜひ機会を作っていただきたい。
- ・年収の関係でタクシー券がもらえない。いただけるととても助かる。

【精神】

- ・JRも都バスのような減免制度があると行動範囲が広がる。
- ・春日に在住しているが、通所時に利用しているバスがなかなか来ない。
- ・統合失調症なので、道に迷ってしまうので、道案内の人がいてほしい。
- ・都営交通以外の交通機関（JR・メトロ・Bーぐる・タクシー）も手帳により割引になったら良い。Bーぐるのルートをもう少し使い勝手の良いものにしてもらいたい。

(3) ノーマライゼーションについて

【身体】

- ・心のバリアフリーを推進してほしい。障害のある人への理解が進めば、震災の時などでもまた違うと思う。
- ・差別禁止は障害のみの話ではない。障害者に特化することなく、誰もが差別されない社会をつくるのが大切だ。
- ・ノーマライゼーション条例とか、差別禁止条例なども区でも制定してほしい。
- ・エスカレーターの右空けも、マナーになってしまっているが、片まひの人でできない人もいるのを理解してほしい。
- ・周りの人に合わせて横断歩道を渡ったら、赤だったということもあった。
- ・区民のマナー向上を喚起してほしい。植木が伸びて顔に当たる、看板が出ている、道路上に踏み台を置く等やめてもらいたい。区報にもPRして注意喚起をしてもらいたい。
- ・文京区役所の職員全員が手話のある程度出来るようになっていただきたい。
- ・大きな病院などの受付には、手話の出来る人を配置するように行政から指示してください。
- ・子どもが自転車で駆け抜けるので困っていた。人工弁の関係で困る。

【知的】

- ・一般の人の障害に対する理解を推進してほしい。
- ・特別支援学級を各学校に設置することが理解につながると思う。
- ・日常生活の中で普通に障害者と関わっていけるまちづくりをお願いしたい。

【精神】

- ・精神障害者に対する偏見をなくしてほしい。身体障害者への理解はだいぶ進んでき

ているように思う。もっと理解をしてほしい。区はケーブルテレビとかでもPRしてほしい。

- ・区議の人が現場を知らない。お祭りには来ても、現場には来ない。現場を見て私たちを知ってほしい。
- ・当事者の講演会とか行って、賃金を出して、就労支援と世間の理解促進の両面になればいい。
- ・見た目では「障害」がわからない。障害者と思ってもらえない。説明しても解ってもらえないため、「おなかに赤ちゃん」キーホルダーのようなものがあれば、ぜひ使いたい。
- ・障害者への偏見をなくしてほしい。同じ人間だということを他の人にも教えてほしい。
- ・政治関係者もまだまだ本当に困っている人達の話聴けていないように思う。
- ・障害に対して市民を啓蒙、啓発し、差別、偏見、スティグマをなくしていきたい。
- ・区議会議員が現場に来ない、知らない。

(4)その他(手続き等)

【身体】

- ・重複障害だとたらい回しになる。窓口も分かりにくい。ワンストップを考える必要がある。
- ・銀行取引で通帳、定期預金とか作るのが大変。代筆を認めたり立会人を設けて実施したり、もう少し何とかしてほしい。
- ・他の地域から文京区に越してきたときに、障害者手帳の交付を受けますが、その際にある程度の説明をしてください。
- ・文京区の通訳は派遣制度ですが、通訳者の設置についても検討を。
- ・役所に1人か2人でも手話通訳が常時いれば、個人通訳を頼む必要はない。
- ・シビックセンターに関して、1フロビー、2階の証明書等を発行する窓口到手話の分かる人を配置してください。文字で情報を伝える機器を、少なくとも、1階のロビーと障害者会館には設置してください。
- ・昼の手話通訳者が少ない。登録者を多くしてほしい。
- ・登録手話通訳者の研修会の回数を増やして欲しい。
- ・障害者会館で手話講習会の夜が開催できるようにしてほしい。
- ・要約筆記者の養成講習会を行ってください。

【知的】

- ・区役所への手続きについて、窓口のワンストップ化をしてほしい。
- ・福祉センターに通園している方が、その場でサービスの手続きができるようにしてほしい。
- ・窓口担当は10年は変わってほしくない。少なくとも5年。同じ人だと安心する。
- ・愛の手帳、身体障害者手帳などがばらばらで困っている。統一してもらえないでしょうか。
- ・日常の課題はとにかく多岐にわたるので、障害向けの窓口をひとつにして仕事を進めてくださるとありがたい。
- ・障害福祉課は各課にまたがる問題の調整役としての機能を果たしていただきたい。

【精神】

- ・働いていると日中は動けないので行政サービスの手続きは難しい。
- ・親戚も兄弟もいないので、保証人になってくれる人がいない。住宅探しでも就労で

も問題になる。

- ・精神障害者の手帳が2年ごとに更新する理由は何か。是正してほしい。
- ・自立支援の手続きについて毎年更新しなければならないので手間がかかる。
- ・診断書は2年で更新になったので自立支援医療、障害福祉サービスについても2年になると助かる。
- ・「手帳が使える」ことが一目で分かる、表示（シール等）があると、手帳も使いやすくなる。使えるかどうか不明なことが多く、障害の説明が嫌で、使わないでしまうことが多い。
- ・行政機関での手続き代行サービスなどの支援をお願いしたい。
- ・シビックセンターの障害者会館のスペースは、障害者やその家族が使うスペース。会議室が空いていても一般の方に貸し出してしまうのはどうかと思う。
- ・手帳の更新にもものすごく時間がかかる。もっとスピーディーに更新できるようにお願いしたい。

5 社会参加と地域交流促進

【身体】

- ・休みの日は、ほとんど寝ている。テレビを見ている。外出はあまりしない。
- ・区内の土地や、シビックセンター内の空間とか、活用していろいろな活動の場を提供してほしい。
- ・シビックセンター内でも、もっと障害者の支援で活用できないか。喫茶店とか、パンとか。
- ・さみしい一日、一人暮らしだから。
- ・選挙については行っても投票はできない。無駄にならない仕組みが欲しい。
- ・福祉センターの機能訓練室など使っていない時などに部屋を開放してくれると嬉しい。
- ・デイサービスに行っても家では一人、心のケア、心のふれあいが大切。さびしくしている人が多い。ソフト面などでも工夫を願いたい。
- ・地域に障害のある人がいれば、もっと啓発やいろいろな団体さんとの関わりを含めて役所で機会を作ってくれればと思う。
- ・障害者会館が土日を一般開放するのをやめてほしい。土日も優先にしてほしい。平日の夜間も優先してほしい。
- ・作業所の連絡会、事業所、社協も混ぜて、地域で生きるための連絡会みたいなものがあるといい。
- ・聴覚障害者向けに夜間のパソコン教室を行ってください。

【知的】

- ・もっとたくさんのお友達とお話をしたい。
- ・みんなと一緒にかくれんぼがしたい。
- ・休日は、テレビ見たり寝ているだけ。
- ・催しがある時は声をかけるので区職員にも来てほしい。施設を知ってほしい。
- ・休みの日は、バスを利用して散歩している。（移動支援のヘルパーさんと一緒）
- ・パソコンでインターネットが使えるようになりたい。
- ・休みの日の対応が何かあるといいと思う。
- ・通所が毎日できず、家にいる時はテレビを見て運動しないのが困る。
- ・卒業以来、行動面で狭くなってしまった。不安だらけの状況。
- ・放課後居場所のように、特に何かすると決まっていなくても、行きやすい場所があ

ればありがたい。

- ・ 小学校卒業後の居場所づくりが各地域に必要。
- ・ 障害児向けのスイミングスクール、体操教室、カラオケ、ボウリングなどをやってほしい。
- ・ 運動不足による肥満、成人病等健康上の問題が生じてきている。
- ・ 作業終了後の居場所対策事業があれば利用してみたい。
- ・ 土日のレクリエーション、障害児のための地域コミュニティへの参加、生涯学習の機会などを充実してほしい。

【精神】

- ・ 最低限度の生活を送っている。
- ・ 交通費のために仲間が来られなくなっている。精神障害者のつながりが無くなってしまう。
- ・ 精神障害の家族会はあるが、当事者の会がない。当事者の会を作ってもらえるとうれしい。
- ・ 社会的に活動する機会がないため、引きこもり気味になり、話し相手がほしい状態。
- ・ 精神障害者の数は多いはずなのに家族会のメンバーはごくわずかで、家族内で問題を抱えて孤立している場合が多いと思う。
- ・ 一人暮らしなのでナイトケアがほしい。夜間の社会資源、癒しの場を。
- ・ 当事者が体験発表できる場を。当事者の社会参加、就労になる。

2 障害者計画シンポジウム

障害者計画シンポジウム

【日時】平成23年10月28日(金) 午後1時30分～午後4時
【場所】文京シビックセンター 4階シルバーホール

はじめに 障害者計画のポイント

説明 文京区福祉部障害福祉課長 椎名 裕治

第一部 講演 「地域生活支援と自己決定」

講師 高山 直樹 東洋大学社会学部教授

第二部 パネルディスカッション <反映させたい 私の意見>

☆ コーディネーター 高山 直樹 氏 東洋大学社会学部教授

★	パネリスト	森 加奈子 氏
★	//	河野 孝志 氏
★	//	猿渡 達明 氏
★	//	石川 英之 氏
★	//	藤田 孝一 氏
★	//	井上 美和 氏

☆	助言者	小西 慶一 氏	(文京区肢体障害者福祉協会)
☆	//	江澤 嘉男 氏	(文京槐の会)
☆	//	安達 勇二 氏	(あせび会支援センター)
☆	//	石樵 さゆり 氏	(文京福祉センター臨床心理士)

主催：文京区福祉部障害福祉課

障害者計画シンポジウムの開催

文京区障害者計画の改定（平成 24 年度～26 年度）に当たり、障害福祉の現状や課題、方向性等について、障害のある人とない人がともに考える機会とするため、シンポジウムを開催しました。

シンポジウムは二部制であり、第一部に高山直樹東洋大学教授の講演を、第二部では、障害のある当事者によるパネルディスカッションを実施しました。

パネルディスカッションでは、6人の障害のある当事者等から、日常の困りごとを中心に、様々な意見や要望が挙げられました。

会場には、約 100 人の方が来場し、高山教授の話や、各障害者の意見について熱心に聞いていました。

文京区福祉部障害福祉課長による障害者計画のポイント説明

障害者計画の見直しの背景や国の動向、次期計画の重点課題、計画の体系などについて説明しました。

今回の計画見直しの作業では、障害のある当事者や団体等へのヒアリング調査、障害種別ごとに意見を聴く場を設けるなど、多様な手法により、当事者の意見が十分反映されるよう努めたことを説明しました。



障害者計画のポイント

第一部：東洋大学の高山直樹教授による講演「地域生活支援と自己決定」



高山教授による講演

第一部では、ソーシャルワークや権利擁護などを専門に研究されている高山直樹東洋大学教授による「地域生活支援と自己決定」をテーマにした講演が行われました。

障害のために意思決定や選択が難しい方の権利擁護や自己決定権等について、様々な事例をもとに話されました。

障害のある本人のニーズや思いに耳を傾ける重要性と、そのために、障害のある当事者を中心にした様々な支援者のネットワークの必要性について、先進事例の映像を交えて、わかりやすく講演されました。

第二部：パネルディスカッション <反映させたい 私の意見>



パネルディスカッションの様子



聴覚障害の立場から手話を交えた意見表明

第二部では、障害のある当事者によるパネルディスカッションが行われました。

聴覚、視覚、肢体、知的、精神の各障害、また障害のある児童の親の立場から6者のパネリストによって、日常生活で困っていることを中心に議論しました。

また、障害者施設や障害者団体のメンバーによる専門的な立場からの助言もありました。

日常生活で障害者に接する機会を増やすことや、コミュニケーション手段を確保することの重要性、バリアフリーを推進してほしいなどの意見がありました。

会場に来られた方のアンケートでは、様々な障害の当事者から直接意見が聞けて良かったという声とともに、またこのような会を開催してほしいという要望がありました。

【パネルディスカッション時の主な意見(まとめ)】 ※ コーディネーター・助言者の意見を含む。

聴覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ・耳からの情報を得ることができないので、手話は聴覚障害者にとって重要。 ・震災時に駅などで、スピーカーしかなく情報を得ることができなかった。 ・日常生活で聴覚障害者に接する機会がなければ、理解は進まない。接する機会を増やし、バリアフリーを推進してほしい。 ・高齢になれば、健常者でも様々な器官が低下し、日常生活に支障が出る。障害があるからといって特別扱いするのではなく、自分の問題として考えてほしい。
視覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ・印刷物が音声や点字に訳されるまでに時間がかかる。また点字が公的書類の提出物として認められていない。 ・駅のホームは視覚障害者にとって非常に危険。また自転車のマナーの悪さも問題。 ・ガイドヘルパーが不足気味で、楽しみのための外出など控えがち。 ・服装の色の確認ができる公的サービスがあると良い。 ・災害時の視覚障害者対応を考えてほしい。 ・義務教育の中に点字・手話の時間があるとよい。
肢体障害	<ul style="list-style-type: none"> ・介助者（ヘルパー）が不足気味。 ・通勤や通所で、介助の利用できる制度が必要。 ・文京区は都心で坂も多いので、障害のある人が住める住宅の整備が必要。 ・障害者施策の検討について、障害者自身を参画させてほしい。

知的障害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済的な不安がある。 ・ 就職をしたい。 ・ 一般の人と接することができるサークルなどがあると良い。 ・ 地域のつながりがもっと良くなればいい。 ・ 知的障害者が意見を言える環境が必要である。
精神障害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬の管理が大切であり、薬がないと眠れない。災害時が不安である。 ・ 保健師は精神障害者にとって重要な存在。経験豊富な保健師が必要。 ・ 精神障害について、健常者の理解の促進をしてほしい。 ・ 文京区では精神障害の部署が他の障害と違うので、利用者の視点に立った区役所の組織が必要である。 ・ 医療と福祉の連携が重要である。
児童 保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区立小学校が近くにあるが、特別支援学級がないので、兄弟と同じように通うことができなかった。 ・ 大人になってから地域で暮らすためにも、幼児期から障害のある子もいない子も共に育つ環境が必要。 ・ 障害福祉の中で障害児の政策を考えるのではなく、子育て支援の中で考えてほしい。
来場者 (アンケートから)	<p><シンポジウムについて></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に開催してほしい。 ・ あらゆる障害のことを理解できて良かった。当事者の声を聞くことができたのはとても良い機会だった。より多くの方々、一般の方々が参加できると良いと思う。 ・ 障害のある方の生の声が聞けて参考になった。今後は、もっと濃い内容の話聞いてみたいと思った。 <p><障害者計画、区の施策について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の意見を入れてほしい。 ・ 地域での障害者支援と理解の輪の広がりをつくるには、官民の協働とネットワークの構築が必要。

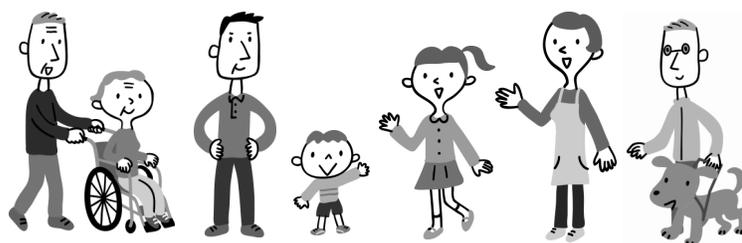
3 障害者計画改定に対する「当事者等の意見を聞く場」

障害者計画改定に当たり、障害者当事者・保護者の一層の参画を得て、当事者等の意見の反映された計画とするため、「当事者等の意見を聞く場」を開催しました。

文京区障害者地域自立支援協議会と連携して、協議会の専門部会の委員や障害者施設のスタッフの協力を得、障害種別毎に四つの部門に分けて、実施しました。

【開催結果】

		知的障害部門	精神障害部門
日時		平成 23 年 10 月 18 日 (火) 13:30~15:00	平成 23 年 11 月 1 日 (火) 10:00~12:00
場所		シビックセンター障害者会館A会議室	シビックセンター5階C会議
参加人数 当事者		4人 (施設利用者3人、たまり場1人)	約18人 (別に施設職員、当事者の傍聴が約13人)
委員		5人 (相談支援部会員2人、施設職員1人、区職員2人)	7人 (相談支援部会員2人、施設職員2人、区職員3人)
事務局		2人	2人
主な意見	住まい 地域生活への支援	<ul style="list-style-type: none"> ご飯を一緒に食べてくれるヘルパーがいると良い。 グループホームは良いところだが、ゆくゆくは一人暮らしがしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者年金や工賃など経済的な援助の拡充をしてほしい。 ショートステイ、グループホームなど施設の整備を希望する。 都営住宅や区営住宅の枠を等級の低い人にも広げてほしい。
	情報提供 相談支援	<ul style="list-style-type: none"> 相談相手は、障害者就労支援センター、家族、施設職員が中心である。 夜眠れなくて困っている。相談できる場所もない。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談業務を24時間体制にしてほしい。 障害者地域自立生活支援センターのピアカウンセリングに、精神障害者を入れてほしい。 区からの情報提供を充実してほしい。
	就労支援	<ul style="list-style-type: none"> たまり場が月1回だが、もっと集まるとよい。 就労を目指している人にも、たまり場があればよい。 仕事探しはプレッシャーもありづらい。 	<ul style="list-style-type: none"> 就労継続支援A型など施設の整備を希望する。 図書館等の区役所業務のアルバイト、インターンシップを拡充してほしい。 就職してもうまくいかない人がいる。就職の直前直後の支援をしてほしい。
	震災対応 ひとにやさしいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 地震など今後、何かあったときにどうするか家族で話して、避難場所を決めた。 避難について話し合っていない。家が壊れたらどうしたらいいかわからない。 余暇を過ごす友達がいない。知りあう機会もない。 	<ul style="list-style-type: none"> 震災時の薬、水の確保をしてほしい。 緊急時の避難場所がわからなかった。区内に避難場所がわかる看板がほしい。 震災時の帰宅困難者の対応をしてほしい。
	その他		<ul style="list-style-type: none"> こういう意見会をまた開いてほしい。



		身体障害部門	児童部門
日時		平成23年11月8日(火) 13:00~15:00	平成23年11月21日(月) 10:30~12:00
場所		シビックセンター障害者会館C会議室	シビックセンター障害者会館C会議室
参加人数 当事者		5人 (肢体、聴覚、視覚、内部疾患、親の会)	5人 (児童保護者)
委員		5人 (相談支援部会員3人、区職員2人)	6人 (施設職員1人、区職員5人)
事務局		1人	2人
主な意見	住まい 地域生活への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者を主軸にしたニーズを、区と障害者が一緒に考えていくことが大事である。 ・長年住み慣れた地域で生活したいというのは、親がいなくなっても子どもを理解してもらえらる人がいるということで大事である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの重点課題の部分に「地域」が抜けている。「子育てを地域で」という視点が必要では。 ・特別支援学級が限られた学校にしかない。特別支援学級を増やしてほしい。せめて歩いていける範囲に。
	情報 相談 提供	<ul style="list-style-type: none"> ・相談業務について、ワンストップサービスによるコーディネート機能を制度化してほしい。 ・住み慣れた地域で生活するためにはネットワーク機能が重要であると感じた。 ・文京区のホームページは選挙公報等、視覚障害者用ソフトでは対応できない内容がある。ちょっとした工夫で改善できるものもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談の内容によって、相談の窓口が変わる。分かりにくいので明示してほしい。 ・学校によって、対応が異なることがある。支援に当たる教員が、さまざまな支援の制度について理解を深めてほしい。
	支就 援労		
	震災 対応	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者名簿の登録については防災課だけでは難しいので、障害を理解している障害福祉課と連携してほしい。 ・内部障害は外見ではわからないため周囲の理解が得にくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・心のバリアフリーを目指すなら、子どものうちから地域の学校で一緒に学んで、育っていく環境を過ごしていくことが最良。大人になってから、心のバリアフリーを理念で求めるよりも、実効性が高いと感じる。
	その他		<ul style="list-style-type: none"> ・障害者計画に書いてある内容は素晴らしい。しかしこれが実現しないのでは意味がないので、実現するようお願いしたい。

4 計画改定の検討体制

(1) 文京区地域福祉推進協議会

1 文京区地域福祉推進協議会設置要綱

平成 8年7月11日 8文福福発第 504号制定	平成 10年5月15日 10文福福発第 340号改正
平成 12年5月12日 12文福福発第 204号改正	平成 18年3月9日 17文福福第 1183号改正
平成 20年1月17日 19文福福第 569号改正	平成 20年4月1日 20文福高第 43号改正
平成 21年2月19日 20文福高第 2006号改正	平成 22年1月22日 21文福高第 1907号改正

(設置)

第1条 文京区における地域福祉の効果的な推進を図るため、文京区地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について総合的な協議を行い、その結果を文京区地域福祉推進本部設置要綱（6文福福発第 1188号。以下「本部設置要綱」という。）に基づき設置する文京区地域福祉推進本部に報告する。

- (1) 文京区地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）に関すること。
- (2) 前号のほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。

(組織)

第3条 協議会の委員は、地域福祉について識見を有する者のうちから、本部設置要綱第3条に規定する本部長（以下「本部長」という。）が委嘱する委員33人以内をもって構成する。

2 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験者 4人以内
- (2) 区内関係団体等の構成員 20人以内
- (3) 公募区民 9人以内

3 前項第3号に規定する委員は、別に定める文京区地域福祉推進協議会公募委員募集要領（12文福福発第 204号）により募集する。

(任期)

第4条 委嘱された委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年の翌々年の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(構成)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、学識経験者のうちから、互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、必要に応じて協議会を招集し、主宰する。

(意見聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明、意見等を聞くことができる。

(分野別検討部会)

第8条 地域福祉計画の策定又は改定の検討を行うため、協議会の下に分野別検討部会（以下「部会」という。）を置く。

2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。

- (1) 子ども部会
- (2) 高齢者・介護保険部会
- (3) 障害者部会

(4) 保健部会

- 3 部会は、地域福祉計画の策定又は改定に際し、当該計画について協議会から指定された事項を分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。
 - 4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。
 - 5 部会長は、第3条第2項第1号の学識経験者のうちから、本部長が指名する。
 - 6 部会員は、協議会委員のうちから、部会長が指名する。
 - 7 前項に規定するもののほか、本部長は、地域福祉に係る分野の関係者等及び区の職員のうちから10人以内のものを、部会員として委嘱又は任命することができる。ただし、本部長が特に必要と認めた場合は、10人を超えて委嘱又は任命することができる。
 - 8 前3項の規定にかかわらず、第2項第2号の高齢者・介護保険部会の部会長及び部会員は、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱（17文介第1114号）に基づき設置された地域包括ケア推進委員会の委員及び区の職員のうちから、本部長が指名、委嘱又は任命する。
 - 9 部会は、部会長が招集する。
 - 10 部会に関して必要な事項は、部会長が定める。
 - 11 第2項に掲げる部会の庶務は、次に掲げる課において処理する。
 - (1) 子ども部会 男女協働子育て支援部子育て支援課
 - (2) 高齢者・介護保険部会 福祉部介護保険課
 - (3) 障害者部会 福祉部障害福祉課
 - (4) 保健部会 保健衛生部生活衛生課
(庶務)
- 第9条 協議会の庶務は、福祉部高齢福祉課において処理する。
(補則)
- 第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年1月22日から施行する。
(公募委員の特例)
- 2 平成22年度から平成23年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民であるもののうち4人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号の公募区民を充てる。

2 文京区地域福祉推進協議会委員名簿(平成23年4月1日現在)

役職	氏名	団体名等
会長	高橋重宏	日本社会事業大学学長
副会長	高山直樹	東洋大学社会学部教授
//	丸井英二	順天堂大学公衆衛生学教室教授
//	藤林慶子	東洋大学社会学部教授
委員	須田均	小石川医師会
//	熊谷みどり	文京区医師会
//	柴田芳樹	小石川歯科医師会
//	鈴木愛三	文京区歯科医師会
//	須藤栄一	文京区薬剤師会
//	渡辺泰男	文京区町会連合会
//	平井宥慶	文京区社会福祉協議会
//	富所由紀子	文京区民生委員・児童委員協議会
//	斉田宗一	文京区心身障害福祉団体連合会
//	永井愛子	文京区高齢者クラブ連合会
//	田中福子	文京区青少年対策地区委員会
//	岡田伴子	文京区女性団体連絡会
//	佐藤良文	文京区私立幼稚園連合会
//	片岡哲子	文京区話し合い員連絡協議会
//	飯塚美代子	文京区介護サービス事業者連絡協議会
//	佐々木陽穂	主任児童委員
//	菅原良次	たんぽぽ保育園
//	佐藤澄子	文京区知的障害者の明日を創る会
//	黒住麻理子	文京区地域活動栄養士会
//	安達勇二	あせび会支援センター
//	小倉保志	公募委員
//	塚本光子	公募委員
//	田村喜久子	公募委員
//	堀江久美	公募委員
//	筒井健夫	公募委員
//	清永朝子	公募委員
//	丁寧	公募委員
//	亀田美輪	公募委員

3 文京区地域福祉推進協議会障害者部会部会員名簿(平成23年4月1日現在)

役職	氏名	団体名等	備考
部会長	高山直樹	東洋大学社会学部教授	文京区地域福祉推進協議会
部会員	鈴木愛三	文京区歯科医師会	//
//	富所由紀子	文京区民生委員・児童委員協議会	//
//	斉田宗一	文京区心身障害福祉団体連合会	//
//	佐藤澄子	文京区知的障害者の明日を創る会	//
//	安達勇二	あせび会支援センター	//
//	丁寧	公募委員	//
//	亀田美輪	公募委員	//
//	小西慶一	文京区心身障害福祉団体連合会	関係者等
//	上村榮子	文京区知的障害者の明日を創る会	//
//	藤田美南子	文京区家族会	//
//	江澤嘉男	社会福祉法人文京槐の会	//
//	杉崎祐子	文京区特別支援学級連絡協議会	//
//	大石恵理子	児童デイサービス利用者父母会	//
//	椎名裕治	文京区福祉部障害福祉課長	行政職員
//	新名幸男	文京区福祉部福祉センター所長	//
//	渡邊了	文京区福祉部特命担当課長	//
//	辻政博	文京区男女協働子育て支援部保育課長	//
//	石原浩	文京区保健衛生部予防対策課長事務取扱保健衛生部参事	//
//	伊藤浩介	文京区教育推進部教育指導課長	//
//	野稻義明	文京区教育推進部教育センター所長	//

(2) 文京区地域福祉推進本部

1 文京区地域福祉推進本部設置要綱

平成 7年2月20日 6文福福発第 1188号制定
 平成 12年5月12日 12文福福発第 204号改正
 平成 16年4月16日 16文福福第 65号改正
 平成 19年3月30日 18文福福第 623号改正

平成 11年5月10日 11文福福発第 336号改正
 平成 13年6月15日 13文福福第 314号改正
 平成 18年3月27日 17文福福第 1255号改正
 平成 20年4月1日 20文福高第 45号改正

(設置)

第1条 文京区地域福祉計画その他福祉に関する基本的な計画に基づき、福祉、保健、医療、住宅、まちづくり等の広範囲にわたる施策を、総合的及び体系的に推進するため、文京区地域福祉推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉計画に関すること。
- (2) 介護保険事業計画に関すること。
- (3) 前2号のほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。

(構成)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、区長とし、推進本部を統括する。

3 副本部長は、副区長及び教育長とし、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順位は、副区長、教育長の順とする。

4 本部員は、文京区庁議等の設置に関する規則（平成6年3月文京区規則第 10号）第4条第1項（区長、副区長及び教育長を除く。）及び第2項に規定する者をもって構成する。

(会議)

第4条 推進本部は、本部長が招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、副本部長及び本部員以外の者に出席を求め、意見を述べさせることができる。

(幹事会)

第5条 推進本部の効率的運営を図るため、推進本部の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、推進本部から指定された事項について調査し、及び検討し、その結果を推進本部に報告する。

3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。

4 幹事長は、福祉部長の職にある者とし、幹事会を総括する。

5 副幹事長は、男女協働子育て支援部長及び保健衛生部長の職にある者とし、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順位は、男女協働子育て支援部長、保健衛生部長の順とする。

6 幹事は、区職員のうちから幹事長が指名する者とする。

7 幹事会は、幹事長が招集する。

8 その他幹事会に関して必要な事項は、幹事長が定める。

(専門部会及び分科会)

第6条 幹事長は、地域福祉計画の見直し又は改定に当たり、専門的事項について検討を行うため、幹事会の下に専門部会及び分科会を置くことができる。

2 専門部会及び分科会に関して必要な事項は、幹事長が定める。

(庶務)

第7条 推進本部及び幹事会の庶務は、福祉部高齢福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この要綱は、平成 20年4月1日から施行する。

2 文京区地域福祉推進本部本部員名簿(平成23年8月1日現在)

役職	氏名	役職
本部長	成澤廣修	区長
副本部長	瀧康弘	副区長
//	原口洋志	教育長
本部員	渡部敏明	企画政策部長
//	青山忠司	総務部長
//	手島淳雄	区民部長
//	曳地由紀雄	アカデミー推進部長
//	竹澤正美	福祉部長
//	佐藤正子	男女協働子育て支援部長
//	宮本真理子	保健衛生部長
//	小野孝道	都市計画部長
//	高畑崇久	土木部長
//	三縄毅	資源環境部長
//	高橋豊	施設管理部長
//	大角保廣	会計管理者
//	藤田恵子	教育推進部長
//	得永哲也	監査事務局長
//	田中芳夫	区議会事務局長
//	久住智治	企画政策部企画課長事務取扱企画政策部参事
//	吉岡利行	企画政策部財政課長事務取扱企画政策部参事
//	石嶋大介	企画政策部広報課長
//	小野澤勝美	総務部総務課長
//	林 顕一	総務部職員課長

3 文京区地域福祉推進本部幹事会幹事名簿(平成23年6月22日現在)

役職	氏名	役職
幹事長	竹澤正美	福祉部長
副本部長	佐藤正子	男女協働子育て支援部長
//	宮本真理子	保健衛生部長
//	久住智治	企画政策部企画課長事務取扱企画政策部参事
幹事	松永直樹	総務部防災課長
//	内野陽	福祉部高齢福祉課長
//	渡邊了	福祉部特命担当課長
//	椎名裕治	福祉部障害福祉課長
//	太田治	福祉部生活福祉課長
//	高橋秀代	福祉部介護保険課長
//	竹越淳	福祉部国保年金課長
//	新名幸男	福祉部福祉センター所長
//	野田康夫	男女協働子育て支援部子育て支援課長
//	木幡光伸	男女協働子育て支援部児童青少年課長
//	辻政博	男女協働子育て支援部保育課長
//	小池陽子	男女協働子育て支援部 男女協働・子ども家庭支援センター担当課長
//	廣瀬誠一	保健衛生部生活衛生課長
//	望月博	保健衛生部健康推進課長
//	石原浩	保健衛生部予防対策課長事務取扱保健衛生部参事
//	澤井英樹	都市計画部住宅課長
//	加藤裕一	教育推進部学務課長
//	伊藤浩介	教育推進部教育指導課長
//	野稻義明	教育推進部教育センター所長

5 計画改定の検討経過

(1) 地域福祉推進協議会

回	開催日	主な議題
第1回	平成23年7月13日(水)	1 文京区地域福祉計画の進捗状況について 2 文京区地域福祉計画分野別検討部会における検討状況について
第2回	平成23年9月1日(木)	1 文京区地域福祉計画の改定について
第3回	平成23年11月18日(金)	1 文京区地域福祉保健計画「中間のまとめ」について 2 健康に関するニーズ調査の実施について
第4回	平成24年2月10日(金)	1 文京区地域福祉保健計画(案)について

(2) 障害者部会

回	開催日	主な議題
第1回	平成23年4月28日(木)	1 文京区地域福祉計画の改定について 2 障害者計画の改定について 3 文京区の障害者・障害児の現状
第2回	平成23年6月10日(金)	1 障害者計画(平成21年度～23年度)の進捗状況について 2 障害者計画改定に向けた団体等ヒアリング調査結果の概要 3 障害者の生活実態及び都内における発達障害の現状について 4 今後の計画検討について
第3回	平成23年7月7日(木)	1 障害者計画改定に向けた当事者・保護者等ヒアリング調査結果について 2 障害者計画の重点課題と方向性について
第4回	平成23年8月2日(火)	1 障害者計画の重点課題と方向性について 2 計画の体系について(案) 3 シンポジウム(案)及び障害者本人等の意見を聞く場の開催について
第5回	平成23年9月20日(火)	1 「中間のまとめ」のたたき台について
第6回	平成23年10月27日(木)	1 「中間のまとめ」について
第7回	平成24年1月26日(木)	1 意見を聞く場・シンポジウム等の開催結果について 2 地域福祉保健計画「中間のまとめ」に対する意見と区の方考え方について 3 文京区障害者計画(最終案)について

(3) 地域福祉推進本部

回	開催日	主な議題
第1回	平成23年7月6日(水)	1 文京区地域福祉計画の進捗状況について 2 文京区地域福祉計画分野別検討部会における検討状況について
第2回	平成23年8月24日(水)	1 文京区地域福祉計画の改定について
第3回	平成23年11月9日(水)	1 文京区地域福祉保健計画「中間のまとめ」について 2 健康に関するニーズ調査の実施について
第4回	平成24年2月1日(水)	1 文京区地域福祉保健計画「中間のまとめ」に対する意見と区の方考え方について 2 文京区地域福祉保健計画(案)について 3 地域包括支援センターの愛称の候補について

(4) 地域福祉推進本部幹事会

回	開催日	主な議題
第1回	平成23年6月23日(木)	1 文京区地域福祉計画の進捗状況について 2 文京区地域福祉計画分野別検討部会における検討状況について
第2回	平成23年8月19日(金)	1 文京区地域福祉計画の改定について
第3回	平成23年10月31日(月)	1 文京区地域福祉保健計画「中間のまとめ」について 2 健康に関するニーズ調査の実施について
第4回	平成24年1月30日(月)	1 文京区地域福祉保健計画「中間のまとめ」に対する意見と区の考え方について 2 文京区地域福祉保健計画の「最終案」について 3 地域包括支援センターの愛称の候補について

(5) 「中間のまとめ」に対する区民意見

本計画の改定に当たっては、区民の意見を幅広く取り入れるために、「中間のまとめ」について、パブリックコメントや区民説明会を実施しました。

1 周知方法

区報特集号の発行（平成23年12月8日号）、区ホームページへの掲載等により、広く周知を図りました。

2 パブリックコメントの実施

- | | |
|------------|---------------------------------------------------------|
| (1) 実施期間 | 平成23年12月8日(木)～平成24年1月10日(火) |
| (2) 資料閲覧場所 | 所管課窓口、行政情報センター、図書館・図書室、地域活動センター、地域アカデミー、社会福祉協議会等（計46か所） |
| (3) 意見提出者 | 26人 |
| (4) 意見件数 | 41件 |

3 区民説明会の開催

- | | |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 開催状況 | 平成23年12月13日(火) 文京福祉センター
12月15日(木) 駒込地域活動センター
12月16日(金) アカデミー湯島
12月17日(土) 産業とくらしのプラザ |
| (2) 参加者数 | 24人 |
| (3) 意見件数 | 30件 |

心み みやこ
「文の京」ハートフルプラン
文京区地域福祉保健計画

障害者計画

(平成 24 年度～平成 26 年度)

平成 24 年 (2012 年) 3 月発行

発行／文京区

編集／福祉部障害福祉課

〒112-8555 文京区春日一丁目 16 番 21 号

TEL 03-5803-1211

印刷物番号 F0311059 頒布価格 440 円

再生紙を使用しています。

